

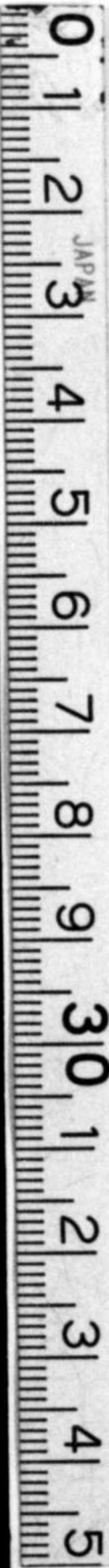
14. 2ハ-124



1200501165770

14 2ハ

7



始



滿洲國產業概觀

142
124





滿洲國產業概觀

發行所寄贈本





呂新
榮大臣
寰

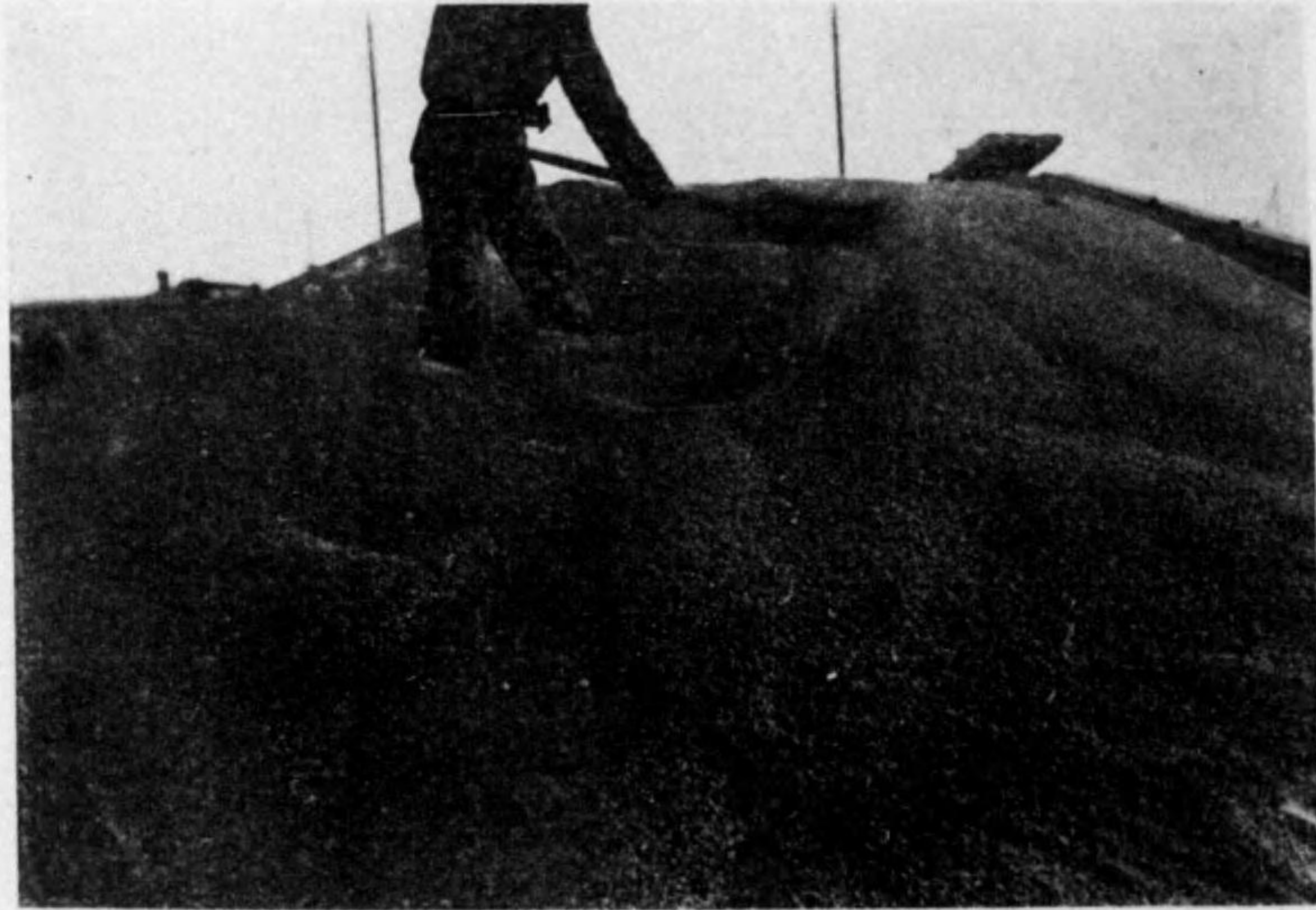
丁前
鑑大臣
修

(室臣大於日八月五)



(場驗試事農鐵滿嶺主公)牧放





大豆のラバ積



大豆の野積



大豆の收穫

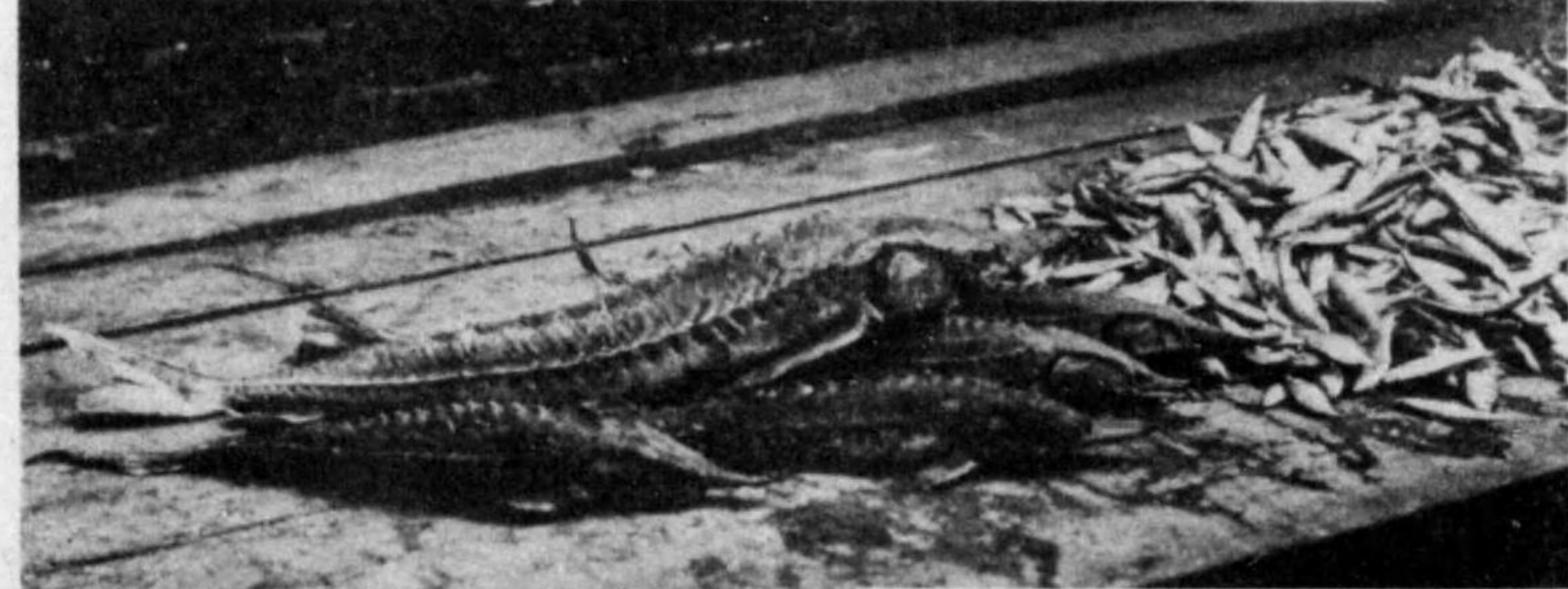


大豆の耕作

渤海望海黃花魚期に於ける漁獲物陸揚場



黒龍江産の鯉魚

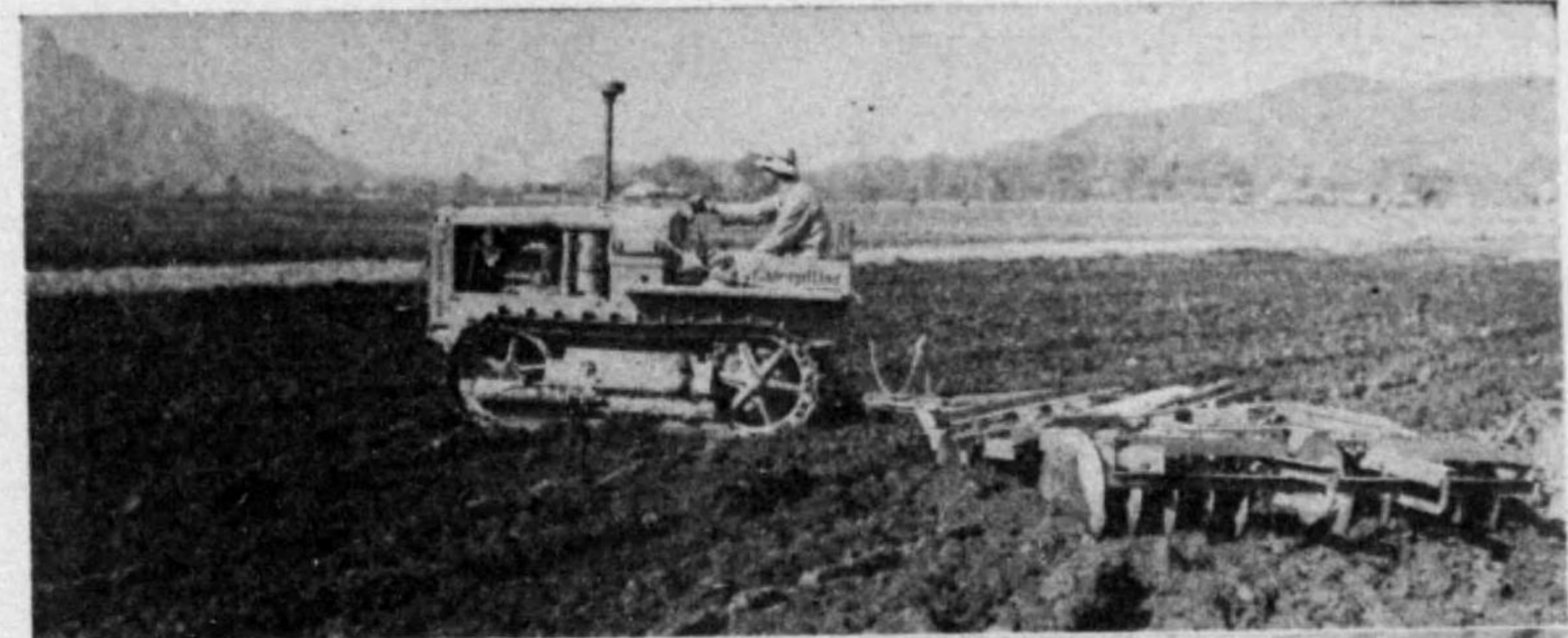


訥爾河の鮎



黃花魚漁獲の風網船

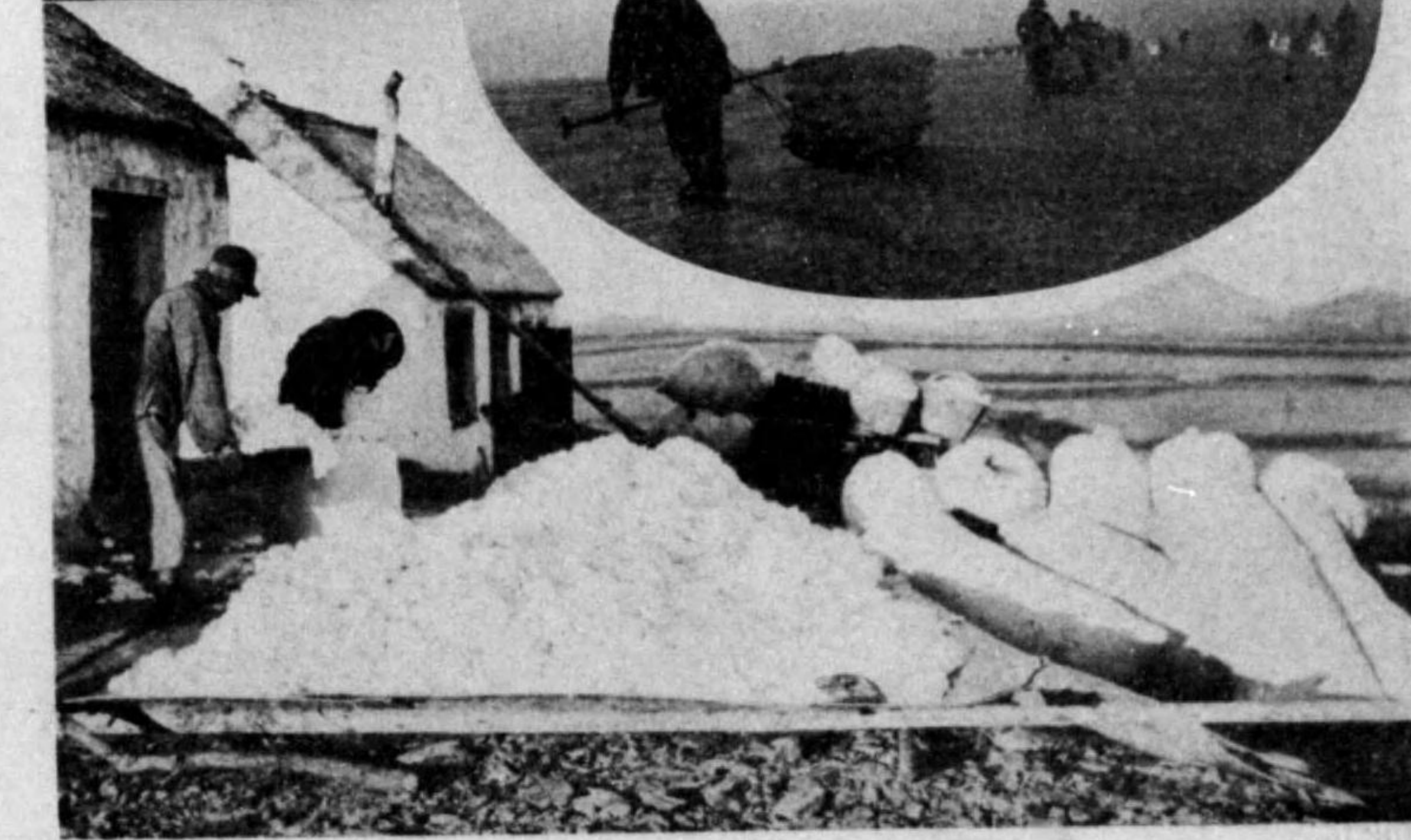
鳳凰城邦人農場(トラクター使用せるデクスロウ)



大豆の輸送(新京驛)

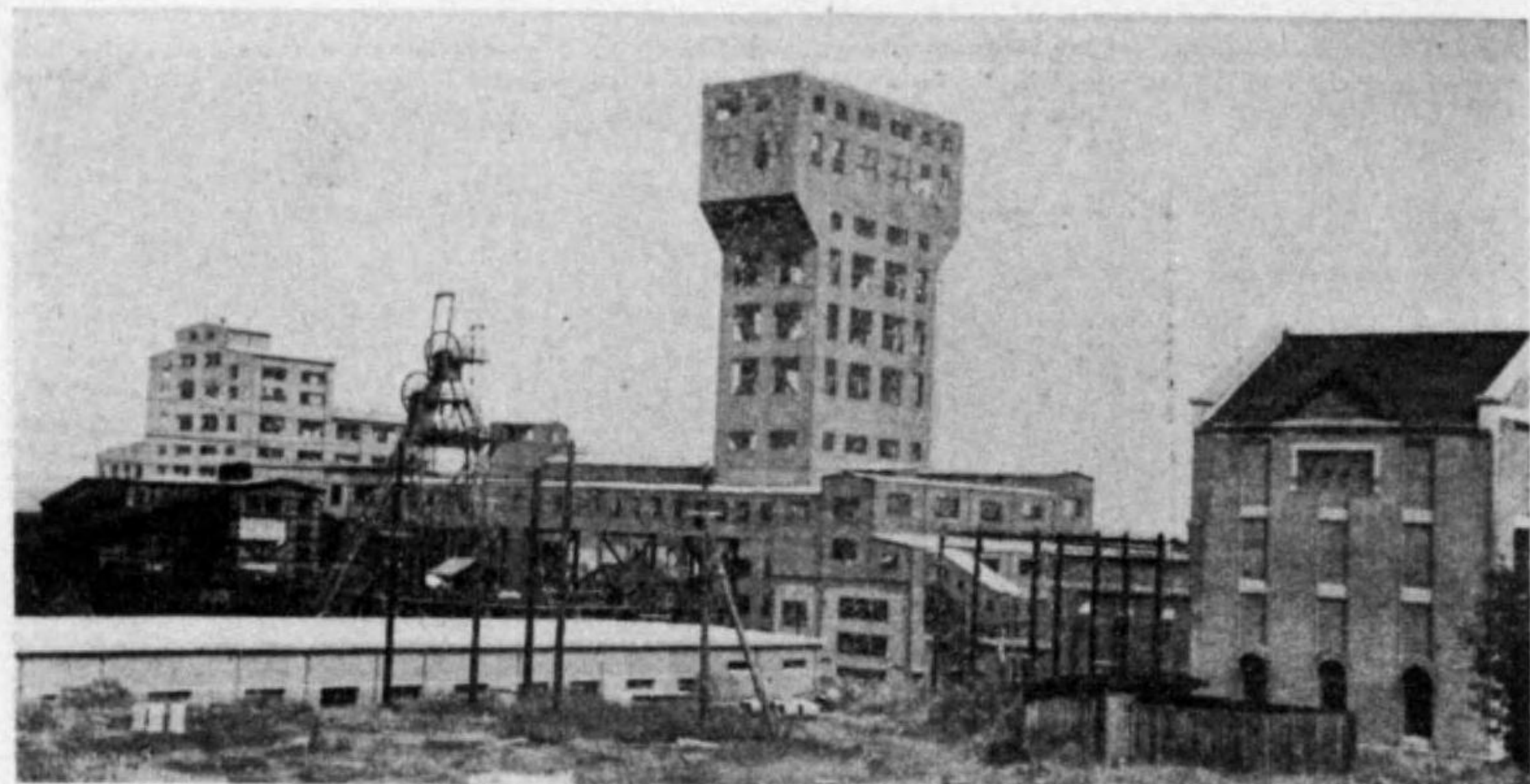


遼河(送輸上水)



棉花收穫(大連)

(順撫) 龍鳳豎坑



老頭溝炭礦

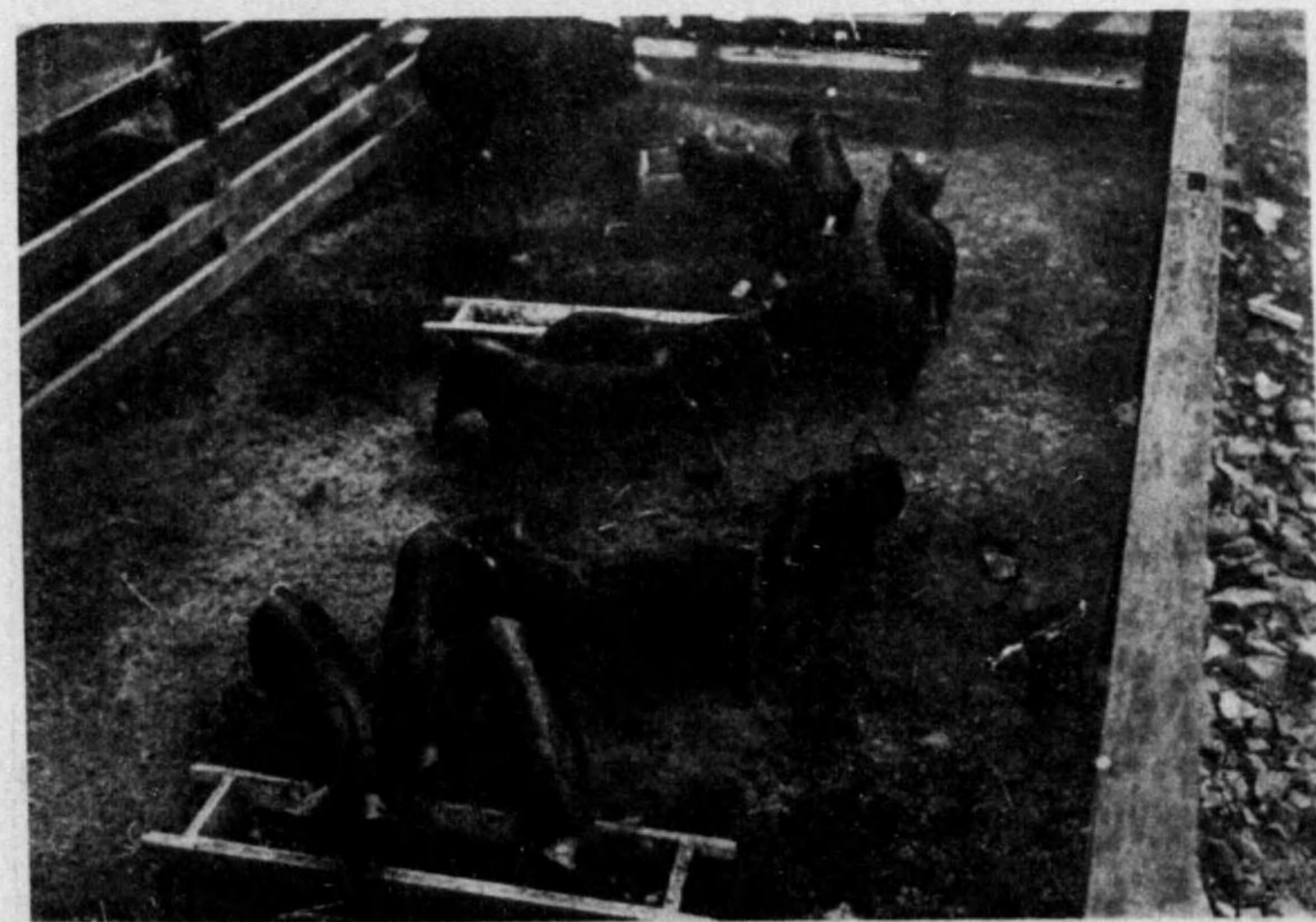


順撫炭礦

(滿北) 砂金採取

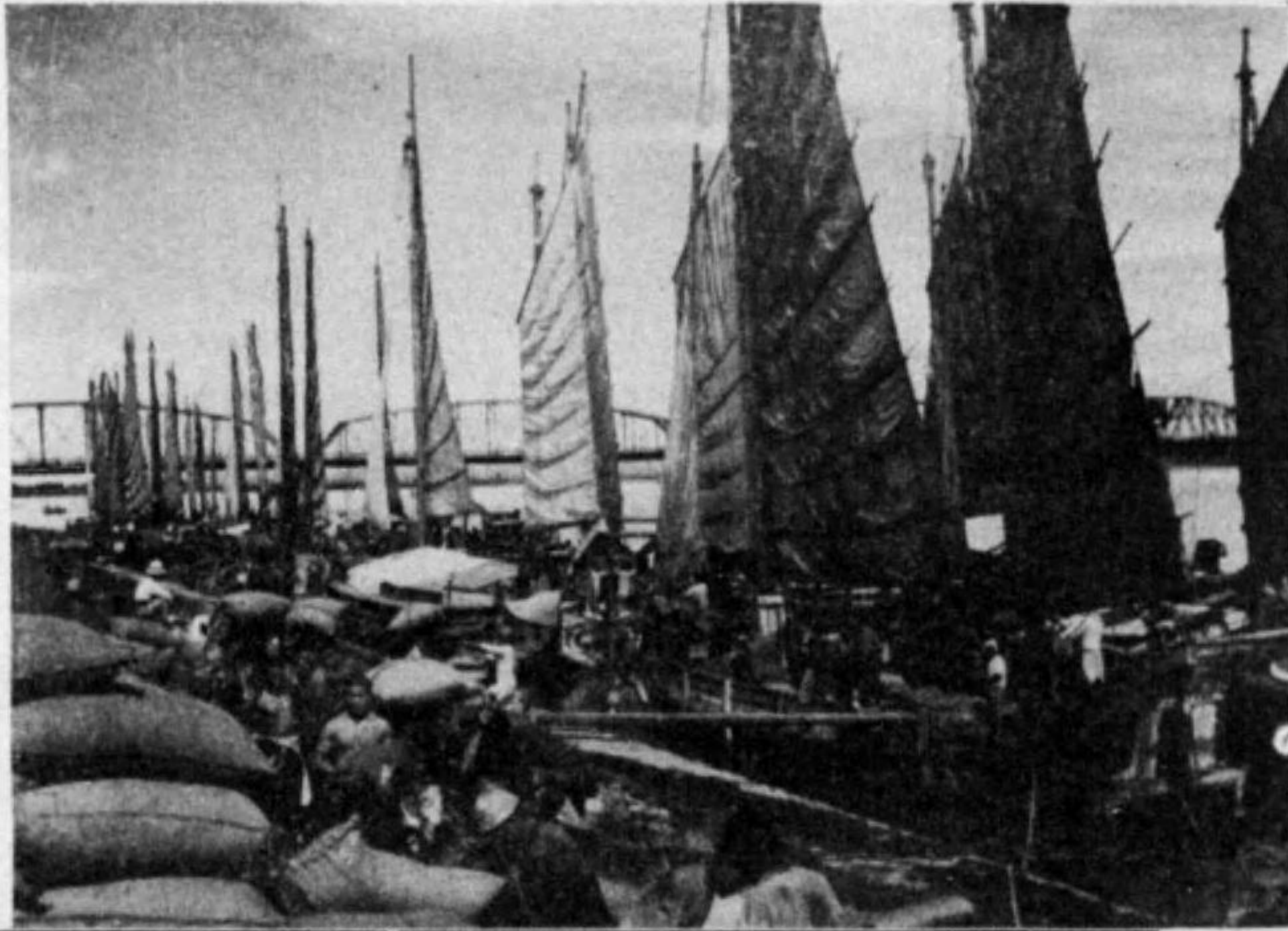


鴨綠江の筏

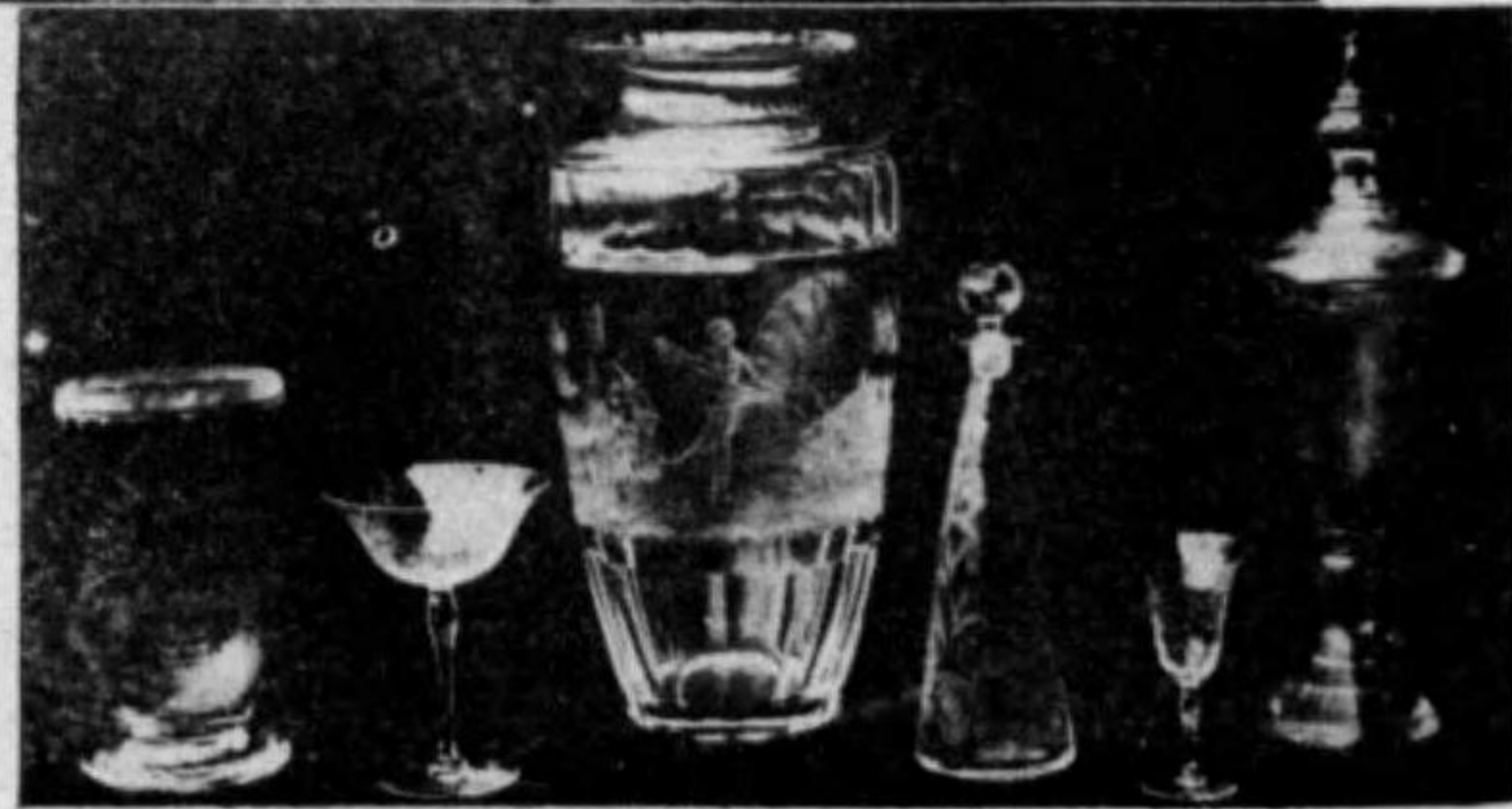


種豚

鴨綠江の埠頭(安東)

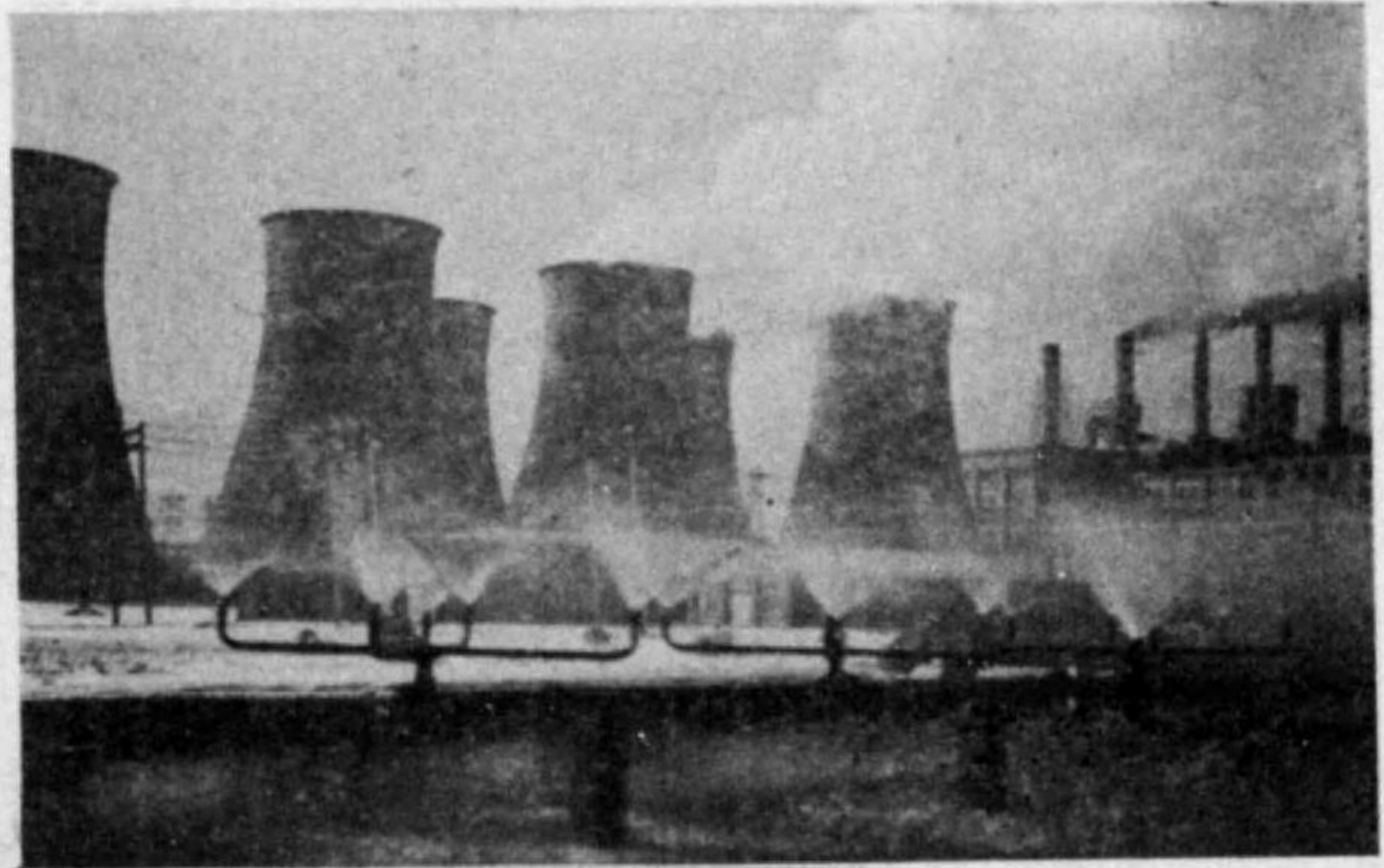


双島灣鹽田製鹽(旅順)

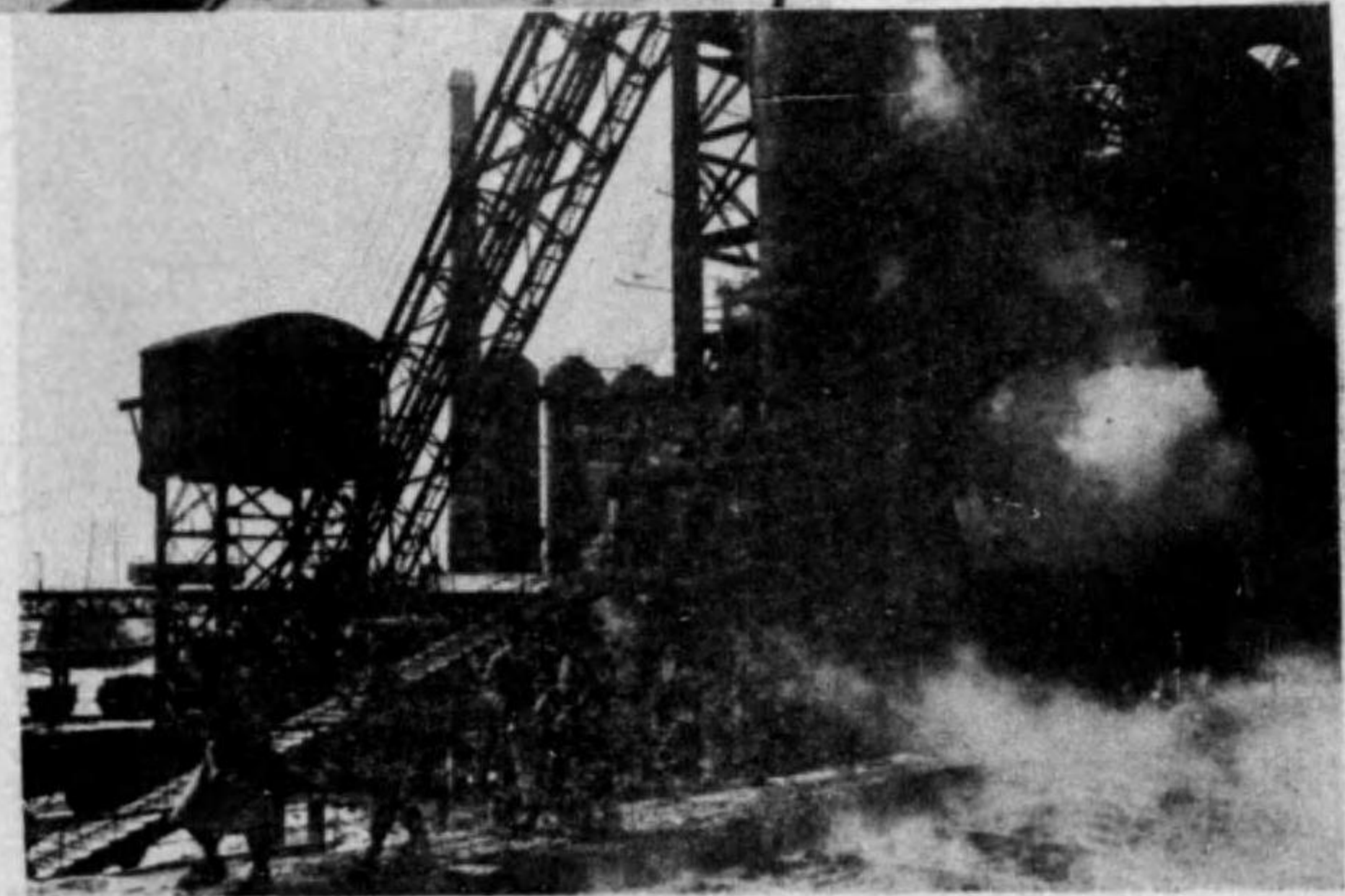
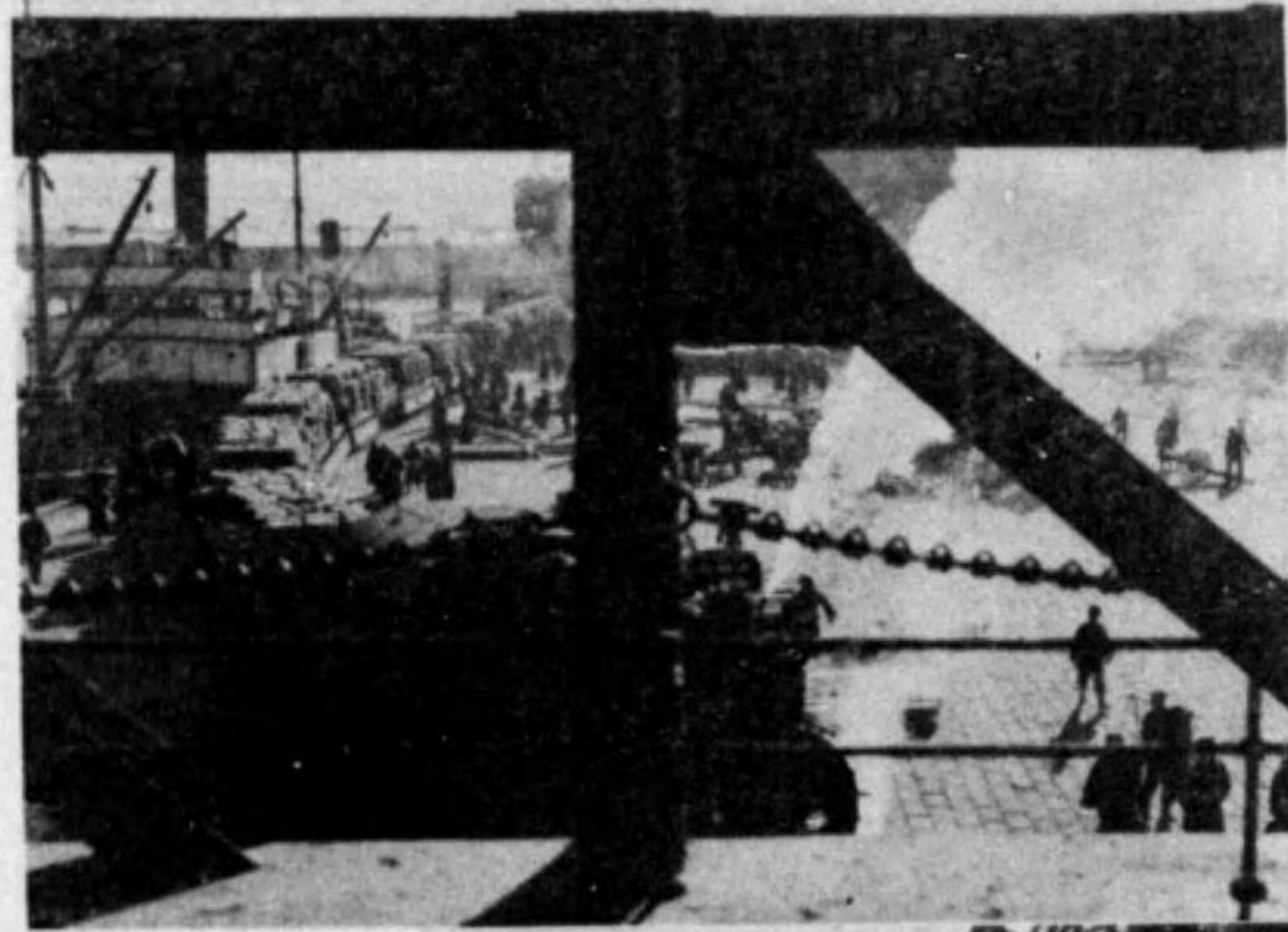


(連大)品製社會子硝光昌

撫順發電所



大連埠頭



(山鞍)所鋼製和昭

扉言

我國建國以來既に五箇年國礎茲に愈固く將に飛躍の機に至れりと謂ふべし

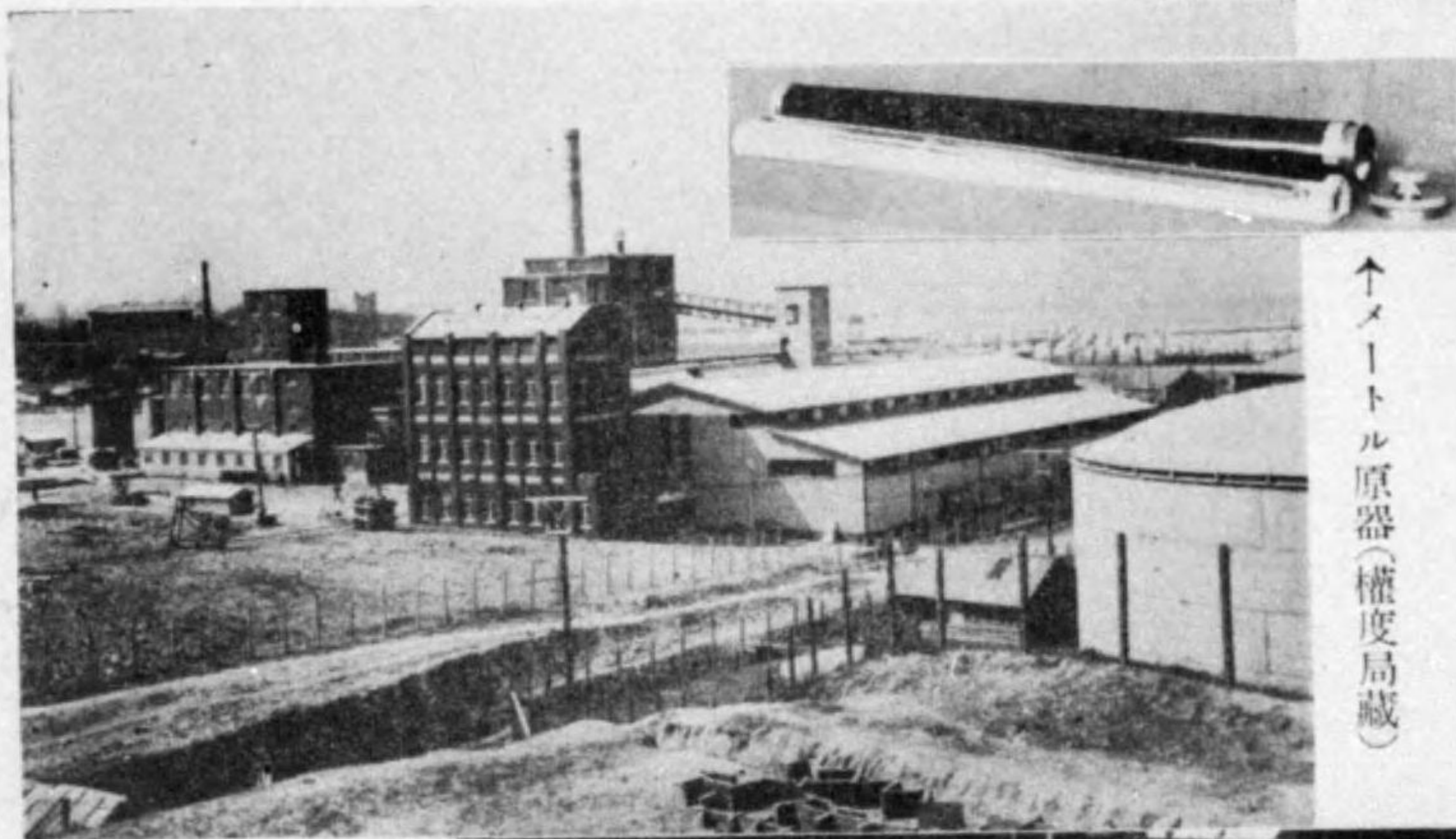
即ち産業開發五箇年計畫は過去五箇年間に於ける我國政治及經濟の成果を基礎とし飛躍第一年度を本年に迎へ農、林、鑛、商、工の諸産業部門に互り國家及國民經濟の全面的發展、充實並に安定を目途とし既に其の歩みを始め且速めつゝあり

此の秋に方り我國産業諸般の實態を簡明に把握し置くは開發の前提として素より何人と雖も緊要事なりとす

本誌刊行の目的亦此處に在りと雖も其の詳細に互りては到底企及する能はず本誌を以て實態把握の一資料ともならば幸甚なり

康德四年四月

實業部文書科長 神田 暹



大豆アルコール抽出工場



↑メートル原器(權度局藏)



鐵道工場(大連)



(天奉)造製の卓煙卷紙

康德四年版滿洲國產業概觀

總目次

第一篇	總說(附 實業部機構一覽表)一
第二篇	產業統制の現況五
第三篇	農業一三
第四篇	水產二九
第五篇	畜產四七
第六篇	林業七三
第七篇	鑛業九九
第八篇	工業一三一
第九篇	商業一五九
第十篇	權度(度量衡)一八九
第十一篇	工業所有權二〇一

總說篇



總務長 岸 信介



煙草耕作狀況

第十二篇 觀

附錄

產業概況統計

象

.....1031

第一篇 總 說

大同元年三月一日滿洲帝國の建國に當り、王道樂土を宣言し樂土建設の聖業に入りて茲に五年、國基愈鞏固に治安亦目覺しき改善を見、今や國家創業の期を脱して力を第二期經濟建設に致し一意國力の充實に傾倒すべき秋に當面しつゝある。

然るに世界の大勢を觀るに、國際關係は益逼迫を極め、各國は各個別經濟に立籠り所謂廣義國防の強化に寧日無く、爲に國家經濟は極度に緊迫し對外貿易上前途極めて多難なる狀態に在りて、殊に我邊境は不斷に赤化の脅威を受け、將又民族の離間、階級闘争の醜成に依りて、五族協和、一德一心を以て建國の基礎として居る我國の擾亂を目的とする諸種の謀略到らざるなき狀況である。

斯る情勢に鑑み建國以來過去五ヶ年に亘る經濟開發の成果を基礎として、天賦の資源を開發し國力を増進し國民生活を充足して、國礎の安固を期するは刻下の急務たると共に、日滿一體の精神に照して日滿プロツク經濟體制を確立し、日滿兩國の國防を強化する事は正に絶對的使命であると謂はねばならない。本年を以て實施第一年度とする産業開發五ヶ年計畫は、如上の見地からして有事の際に於ける必要資源の現地調辦及自給自足を目標とする日滿綜合的經濟體制の確立即ち「經濟建設要綱」の實行的實踐である。

今其の内容の要領を示すに鑛工業、農畜産業及交通、通信業の各部門に互つて飛躍的發展を行はんとするものであつて、先づ鑛工業部門中鐵に付て見るに現存昭和製鋼所及本溪湖煤鐵公司の生産を其の可能なる範圍に於て、之を擴張すると共に更に此の際速に東邊道其の他の地域に於ける鑛資源の調査を實施して、之が開發を圖り以て日滿兩國を通じて鐵、鋼の自給自足を確立せんとするものである。

液體燃料は天然石油資源の天恵に乏しい日滿兩國の現状に照して、我滿洲に賦存する豊富且低廉なる石炭の利用及撫順其の

他に分賦する油母頁岩の乾搾に依て人造石油の大量獲得を試みる外、又更に滿洲全體に存する植物資源の利用に依る低廉なる代用燃料としての無水アルコールの製造等に依り液體燃料の日滿兩國に亘る自給策を講じ以て國防の強化を圖らんとするものである。

又石炭は主として滿洲炭礦株式會社を督勵し阜新、西安、北票等の増掘を行ふと共に新に密山、間島、其他主要炭田地方に於ける石炭資源を開發して、出炭の可及的增加を圖り以て産業開發計畫に伴ふ所要燃料及原料炭の供給に遺憾なからしむると共に、其の過剩炭を以て日本供給に充てんとするものである。

電力は之等産業開發計畫に伴ふ一般電燈、電力及特殊工業の需要電力に對應する爲、現存發電設備を擴大せんとするものであつて、之が電源は水力に依るを以て方針とするも其の完成に至る迄は、暫定的に火力發電設備を併設し以て所要電力の供給に遺憾なからしめんとするものである。

車輛は滿鐵及現存工場を中心として、機關車及貨客車の製造能力及修繕能力を増大して以て産業開發計畫に伴ふ貨物の輸送と有事の際に備ふることとし、アルミニウムは煙臺其他に豊富に存する優秀なる硬質粘土を原料として、近く開發せらるべき低廉なる水力電氣を利用して、之が増産を圖るものとして、現存滿洲輕金屬製造株式會社をして開發の衝に當らしめんとするものである。

バルブは速に北滿森林資源の調査を遂げ、其の製造能力を可及的に擴大するの外、木材以外の凡有資源を利用して之が増産を圖り、鹽は既設鹽田よりの増産を圖つて國內需要食鹽の潤澤なる供給を圖るの外渤海沿岸に適地を撰定して集約的大鹽田を開發し、既設滿洲鹽業株式會社の産鹽と合して日本工業用鹽の豊富低廉な供給を爲さんとするものである。

金は滿洲採金株式會社を督勵するの外、各地域に互て産金獎勵に關する必要な措置を講じて、以て産金五ヶ年間の略計二億圓に達せしめんとするものである。

其他マグネシウム、曹達灰、石棉、鉛、自動車等夫々適地適應の原則に依て飛躍的發展を遂げしめんとするものである。

次で農産部門に於ては、我國が農本國であるの事實に即應せしむる爲大豆、高粱、粟、玉蜀黍等の在來主要農作物に付耕作方法の改良等技術的増産の方法を講ずると共に、特に米、小麥、大麥、燕麥、ルーサン、洋麻、亞麻、蓖麻、棉花、黄色煙草、甜菜等の各農産物の増産政策の遂行に努力せんとするものであつて、之が爲に政府は未耕地、廢耕地開墾に依る耕作面積の擴大と共に、併せて全般的に農事指導施設の整備擴充、農事組合の設置等の方法を講じ開發の速進を圖る計畫を有して居る。

更に畜産部門に在つては、馬匹、綿羊を主として併せて牛、豚の改良増産を圖らんとするもので、之が爲に政府は馬匹に付ては種馬所、種馬育成所及馬廠の設置、綿羊に關しては種綿羊の輸入、綿羊改良場及綿羊牧場の増設、種綿羊の配付等の方法を講じ、以て改良増産を圖るの外之等獸肉加工の増産を併せ講ぜんとするものである。殊に我滿洲國が畜疫の猖獗に依て年々蒙る損失は極めて莫大なるものがあるのに鑑み、畜産の改良増産と併行して畜疫の豫防制壓の徹底を期するものである。

此の外常部所管以外に於ても第四次建設計畫に依る鐵路の延長及改良、路道の新設、改善、橋梁の架設、通信網の完備、港灣設備の擴張等各方面に多大なる開發を加へんとするものである。

右關係産業の開發に伴つて流通經濟の調整、産業勞働力の充實等幾多施設經營を要するものあり、實に國家産業の全機能を動員して之が補強増大を期するものである。

而して右産業行政の衝に當る實業部の組織を見るに、本部を總務司、農務司、林務司、鑛務司及工商司の五司に分つて、各其の擔當事務を管掌し更に外局としては、經濟計畫の調査機關として臨時産業調査局、工業所有權分野を擔當する特許發明局、度量衡に關する事務を處理する權度局、觀象を任とする中央觀象臺及金鑛の選鑛、精鍊並に製品販賣に關する事務を擔當する金鑛精鍊廠を設置し、尙當部直轄の地方所屬機關として各農事試驗場、各林務署、各鑛業監督署、各地方觀象臺、營口水産局、綿羊改良場及柞蠶種繭場を置き全産業部門に亘り夫々行政並に試験の一部を擔當して居るのである。

第二篇 産業統制の現況

滿洲國重要産業の統制に關しては大同二年三月一日發表された「經濟建設綱要」中に示された如く國防的若は公共公益的性質を有する重要事業に付ては公營又は特殊會社をして經營せしむるの原則に基き實業部所管關係に於ては既に十一の特殊會社及五の準特殊會社が設立せられ各其の目的に向つて邁進しつゝあり右以外の事業に付ては從來經營許可等の行政的措置に依り適宜統制し來つたが該企業の許可制には別段の法規的根據なく且統制の目的及統制企業の範圍等に關し明確を缺いて居たので種々の誤解を生じ、爲に企業勃興及其の圓滑活潑なる活動を阻害するの傾向無しとしなかつた。故に之が法規化は刻下の緊急事として要望せられてゐたが愈右の重要産業統制法も近く公布せらるべき運びとなり之に依つて自由企業と統制企業との限界及滿洲に於ける産業統制の程度目的等も明確に分轄され經濟建設の本格的進展に拍車をかけるものと期待されて居る。今實業部所管の特別の法令に基き設立せられた各特殊會社の現況を示すと次の如くである。

○滿洲炭礦株式會社

本會社は石炭の採掘並に販賣及石炭鑛業に對する投資等に依り滿洲に於ける炭礦の合理的開發、統制を圖り滿鐵系炭礦と協力して全滿炭業の一元的統制を計るを目的として康徳元年五月資本金壹千六百萬圓（全額拂込内現物出資壹千參百萬圓現金拂込參百萬圓）を以て設立せられ更に康徳四年三月同社出炭五箇年計畫に即應する爲に八千萬圓に増資せられた。出資の引受は滿洲國と滿鐵との等額引受である。

而して同社の統制下にある炭田の埋藏量は五十億噸に達し就中阜新炭田の如きは既に埋藏量約四十億噸と推定せられ將來に於ては撫順炭礦と相並び滿洲に於ける二大炭礦たるべきものと期待せられて居る。

同社の出炭は康德元年度百七拾萬噸より康德二年度に於ては二百十萬噸に増加したるが更に産業開發五箇年計畫に於ては五箇年後に於ける同社の出炭を實に一千五百萬噸に達せしめんとするものであり、同社の今後の使命は益々重大を加ふるものである。

○滿洲採金株式會社

舊吉黒二省に於て獨占的鑛業權者として砂金及金鑛の採掘竝に精鍊、産金業者に對する資金の供給、採金事業經營の委託竝に受託及租鑛、砂金、精金の賣買等を營み滿洲國に於ける採金事業の開發經營に當らしめる目的を以て康德元年五月設立せられたるが即ち本社であつて其の資本金は一千二百萬圓(現金株二分の一拂込、内譯滿洲國政府、滿鐵各五百萬圓、東洋拓殖會社二百萬圓)設立以來主力を其の廣大なる事業區域の調査に置きて着々企業確立の準備工作に精勵したる結果今や各地に多數有望なる砂金地帯を發見するを得て愈企業の基礎を確實ならしむるを得其の産金狀況は康德二年度の三百五十萬圓より康德三年度に於ては一躍一千萬圓と飛躍的增加を示した。更に同社の樹立せる五箇年計畫に於ては其の最終年度に於て八千萬圓を突破せしむるの計畫であり殊に康德三年十月には泥鰐河に建設中の採金船も竣工し採金事業近代化への一步を踏み出したことは注目し價するものである。

○滿洲石油株式會社

本社は石油の精製、販賣を爲すと共に國防上重要な石油資源の確保を目的として大同三年二月設立せられた。設立當初の資本金は五百萬圓(全額拂込)其の内譯は滿洲國政府百萬圓、滿鐵二百萬圓、小倉、日石、三井、三菱各五十萬圓であつたが康德二年四月滿洲國に於て石油專賣法の實施せらるゝに及び、同社の事業も著しき進展を見、專賣品賣上高は康德元年度百二十萬圓より康德二年度一千萬圓と増加したる外更に最近に於ては大華火油公司の買収に依り冀東地區及天津方面に迄進出する

ことゝなり之に伴ふ設備の擴張等に付増資の必要に迫られ康德三年八月資本金を倍額の一千萬圓(内譯滿洲國政府四百萬圓、滿鐵二百五十萬圓、三井、三菱、日石各百萬圓、中銀五十萬圓)に増資し昨年末二百五十萬圓の拂込を爲した。

尙同社は政府の命に依り補助金を得て油徴地札査諾爾に於て試掘を實施中でありて目下深度約一千米に達せんとして居る。

○滿洲鑛業開發株式會社

鑛業權の取得及租鑛權の設定及鑛業製鍊事業に對する投資又は融資を爲し勅令第九十一號に所定の國防上重要な鑛物資源(白金鑛、鉛鑛、亞鉛鑛、アンチモニー鑛、アルミニウム鑛、ニッケル鑛、硫化鐵鑛、マンガン鑛、重石鑛、水銀鑛、黒鉛、石炭、石油、油母頁岩、マグネサイト、螢石、耐火粘土、滑石、石綿)の鑛業權を確保し其の合理的開發を積極的に促進する目的を以て康德二年八月設立された、資本金五百萬圓にして其の内譯は滿洲國政府、滿鐵各二百五十萬圓である。

即ち前記鑛物を發見したるものは本會社(又は政府の指定する會社)に申出を爲し該會社に於て鑛業權設定の登録を受けたるときは該會社より申出人は租鑛權の設定を受くるか或は租鑛權の設定を受けざるものは補償金の交付を受けるやうになつて居る。

同社の業務は發見申出件數五千件を突破し、出願件數は千四百件(舊出願にして勅令に依り當社に名義變更ありたるものを含む)に達して居る。申出の重なるものは石炭、鐵、石綿、石油、耐火粘土等であり特に石炭は多く首位を占め全體の六〇%に達して居る。

而して既に鑛業權の設定登録済のものは五十八件であり其の内譯は鉛六、亞鉛一、鐵一一、硫化鐵一、石炭一九、螢石二、耐火粘土二、滑石七、石綿九である。

尙同社の現在迄の租鑛權設定數は僅々數件に過ぎないが鑛業權取得件數の増加は租鑛權設定の著増を見るべく同社の機能の發揮は此の後に俟つべきもの甚だ大である。

○同和自動車工業株式會社

日滿兩國國防關係の不可分性に鑑み國內に國產自動車工業の確立を速進し國防上重要産業たる自動車製造業を統制せしむると共に一朝有事に備へんとする目的を以て康徳元年三月設立せらる。資本金六百二十萬圓(二分の一拂込)内譯滿洲國政府二十萬圓、滿鐵二百九十萬圓、自動車工業、日本車輛、三菱造船、川崎車輛、東京瓦斯電氣、戸畑鍊物各四十六萬圓、日本自動車三十四萬圓である。

創立以來同社は、尨大なる資本力を背景とする外國車の市場確保の爲にするダンピングに妨げられて多難なる過程を辿り來つたが最近關係當局の努力に依り種々の振興策が講ぜられ同社の事業も漸く發展の緒に着くに至つた。同社の完成車賣上臺數は康徳元年度二十四輛、康徳二年度百六十九輛と増加し康徳三年度(康徳四年六月末日)の販賣豫定臺數(完成車)は六百三十輛である。

○滿洲棉花股份有限公司

滿洲棉花股份有限公司は康徳元年資本金二百萬圓(滿洲國政府、滿洲棉花株式會社各百萬圓)を以て設立せられた。同社は棉花の買入及加工、棉花及種子販賣、棉花耕作資金の融通、棉花栽培用品の供給、棉花耕作者に對する必需品の供給及棉花の栽培を自的とするもので棉花改良増殖計畫に對應して棉花の處理機關たると共に、優良種子の散逸を防止し之を確保せんとするものである。

同社の事業經過は康徳元年度收買數量は實棉三百三十萬斤、繰棉百五十萬斤、康徳二年度は實棉三百五十萬斤、繰棉二百二十萬斤であつて康徳三年度は實棉九百萬斤、繰棉六百四十萬斤の處置を目標として計畫を實施中である。

○滿洲林業股份有限公司

滿洲林業股份有限公司は康徳三年三月一日設立せられ、資本金五百萬圓(内譯政府二百五十萬圓、滿鐵、共榮起業會社各百二十五萬圓)にして其の事業は吉林省樺甸、額穆、敦化各縣及濱江省寧安縣南部の國有林中政府より拂下を受けた立木の伐採並に其の販賣及附帶事業の經營で國有林の合理的開發並に木材需給の圓滑を圖るを自的とするものである。本店は新京、吉林に支店を置く。

同社の第一年度事業計畫に依れば康徳三年度公司管内に於ける伐採地域は大石頭河、威虎嶺、意氣溝、新站、漂河の五箇所にして伐採許可數量は四四七、八五〇石であり直營伐採箇所は沙河、威虎河、北大秧の三箇所にして約四十六萬石出材の豫定である。

而して同社は直營事業の第一階段として大石頭—沙河掌三三籽五、黃泥站—額穆三三籽七、敦化站—王把頭店二八籽六の森林鐵道を建設中であるが何れも近く竣工の豫定である。

○滿洲鹽業株式會社

滿洲に於ける鹽田の合理的開發、日滿兩國に對する工業用鹽の豊富且低廉なる供給を爲す目的を以て設立せられたるものにして其の資本金額は五百萬圓(四分の一拂込)にして同社の第一期計畫(康徳六年度完成)に於ける鹽田開發面積は拉脖子及股家溝三千三百八十七町歩にして之が熟田化後の原鹽生産高五萬八千噸、外に附近滿人鹽田生産に係る原鹽九萬八千噸の取扱を爲す豫定である。

尙第二期計畫に於ける鹽田開發面積は二、二〇〇町歩の豫定である。

○滿洲輕金屬株式會社

國內に賦存する豊富優良なる礬土頁岩を利用し優良低廉なるアルミナ及アルミニウムの製造及販賣を爲すを目的とし康徳三年十一月資本金二千五百萬圓(四分の一拂込)を以て設立された資本の内譯滿洲國政府一千萬圓、滿鐵一千四百萬圓、住友合資會社五十萬圓、日本電氣工業會社四十萬圓、日本曹達、日本アルミニウム各五萬圓である。本會社の第一期計畫に於てはアルミニウム年産四千噸である。

○滿洲計器股份有限公司

康徳元年五月準特殊法人として資本金百五十萬圓を以て滿洲計器股份有限公司の設立を見たが其の後情勢の變化に依り特殊法人と爲すの必要あるに至りたる爲康徳三年十月度量衡器及計量器の製作、修理並に賣買を目的として新に特殊法人たる滿洲計器股份有限公司資本金三百萬圓(内譯滿洲國政府百五十萬圓、民間百五十萬圓)を設定して舊公司を買収合併せしめ以て使命達成に努力せしめつゝある。

滿洲生命保險株式會社

康徳三年十月資本金三百萬圓(滿洲國政府、日本生命保險協會附屬會社各百五十萬圓)を以て設立せられ國民保險思想の普及に努めつゝあり。

以上は特殊法に基き設立せられた實業部所管各特殊會社の概要である。尙以上の外に特殊法に基かざるも本部監督下に於て準特殊會社として統制經濟の重要部面を擔當しつゝあるものに左の五會社がある。

滿洲電業股份有限公司(資本金九千萬圓)

奉天工業土地股份有限公司(資本金五百五十萬圓)

本溪湖煤鐵股份有限公司(資本金一千萬圓)

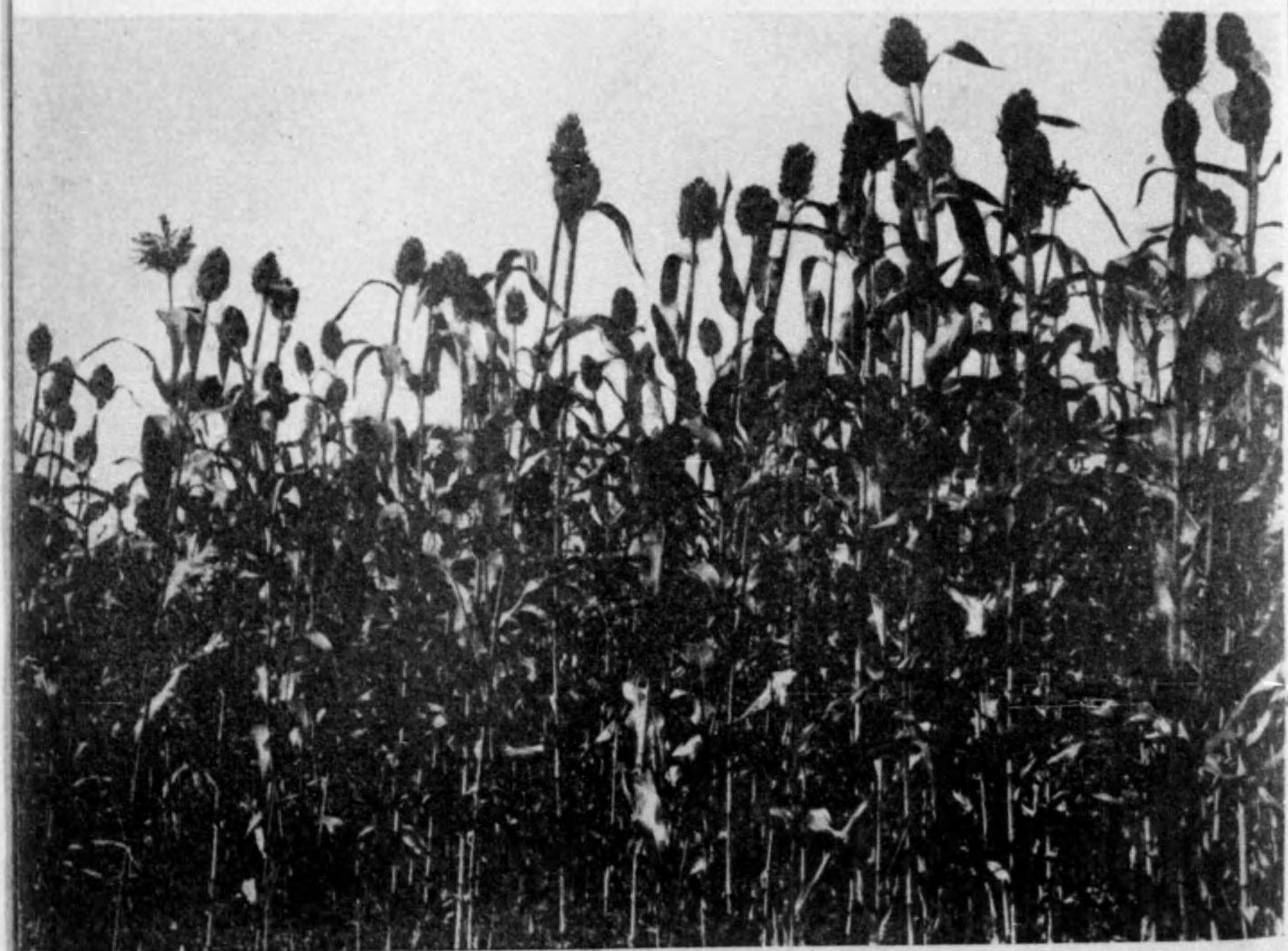
滿洲曹達股份有限公司(資本金八百萬圓)

日滿商事股份有限公司(資本金壹千萬圓)

農
業
篇



農務司長 十五子卷三



高粱

第三篇 農業

目次

- 一、概要
 - 1、自然的諸條件
 - (イ) 氣象
 - (ロ) 土壤
 - 2、農法及經營
 - (イ) 發達過程
 - (ロ) 農法
 - 3、耕地及作物
 - (イ) 耕地面積
 - (ロ) 耕作物の種類
 - (ハ) 農作物の分布
- 二、勸業施設
 - 1、農産物の改良増殖
 - (イ) 優良小麦種子の配付
 - (ロ) 改良大豆及優良大豆種子の配付
 - (ハ) 改良粟種子の配付
 - (ニ) 棉花の改良増殖
 - (ホ) ケナフの増殖奨励
 - (ヘ) 亜麻作の奨励
 - (ト) 黄色葉烟草の増殖
 - (チ) 病虫害の豫防驅除
 - 2、農事試験機關
 - (イ) 克山農事試験場
 - (ロ) 錦縣農事試験場
 - (ハ) 佳木斯農事試験場
 - (ニ) 哈爾濱農事試験場
 - 3、農村對策
 - (イ) 指定村設定
 - (ロ) 農業團體
 - 4、農業金融
 - 5、農作物の生産消費高の調査
- 三、臨時産業調査局農業關係調査實施事項
 - 6、開墾及土地利用
 - 7、農業水利
 - 8、農業移民
 - 9、簡易氣象
 - 10、農産物品評會
 - (イ) 多收穫共進會
 - (ロ) 農産品の品評會
 - 11、勸業諸般の計畫事項
 - 12、農林技術員養成所
 - 1、農村實態調査
 - 2、農産物生産量調査
 - 3、農業上の土地利用調査
 - 4、土性調査

第一章 概要

我國の總面積は約三十萬平方千米で此の内五割餘が可耕地及牧野である。國內三千萬民衆の中八―九割は農民であり、鐵道の貨物について見ても大半は農産物或は其の加工品である。貿易の點から見ても輸出總額の約七割と云ふものは特産品である。

之等の事實より考察すると我國の農業は國民經濟上實に重大なる位置を占めて居り従つて之を振興することは重要な國策でなければならぬ。即ち我國國民經濟の主要部分を爲す農家經濟の安定を圖ることは最も緊急を要するものであつて之が爲政府は未耕地の開拓、農法の改良、農産物の改良増殖を圖ると共に他面又特産物輸出の改善を爲す等現下の農村、社會的、經濟的諸情勢に適應しつゝ農家經濟の復興に努めつゝある。

然し乍ら不幸にして滿洲國の農業の實態も未だ確實に闡明把握せられてゐないのであつて産業の基礎的調査機關たる臨時産業調査局の調査の完成を俟つて其の根本的政策の攻究樹立を爲さんとしつゝあり。以下既存の資料に基き我國農業の全貌を概括的に述べることにする。

第一節 自然的諸條件

我國の農業を技術的に見た場合最も特異とする所は乾燥地農業即ち乾燥農業が行はれてゐないといふことである。以下少しく其の前提要件たる氣象要素其の他の自然的條件に付て説明して見やう。

(一) 氣象

氣温は春秋の雨季が短く夏冬の雨季が長く、寒暑の年較差が非常に大きい。月平均氣温の最も高いのは七月で最低氣温は一月に現はれ著しく大陸性氣候の特徴を發揮して日本の如き海洋性氣候に比して大にその趣を異にする。冬期冷寒の爲地表の凍結は一米乃至二米に及ぶが夏は緯度に比し相當高温に達する。

雨量は甚だ少く農耕地帯に於て五百乃至八百毫米で日本の年總量の約三分の一である。東部内蒙古の如きは三百毫米以下となつて最早農耕は出來ない。

(二) 土壤

滿洲の土壤はその理化學的性質を綜合するに農業的に必ずしも良好と云ふべきではないが大して不良ではない。有機質並に窒素の含有量乏しく燐酸加里の含量は相當多い。

第二節 農法及經營

(一) 發達過程

由來土着の滿洲人及蒙古人は耕種農業に對する技能を缺き戰鬪と遊牧が彼等の職業であつた。清朝の封禁が破れて以來關裡から農業者たる漢人が殺到し來つて始めて滿洲の耕地が拓かれたのである。

最近迄彼等移住漢人の手に依つて廣漠たる原野が歩一步と開墾され來つたのである。滿洲の農業發達史は宛ら民族鬪争の跡とも云ひ得る。更に彼等は東部内蒙古に喰ひ込み漢人農家の勢力は次第に内蒙古に浸入して行つた。

次に滿洲國の東部國境地方は朝鮮民族發祥の故地であり之を慕つて移住し來れる朝鮮人に依つて開拓された地方が少くない。鴨綠江の上流及安奉線沿線滿鐵本線沿線の各縣に於ける水田の耕作は皆之等の移住朝鮮人の手に依つて爲されたものである。

(二) 農法

滿洲に於ける農業組織の型體を見ると遊牧時代から最も進歩した輪作有畜農業迄の各段階を示しつゝある。

第三節 耕地及作物

(一) 耕地面積

滿洲國內は平原、山地殆ど相半し平原には遼河、松花江の二大河灌流し、其の本支流流域は肥沃な農耕地をなしてゐる。

遼河流域は開墾既に久しく松花江流域は遼河流域に比し面積遙かに大であるが既耕地少く随つて農産物の産額も前者程多くない。近年は遼河流域を主とする南滿の開拓は一段落の状況にある事と山東方面よりの移住民の激増とに因り松花江流域を主體とする北滿の開拓は目覺しいものがあつた。

我國の可耕地面積は三千二百七十三萬五千六百六十陌と推稱せられ總面積の三七・三%餘にあたり其の中既耕地面積は一千四百九十六萬二百五十陌を占めて居る。即ち既耕地は總面積に對しては一七・一%可耕地面積に對しては四五・三%を占めて居り、未耕地は可耕地面積に對して五四・三%殘されて居る。

(二) 耕作物の種類

滿洲に於ける栽培作物の種類は四〇餘種類である。大豆、小豆、綠豆、粟、玉蜀黍、小麥、大麥、燕麥、蕎麥、稗、水稻、陸稻及特用作物としての棉花、葉煙草、青麻、亞麻(蘇子)、洋麻、蓖麻、落花生、胡菜、瓜子兒、向日葵、藥用人參、苜蓿等を主なるものとする。而して大豆、粟、高粱、玉蜀黍、小麥の五種は全農産額の七、八割を占めて重きを爲して居る。殊に近年に於ける滿洲大豆は世界産額の六割を占めて居る。大豆は滿洲農産の大宗であり、廣く海外に販路を持ち滿洲特産の名を恣にしてゐる。従つて大豆の豐凶、市場の需要如何は滿洲經濟界に甚大なる影響を有して居り、滿洲は大豆の國とさへ呼ばれてゐる。

大豆は其の生産總額の内半分は現物のまゝ海外へ輸出され、其の内六一%は歐洲へ、二一%は日本へ、一四%は支那へ、四%は其の他へ輸出される。之等最大輸出地である歐洲では輸入額中の七割内外がドイツに於て消費され次がデンマークの二割、英國一割強の順序である。而して大豆價額はロンドン市場に於て、ドイツに依つて決定されるのである。

(三) 農作物の分布

之等の農作物の分布は、自然的制約に従つて明確な地理的區劃をなしてゐる。然して大豆、高粱、粟、玉蜀黍、小麥、棉花等は主要農耕地帯に包含され就中大豆の作付面積(康徳三年度第三回收穫高豫想調査に據る)を各省別に見れば吉林省、濱江省、

奉天省、龍江省、三江省、錦州省、安東省、開島省、黑河省の順序になつてゐる。高粱の作付歩合は奉天線地方、奉天以南地方、開原地方、新京地方、平齊線地方、奉吉線地方、京濱線地方、拉濱線地方、安奉線地方、京圖線地方、濱洲線地方、濱北線地方、清綏線地方、松花江下流地方、齊北線地方、哈爾濱地方、開島地方の順序になつてゐる。粟は熱河省以外の各省農耕中の殆ど全般に均分されてゐる。玉蜀黍の中心地は濱江省、奉天省、安東省の農耕地帯にして大豆に反して其の中心地は南方に偏する。小麥は濱江省、三江省、龍江省地方に主として分布して北滿の小麥の地帯を形成してゐる。棉花は遼中、海城を中心とする一帯の南部地方に分布し、中部地域では洮南を中心とする諸縣に栽培されてゐる。果樹は奉天以南鐵道沿線及關東州に限られてゐる。

柞蠶繭産地中心は奉天省遼河以東でその著名なる産地は蓋平、安東、西豊、岫巖、寬甸、鳳城、海城、莊河、海龍、東豊、興京、鐵嶺、昌圖、復州、本溪、懷仁、通河、臨江、輯安等の各縣である。柞蠶は主として滿洲國人農家の副業として經營せられ蠶場は概ね山腹の柞樹林である。近年に至つて柞蠶繭は滿洲物産中重要なるものとなり海外輸出も激増し行く傾向になつた。

第二章 勸農施設

滿洲國政府は農業開發を促進する必要上舊政權時代全く之を見ざりし農業行政機構の新設強化を企圖し大同二年十二月國務院各部官制の改正と同時に従来の農礦司を改めて農林司及礦務司とし更に康徳元年八月には農林司を分ちて農務司及林務司とし農業方面の助長開發には農務司をして専ら之に當らしむることとしたのである。

第一節 農産物の改良増殖

世界經濟界の不況と舊政權時代の打續く搾取の爲極端に疲弊せる滿洲農家經濟の復興は焦眉の急務であつて政府は之が對策として先づ第一に農産物の改良増殖を圖り經營の合理化と多角的經營に轉換せしめ以て農家の經濟に強靱性を與へんと企圖し

つゝある。

(一) 優良小麥種子の配付

我國に於ける小麥の生産は北滿を主とし年産八〇萬石乃至一〇〇萬石に達するも尙年々五、六〇萬石(小麥粉換算)の輸入を要する現状にあるを以て將來之が自給を目標とし且北滿に於ける大豆より小麥への轉換作を奨励し以て大豆單一栽培の弊を除き農家經濟の強靱性を彌すべく農事試驗場に於ける優良品種の育成に努むる一方大同二年以降差當り地方産優良出廻品を買上げ精選の上之を適地各縣設置の委託採種圃に於て増殖せしめ之を農家所持の大豆又は小麥種子と現物交換により普及を圖り政府は交換種子の價格差並に配付運搬諸掛を負擔せり。各年度配付種子量及配付地方次の如し。

年 度	配 付 量
康 德 元 年	一、〇七一、〇〇〇石
康 德 二 年	一、四二二、〇〇〇石
康 德 三 年	八七七、〇〇〇石

(二) 改良大豆及優良大豆種子の配付

我國國民經濟に於ける大豆の占むる重要性は茲に歟々するを要せず、政府は一層積極的に生産大豆の量質の向上を圖り不拔の地位を確保せんが爲大同二年以降改良大豆並に優良大豆種子の配付を實施して居る。改良大豆(公主嶺農試育成黃寶珠種)は滿洲國建國前より滿鐵會社の手により哈爾濱、昌圖間鐵道沿線に配付普及に努めつゝありたるが大同二年以降該事業を實業部に繼承し黃寶珠普及可能縣十七縣に對する全面的普及を目標とし原種圃、採種圃を設置、之が系統的増殖を圖り一般農家には現物即時交換の方法を以て積極的普及に着手せり各年度配付種子量次の如し。

年 度	配付種子量
大 同 二 年	七三、〇〇〇石

康 德 元 年	一七七、〇〇〇石
康 德 三 年	三九〇、〇〇〇石

因に改良大豆は在來種に比し收穫量に於て一五—二〇%増、且早熟種である。一方北滿に於ける大豆は年産約百五十萬石の大量に達するも氣候の制約を受け品質不良の憾なしとせず、而も時として乾燥不充分なる所謂水豆(濡豆)を生じ農家經濟を脅威すること大なるものあり、康德二年度に於けるが如きは其の著しき例である。依つて滿鐵公主嶺農事試驗場及國立克山農事試驗場に於て銳意優良品種の育成に努めたる結果「公五五五號」「黃金」及「西比瓦」等の早熟優良品種の育成に成功したるも之が増殖普及には尙數年を期せざるべからず仍て差當り小麥と同様地方出廻品中良質のものを選び優良小麥種子の配付に準じ康德二年度以降之を開始せり。

年 度	配付種子量
康 德 二 年	四三、〇〇〇石
康 德 三 年	三六七、〇〇〇石

(三) 改良粟種子の配付

粟は全滿を通じ主要食糧の一にして之が改良増殖を圖る爲改良粟(公主嶺農試育成大白種)の普及を目的とし普及豫定縣に採取圃を設置せしめ、康德二年長春外九縣に對し一九、〇〇〇石、康德三年十七縣に對し三七、〇〇〇石の種子配付を實施せり。

(四) 棉花の改良増殖

棉花の改良増殖は産業上及國防上緊喫なるを以て建國と同時に之が奨励計畫を樹立、大同二年度に之が實施に着手し爾來逐年發展を辿り康德三年度作付面積八六、六〇〇陌に達した。

特に栽培指導奨励機關として大同二年四月滿洲棉花協會を設立し改良陸地棉原種圃、採種圃の經營、種子の配付、指導技術員の地方駐在、棉花組合の輔育、其の他各汎の奨励施設の衝に當らしめると共に、生産棉花の處理商品化に當らしむる機關と

して康徳元年四月特殊公司法による滿洲棉花股份有限公司を設立し棉花の收買及繰棉作業を經營せしめて居る。兩機關の康徳三年末の現況次の如し。

○滿洲棉花協會

本部(在新京) 會長實業部大臣

奉天辦事處(在奉天一經路八緯路)

縣支部(在南滿十八縣) 支部長、縣長、駐在技術員日系四六名、滿系三三名

事業

- 1 原種圃(海城二〇陌、蓋平一〇陌)
- 2 採種圃一、〇一〇陌(十五縣)
- 3 耕作組合 (區耕作組合 六五組合、村協同組合 一五組合)
- 4 種子配付量 康徳三年春期一四〇萬斤

○滿洲棉花股份有限公司

總公司(在奉天) 資本金二百萬圓四分の一拂込(半官半民)

收買所(在南滿十六ヶ所)

繰棉工場(在大虎山、遼陽、錦縣、大石橋)

分銷所(在四平街、新京、哈爾濱)

事業

棉花收買量(康徳四年二月末現在)

實 棉 六五〇萬斤(新制斤) 繰 棉 三〇〇萬斤(新制斤)

(五) ケナフの増殖獎勵

我國に於て生産せらるゝ農産物約一千萬疋は其の包装用として年々四千萬枚の印度産麻袋を必要とする。滿鐵公主嶺農事試

驗場に於て露國産ケナフが印度産黃麻の代用として優秀なる性能を具備すること及其栽培法亦簡易にして現在農民の栽培しつゝある青麻と容易に置換し得べきこと等判明したるを以て滿鐵と協力し康徳三年より之が栽培普及に着手南滿九縣に委託採種圃を設置、二縣に於て農家に栽培を指導し其の面積七〇〇陌、四年以降の増殖獎勵の基礎を築くを得た。

(六) 亞麻作の獎勵

北滿に於ける亞麻作の有望性は夙に滿鐵農事試驗場の試験研究に依りて闡明せられて居たが康徳元年滿日亞麻公司の設立を見、契約栽培の實行せらるゝと共に急激なる發展を來し、康徳三年作付面積一萬陌に達した。政府は公司与農民間の斡旋指導に努めつゝあり。

(七) 黃色葉煙草の増殖

我國に於ける米國種黃色葉煙草の栽培は頗る有望なるを以て之が増殖を圖り以て年々四〇〇萬貫に上る輸入葉を防遏して可及的自給を實現する爲康徳一年以降獎勵に着手し其の發展著しきものがあり、即ち鳳城、寬甸、遼陽及復には各煙草耕作組合の設置を見、各國の生産組合の端初的のものとして耕作資金の貸付生産葉の共同販賣必要品の共同購入等活潑なる活動をなしつゝあり。

其他新産地として遼西地方南滿沿線地方に模範耕作圃を設け栽培技術上健全なる指導を圖りつゝあり、康徳二年度の作付

一、八〇〇陌生産量一、四〇〇疋である。

(八) 病蟲害の豫防驅除

實業部では農産物の改良増殖を圖ると共に他面本邦に於ける農産物の各種病蟲害の猖獗する現狀に鑑み之が豫防驅除に努めつゝあり。

黒穗病 小麦、高粱、粟の黒穗病に因る被害は甚大で年々二〇―四〇%に達する。之が對策として康徳二年度には、全滿十五縣に涉りて高粱、粟、小麦等の種子消毒を實施したるが實績の顯著なるに鑑み毎年全滿に亘り之が普及を計りつゝあり。

柞蠶微粒子病 柞蠶の主要産地たる西豊縣、安東縣に康徳三年度柞蠶種繭場を新設し優良種繭の育成に當ると共に民間種繭の顕微鏡検査を行ひ漸次指導の上無毒繭のみを種繭として取引せしむべく努力して居る。將來は柞蠶種繭検査規則を制定し之が取締の徹底を期する方針である。

害蟲驅除 康徳三年度は夜盜蟲、其の他の害蟲夥しく發生し農作物の被害甚だしきものがあつた。之が對策として被害の多き濱江省管下其の他に驅除費を交付し以て被害の蔓延を未前に防止せしめた。

第二節 農事試験機關

(一) 克山農事試験場(龍江省克山縣)

農事試験事業の第一着手として北滿穀倉地帯の中心地克山に設立せるもので其の使命とする處大豆、小麥(硬質)の品種改良及機械農業の經營試験である。

(二) 錦縣農事試験場(錦州省錦縣)

當初奉天省公署の機關として地方勸業費を以て籌備を進めて來たが康徳元年より實業部直屬として棉花の育成並に栽培法の改善を計ると共に特用作物(主として米國種煙草)の試験を行つて居る。

(三) 佳木斯農事試験場(三江省樺川縣)

松花江下流及東滿地帯の小麥(軟質)、大豆、水稻、特用作物(煙草、甜菜、ホップ)の品種改良及栽培試験を主眼として康徳元年度齊安に新設し康徳三年度より佳木斯に移轉したものである。

(四) 哈爾濱農事試験場(哈爾濱特別市)

本場は北鐵接收に伴ひ從來北鐵に於て經營し來つたものを引繼いだるもので其の試験の主眼とする處は一般種藝の試験の外農産製造及農藝化學的試験で農産物の工業化を企圖するものである。

(五) 柞蠶種繭場

康徳三年度奉天省西豊縣に設置せられたるものにして優良種繭の育成、普及、種繭業者に對する販賣用種繭の検査に依る微粒子病豫防に意力を注ぐものである。

第三節 農村對策

(一) 指定村設定

政府の農村に對する適切有效な振興策實施の順序として先づ各縣に適當村落を指定し各種農村振興策並に指導を集中し特に此處に於ては各種農事共同施設を獎勵し之れが爲農事共同施設助成規則を公布し農民の共同精神を涵養し以て漸次之等諸成果を全滿各農村に擴大せしむることとした。

(二) 農業團體

農務行政の側面的協助機關として各種の農業團體の整備指導に着手し全般的には縣農會に對し更に地方の状況を精密に調査の上更生策を講ずることとし、村落に對しては差當り簡易な部落單位の農事組合の設立獎勵並に指導に努めつゝあるも他方煙草等の生産に對しては特殊生産組合の活動を見つゝある。

第四節 農業金融

引續く匪禍及水害及特産物の價格暴落の爲極度に疲弊した農村の救済甦生の爲各種農業金融を斡旋した。大同二年度に於ては舊奉天、吉林、黑龍江、興安四省に對し春耕資金として一、二六七萬圓康徳元年度に於ては舊奉天、吉林、黑龍江、熱河四省に對し一、四〇八萬圓、康徳二年度に於ては從來と方法を異にし縣を單位とし縣債に依り總額一〇〇萬圓を中央銀行より貸出さしめた。

特に康徳二年よりは役畜種子等の現物購入の上農民に配付する縣あるは新しき傾向である。特殊作物生産資金としては鳳城煙草耕作組合に對し康徳元年約三〇萬圓同二年約六〇萬圓中央銀行より貸出し健全なる經營をなしつゝある。其の外大同二年には穀價暴落の對策とし舊黑龍江省に二十一ヶ所の大豆共同販賣會を組織させ約十萬圓を之に對し融通させた。

第五節 農産物の生産消費高の調査

農作物收穫豫想調査に關しては大正十二年以降鐵道營業政策の見地より滿鐵會社に於て之が調査發表を行つて來てゐるので大同二年五月滿鐵、滿洲國實業部との間に「滿洲農産物收穫高豫想調査聯合會」を結成し兩者協力して之が調査を遂行することとなり毎年二回之が調査を發表して居る。

第六節 開墾及土地利用

開墾及土地利用に關しては目下臨時産業調査局に於て其の基礎的調査をしてゐるのであるが之が進捗に伴ひ移民政策とも關聯して耕地の利用計畫を樹立しようとして居る。

第七節 農業水利

農業水利事業に關しては曩に實業部訓令を以て許可事項とし健全なる事業の發展を期することとし事業計畫の實現地指導又は調査をなしつゝあるが更に本事業の統制及保護の徹底方に關し研究を進めつゝある。

第八節 農業移民

主として北滿地方に存する可耕未耕地の有效利用竝に日滿不可分を根底とする産業開發農事改善の爲移植民の獎勵指導に關しては民政部拓政司と協力し之が遂行に當つてゐる。

大量移民に付ては昨年引續き民政部と協力して適地の概査を行ひ更に本年度より調査班八を構成して農、畜、林各専門技術者を網羅し農耕適地四十萬町歩を調査選定する豫定なり。

移民に對しては五箇年計畫に基く各種助成施設を與ふ限り集中し種子、種畜、獸疫用藥品等の貸與、給與、簡易氣象觀測費補助、煙草耕作補助等營農上の助成に努めつゝあり。

第九節 簡易氣象

政府は主要七十縣を選定し氣温、地温、降水量、蒸發量、風等の簡易なる氣象の觀測を爲すべく大同二年十月及康德元年四

月の二期に分ち機械の据付法及觀測法の講習を爲し、六十縣の機械配付を爲した。現在各觀測所より報告し來り居るもの五十七縣である。

第十節 農産物品評會

(一) 多收穫共進會

配付用優良種子選定竝に農民の栽培法の改善を計る目的を以て小麥は濱江省一二縣、龍江省八縣、大豆は奉天省四縣、吉林省一縣。

(二) 農産物の品評會

農産物の改良増殖を計る目的を以て昨年度に於ては全國を通じ一〇〇縣を選定し實行した。

第十一節 勸農諸般の計畫事項

農業計畫として現在の單純作付よりの急變を避くる爲多角農業經營竝に農政及一般經濟上の補助政策に依り農家經濟の安定及強化を圖る方針であるが該方針の具體的決定は充分なる諸經濟關係の基礎調査の成果を俟つて始めて確立される可きであつて現在臨時産業調査局其の他の調査に基き鋭意勸農諸般の計畫を爲してゐる。

第十二節 農林技術員養成所

農林技術員養成所は農本滿洲國建設の實踐的使徒たるべき農林技術員、農林指導員としての相應なる精神と知識と手腕と體力とを修得鍊磨せしむる趣旨に基き康德元年十月二十日設立したのであつて既に第一期生及第二期生はそれぞれ實務に従事してゐる。現在第三期生として農科生四十名、林科生三十名(全部滿人)の講習生を養成して居る。

第三章 農業關係調査實施事項

第一節 農村實態調査

臨時産業調査局に於ては農村に於ける社會經濟的諸關係の基礎的事項を闡明し以て土地制度、小作關係、農業勞動關係に對する諸對策、農業經營、農村金融、物資配給方法の改善、農民負擔の合理化等農業諸對策樹立の資を提供せん爲前年度は先づ北滿穀倉地帯を主とせるも本年度は全滿に亘り調査を行ふの趣旨に基き主として南滿に力を注ぎ下記二十一縣を選び二十二部落に亘りて實地調査を施行した。

黑河省—(瑯璁) 龍江省—(洮南) 三江省—(樺川、富錦) 吉林省—(敦化、磐石、榆樹) 間島省—(延吉) 安東省—(莊河、鳳城) 奉天省—(遼陽、遼中、蓋平、新民、梨樹、西豐、海龍) 錦州省—(黑山、盤山) 熱河省—(豐寧、寧城)

更に實業部農林技術員養成所縣技士見習生をして中南滿中下記四縣を選び四部落に付調査を施行せしめた。

奉天省—(鐵嶺、法庫) 吉林省—(伊通、德惠)

而して實地調査に當りては各縣より原則として耕種農業を主業となす一部落を選定し當該部落に就て「戸別調査」及「一般調査」を行ひ更に近隣部落の「概況調査」縣城又は關係市場等に於ける補助的調査を併せ施行した。

「戸別調査」に於ては部落全戸に亘り各戸別に農家經營の態様を聴取し「一般調査」に於ては全部落又は當該地方の自然的、社會的、歴史的諸條件並に各戸の相互關係を調査す。

之等調査と近隣部落の概況調査其の他を綜合して村落社會の機構を訊し更に進んで地方的事情を察知するに資せしめんとして居た。

以上の如く康德三年度二回に亘る農村實態調査中後者即ち縣技士見習生に依る調査は本局直接之が指導に當り各調査班に指導員を置く。

然れ共調査員たる縣技士見習生は調査終了後一ヶ月にして各縣に轉任することとなり調査の取纏及調査技術上の理由にて本局にて従前施行し來りたる農村實態調査と多少異なる處があつた。

調査方法—「一般調査」及び縣城又は關係市場等に於ける調査は概要に止め又調査結果取纏め期間充分ならざる爲の戸別調査

結果の集計を現地にて實施することとした。

第二節 農産物生産量調査

本調査は主要農産物の當該年度に於ける收穫量を實際作付面積及作柄に依る陌當收量を基準として調査し且出廻實況を調査して豫想量の的確を期し農産物の需給に關聯し各種應變の對策を考究すべき指針たらしめ實收量を調査し農業資源に關する基本統計資料を作成するもので第一回及第二、三回に分ち調査を實施した。

(1) 調査機關(滿洲農産物收穫高豫想調査聯合會)

本聯合會は實業部蒙政部及南滿洲鐵道株式會社(鐵道總局を含む)を以て組織し實業部としては産業調査局之に當る。

(2) 調査地域

吉林省、黑河省、三江省、間島省、安東省、濱江省、龍江省、錦州省全地域

(3) 調査期

第一回 七月一日現在、第二回 九月一日現在、第三回 十一月一日現在

(4) 調査作物

大豆、其他豆類、高粱、粟、玉蜀黍、小麥、水稻、陸稻、其他雜穀、麻實、荳

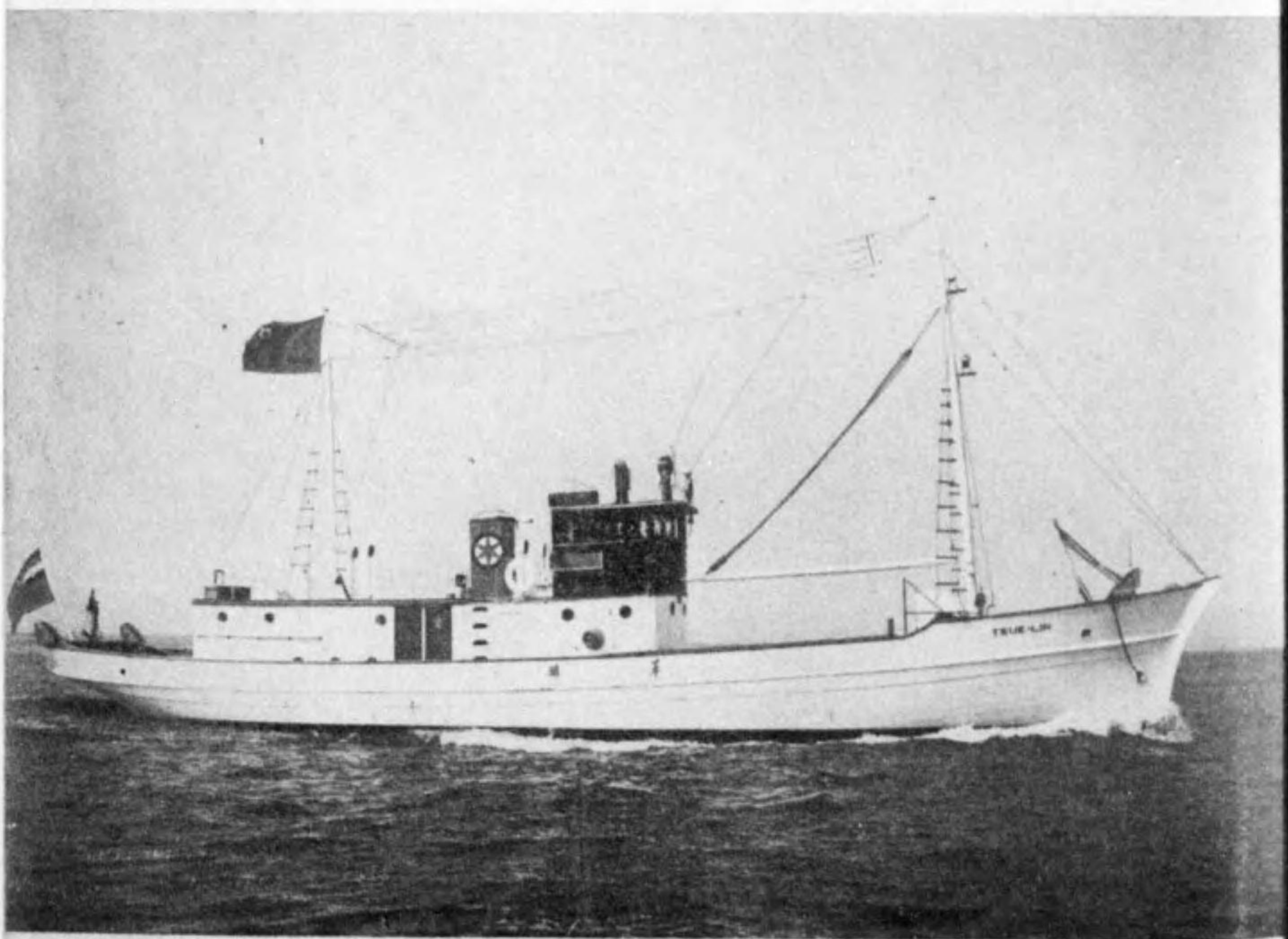
(5) 調査事項

イ、豫想收穫高及作況、ロ、對比前年作柄歩合、ハ、對比平年作柄歩合、ニ、作付面積、ホ、作付面積歩合、ヘ、主要農産物豫想收穫高

第三節 農業上の土地利用調査

本調査は國內(興安各省を除く)の可耕未耕地にして將來耕地として開發利用し得らるべきもの及び既耕地にして土地改良の必要あるものに付、其の分布、所在、面積及利用改善の方法等を調査し、統制ある農地の利用並に水の合理的運用等に關する

水産篇



營口水産局試驗船

滿洲國產業概観

二八

基本の方針を樹立することを目的として、康德二年春以來毎年春秋二季に現地調査を実施しつゝあり、康德三年度に於ける現地調査實施地域は左の如し。

- (1) 呼蘭河水系（濱江省呼蘭、蘭西、青岡、望奎、海倫、綏稜、綏化、慶城及鐵驪各縣管内竝に龍江省明水、拜泉及通北各縣管内）
- (2) 大洋河水系（安東省岫巖、莊河、鳳城及安東各縣管内）
- (3) 渾河水系蒲河流域（奉天省鐵嶺、瀋陽、新民及遼中各縣管内）
- (4) 撓力河水系竝に同河上流部地方隣接滿拓所有地方（三江省饒河、撫遠、同江、富錦、寶清、勃利、依蘭及樺川各縣管内）

第四節 土性調査

本調査は諸種の都合に依り、土地利用調査に附隨して土壤の調査をなす程度に止むるの已むなきに至り、康德三年度に於ては前述土地利用調査實施地域の一部につき之を實施す。

第四篇 水産

目次

第一章 概要	(六) 取引状況	區域の設定
第一節 北滿洲淡水漁業	第二節 海洋漁業	(四) 熊岳城前海出漁協定の改訂
(一) 松花江水系	(一) 漁業状況	(五) 水産市場の統制監督
(二) 烏蘇里江水系	(二) 漁撈法	(六) 漁業法令の制定
(三) 呼倫湖水系	(三) 取引状況	第三章 水産關係調査實施事項
(四) 該爾古訥河及黑龍江水系	第二章 水産關係施設	(一) 淡水漁業調査
(五) 漁撈法	(一) 營口水産局	(二) 海洋漁業調査
	(二) 漁業處分	
	(三) 黃海北部及渤海に於ける漁業保護	

第一章 概要

海岸線が極めて短く海洋漁業に恵まれざる滿洲國も淡水方面には幾多の長大なる河川湖沼を擁し漁業上此の方面に頗る特異性を有して居る。河川の主なるものは北部滿蘇國境を爲す黑龍江、東部國境を流るゝ烏蘇里江、北滿中央部を貫流する松花江及之に流入する嫩江、第二松花江、牡丹江の四江、南滿中央部を貫す遼河及之に合流する渾河、朝鮮との國境を流るゝ鴨綠江等で漁業上主として利用し得る區間のみにも約一萬滿里(約千三百里)に達して居る。湖沼の主なるものは東部滿蘇國境に於ける興凱湖及小興凱湖、牡丹江の水源地を爲す鏡泊湖、蒙古東部に位する呼倫湖、貝爾湖等で其の面積は約八千四百四十方滿里(約百三十八方里)に及んで居る。

斯の如く我國は頗る廣大なる内水面を包容して居るが河川湖沼は其の態様上海洋に比し利用面積が大なるのみならず漁船漁具漁法等も輕便簡易を以て足るので産業上の利用價値は頗る高い。加之此等の河川湖沼には生棲魚族の豊富なることは殆ど他に其の比を見ざる状態であつて魚種は現在判明せるものにも百三十五種の多きに及び鯉科に屬するものが約八割を占め鮭科に屬するものが之に次いで居る。

然し漁業は治安交通運輸其他種々の關係上概ね沿岸都市附近に密集操業し未だ極めて廣大なる未開水面を存し將來の開発に俟つ所が頗る大である。

海洋方面は西に遼東海灣を擁し東は黃海に接し其の間遼東半島の突出に依り漁場は全く二分せられ海岸線は大なる屈曲に乏しく遼東海灣側約三百五十哩、黃海側約百三十哩全延長約四百八十哩である。而して沿岸は一帯に淺海を爲し稚魚の成育に適する爲魚族の産卵に廻游するもの頗る多く潮汐干満の差激しきを以て之を利用して爲す漁法が普及發達して居るが猶未だ幾多開拓の餘地を存し就中優秀なる沿岸遊動漁業は相當有望である。然し沖合漁業は夙に日本側出漁船に依つて開拓占據せられ既に殆んど進出介入の餘地を認められぬ。

現在の水産額は淡水方面に於て約五百五十萬圓、海洋方面に於ては其の半額約二百五十萬圓、合計僅に八百萬圓に過ぎず高級海産鮮魚、高級鹽乾品、罐詰類等年額八百餘萬圓の輸入を爲せるも漸く國內要求額の半を充す状態であつて生産地方、都市附近鐵道沿線を除くの外僅に冬期凍魚の供給を受くるのみである。

斯様に水産物は著しく供給不足の状態にあるが輸入品は運賃關稅其他諸掛等の關係上相當高價となる爲、生活程度の低い一般國民の需要には適せざるべく一面又食料品の如きは日常の慣用嗜好品にあらざれば縱令廉價品と雖も一般的の需要増加は容易に望み難い特殊の事情もあるので之が補給は勢ひ國內水産業の興隆に俟たざるべからざる状態にある。従つて北滿未開水面の開発南滿沿海漁業の振興は極めて急務であり、又魚族が豐饒で勞銀の低廉なる等に鑑み此等の漁業は最も有望であると思料せられる。

次に製鹽に關しては海鹽と池鹽との別があるが池鹽は産額極めて少きも、海鹽に於ては海岸線の短少なるに係らず鹽田適地としての干潟地到處に展開し、氣象亦採鹽に適する爲現今世界有数の産鹽地と目されて居る。海鹽の生産高は最近五箇年間に於ける平均年産額約四百三十二萬擔とされ國內消費量と略々同量を示して居る。蓋し之は從來の鹽制が國內の自給自足を目標とし生産數量を制限し過剰生産を避けた爲であるが既成鹽田全部を復活せしめ且之に改良を加へるときは優に七百萬擔を超過すべく、更に國內沿岸に散在する全干潟地を開拓するときは從來生産量の數倍に達し得べしと云はれて居る。

政府は建國以來從來の鹽業不振を挽回する爲、積極的に斯業開發の計畫を樹立し、大同二年五月工業用鹽輸出暫行辦法を公布し鹽の輸出解禁によりて餘剩鹽の消化を計り、更に工業用鹽の日本向大量輸出を目標として康徳三年五月滿洲鹽業株式會社を創立し先づ渤海沿岸復縣を中心とする鹽田の開拓及加工鹽工場の設置を計畫實施しつゝあり之に依り我國の鹽業は今後年々躍進的産量増加を示すものと期待せられる。

第一節 北滿洲淡水漁業

北滿には嫩江第二松花江其他大小の支流を合し實に二〇八萬方滿里の廣大なる山野を抱擁して流るる松花江水系及び露滿國境線を形成する烏蘇里江水系より各種の夥しい淡水魚類を産し、呼倫湖、鏡泊湖、興凱湖等の湖沼も亦豊富なる魚類の棲息を以て有名であり、到る處好漁場に富んで居るが漁獲物の保藏運搬の關係上未だ一般的に開發せられず特に春秋期漁業に此の感深く主として沿岸の主要都市を中心に行はれるに過ぎない。各水系に屬する河川湖沼の漁業狀況を概説すれば左の如くである。

(一) 松花江水系

全滿河川中漁業上最も重要な本水系に屬する松花江本流第二松花江及嫩江本流にして全滿河川漁獲高の約七割を占むると云はれて居る。昨年度臨時産業調査局に於て行ひたる實地調査に據れば

(A) 松花江本流(大賚—依蘭)漁場は大體十四區に分れ、三叉河漁區、漁代記漁區、白沙陀漁區、三家窩柵漁區、謝家屯報馬漁區、呼蘭口子漁區、烏河漁區、石頭河子漁區、木蘭漁區、新甸漁區、通河漁區、伊漢通漁區、三姓哈非屯漁區、白彥通漁

區等である。

漁業の時期は大體春夏秋冬の三期に分れ夏期は増水氾濫の爲漁撈に適しない。

- 春 期(陽曆) 自四月中旬至六月下旬
- 秋 期(〃) 自九月初旬至結氷期
- 冬 期(〃) 自十一月下旬至一月下旬

漁獲高は約二八、〇〇〇、〇〇〇斤 一、四〇〇、〇〇〇圓と推定されてゐる。

(B) 第二松花江(吉林—三叉河) 重要漁業は大體十一區に分れ烏拉街漁區、溪浪口子、白旗屯間漁區、沙陀子、考河深間漁區、朱河船口漁區、城子屯、白土壠子間漁區、龍河窩棚、紅石磊間漁區、五家站漁區、八里營子漁區、扶餘漁區等である。

漁業の時期は殆んど春秋二期で唯老哨溝附近のみは冬期に於ても行はれる。

- 春 期(陽曆) 自四月中旬至六月下旬
- 秋 期(〃) 自九月初旬至結氷期

漁獲高は二、五〇〇、〇〇〇斤 一五〇、〇〇〇圓と推定されてゐる。

(C) 嫩江本流(三叉河—墨爾根) 主要漁場は大體二十二區に分れ墨爾根漁區、博爾淺花臉邵大網漁區、布西漁區、拉哈站漁區、寧年站漁區、敖乃屯漁區、臥玉圖漁區、胡蘆頭漁區、榆樹歲子漁區、富拉爾基漁區、青崗屯漁區、新開江漁區、綽爾河亮子漁區、江橋多耐漁區、五家大坎漁區、地拉哈站漁區、後新屯漁區、伊代漁區、李漁房、山西間漁區、月亮泡漁區、茶園子、和尚口子間漁區、大賚漁區等である。

漁業の時間は春秋及冬期で就中冬期が盛である。

- 春 期(陽曆) 自四月中旬至六月中旬
- 秋 期(〃) 自九月下旬至結氷期

冬 期(陽曆) 自十一月下旬至一月下旬

漁獲高は五五、〇〇〇、〇〇〇斤 三、三〇〇、〇〇〇圓と云はれる。

(D) 牡丹江 牡丹江は源を鏡泊湖に發し頗る豊富なる魚類の棲息を見るが流域地方の人口稀薄にして交通運輸不便なる爲漁業は不振にして僅に沿岸住民の需要を充たす程度である。

(E) 鏡泊湖 鏡泊湖は浙江省寧安と吉林省敦化との中間にあつて其の面積は五百五十方滿里(約九方里)あり森林地帯に圍繞されてゐる爲水量多く水深は平均百二十尺と云はれ魚類は頗る豊富であるが治安交通運輸等の關係上漁業としては從來殆ど見るべきものがない。

上記の松花江水系に於て生産する水族は八十一種の多きに及ぶが其の主なるものを掲ぐれば左の如くである。

◎經濟價值比較的大なるもの
鯉魚、鯽魚、贅花魚、白票子、黑魚、遍花魚、拘魚、草根魚、黃姑子、江尾把、重唇魚、嘎牙子、胖頭魚、鬼子魚、者羅魚、達碼哈魚

◎經濟價值比較的小なるもの

干條魚、馬口魚、吉甸魚、船丁子、紅眼正子、牛尾魚、青根魚、麻連魚、牙羅魚、老母朱、麥穗魚、山年魚、沙姑鱮子、發羅魚、泥鰍、鱒魚、青鱗子、葫蘆子魚、團魚

(二) 烏蘇里江水系

(A) 烏蘇里江 烏蘇里江に於ては淡水魚の外に鮭、鱒等の遼河魚類を饒産する。漁期は鮭の産卵期たる陽曆九月十日より三十日に至る約三週間が最も盛で漁法は對岸の露領側では専ら網を用ひるが滿洲沿岸では空釣を主とする。

(B) 興凱湖 興凱湖は滿露東部國境の中間に位し其の中三分の二は露領に屬して居る。鯉魚、鯽魚、鰍魚、鼈等豊富なるも附近の人口稀薄にして需要僅少の爲從來漁業として見るべきものなく僅に半農半漁の滿鮮人二三十戸を數ふるに過ぎない。

(三) 呼倫湖水系

蒙古人は宗教的慣習上漁撈を行はざる爲呼倫湖水系の如きも往時は魚族の繁殖に委せられて居たが一九〇四年頃露人に依つて烏爾順河に漁業が行はれるに及び漸次盛大となり、一九一〇年より一九一四年の間は漁場三十箇所を數へたと云はれるが其の後減水、濫獲、其の他種々の政治的原因等に因り衰微し現在貝爾湖に於ては漁業は行はれず呼倫湖及其の附近の河川に於て僅かに行はれるに過ぎず、康徳元年度滿人經營者十七人、露人經營者三人其の漁獲高は六萬二千甫度約十萬圓(大同二年度及康徳元年度)である。

(A) 呼倫湖 ダライ湖とも云ひ滿洲里の東南方一二〇滿里にあり周圍五〇〇滿里、面積二千二百方滿里(三十六方里)の細長い湖水で水深は概して浅く南方最深處に於て三十尺餘である。近時冬期漁業は行はれず春秋期に漁獲したる物を蓄養し冬期之を取上げて販賣して居る、而して漁獲物の八〇%は鯉魚と云はれてゐる。

(B) 貝爾湖 呼倫湖の南方に當り海拉爾の西南約四〇〇滿里、呼倫、貝爾と外蒙古との境界にあつて呼倫湖より大きく八〇滿里、長さ一二〇滿里の楕圓形をなし最深處は約百尺と稱せられる、呼倫湖と共に古來魚類の棲息頗る豊富で早くより露人に依り着目せられ一九〇五年漁業許可を得たるものもあるも其の後政情の變化に因り歐露方面への輸出杜絶し加ふるに國境附近に於ける治安確立せざる爲現時漁業は全く廢絶して居る、

(C) 烏爾順河 貝爾湖より出で呼倫湖に注ぎ全長二七八滿里、河幅五〇—六六尺である。呼倫湖水系に於て最も早く露人に依り漁業が行はれ漁獲高も莫大な數量に上つてゐたのであるが減水の爲從前の如き盛況を見ることが出来ない。

(D) 克魯倫河 庫倫の東北方にある肯特山脈に源を發し東北に走り呼倫湖に入り全長二、〇〇〇滿里にも及ぶが水量は少く、河幅は河口附近に於て四〇乃至五〇尺で漁場數箇所ありたるも近時は殆ど廢絶して居る。

(四) 額爾古納河及黑龍江水系

國境河川に屬し相當多種の魚族の棲息を見るも人煙稀薄の爲滿洲側漁業は殆ど行はれて居らない。

(五) 漁撈法

河川湖沼に於ける淡水漁業は清朝末期漢民族の大量移住以來現在の如き急激な發展を遂げたものであるが其の歴史は相當に古く滿洲最古の文化國渤海時代既に文獻に現はれ降つて契丹(遼)の隆盛時代には頭漁宴(年々冬期漁業開始の日に行はれる祝宴)が第一松花江に於て張られたと傳へられて居る從て現在行はれて居る漁業も突括、撈釣漁業等の原始的なものより築子、大網漁業の如き大規模なものに至る迄頗る多種多様であり又それらの一つ一つには永年の變遷を経て相當精巧を極めたものも多い。以下主要漁業に就て其の概略を述べれば

定所漁業 定所漁業としては築子漁業、水槽子漁業、張網漁業等の定置漁業及大網漁業の如き定所拉網漁業が主なものである。

(A) 築子漁業 亮子、又は梘子とも書き結水期に於ける漁業である北滿河川に必ず附隨する小支流、沼地、入江等の口に減水期に入る頃を見計ひ豫め水底に築かれた土堤の上に柳條枝の簀を張り減水に従ひ魚類の本流に遁入するを防ぐ、冬期減水期に當り土堤及柳簀の裝置に依り内外水位に差を生ずるを以て結水後この一部を切崩し水面下の水を流出せしめ共に流出する魚類を籠に受け捕獲し凍魚と爲し市場に販賣するのである。此の漁業は嫩江下流地方が盛で大網漁業と並んで嫩江の代表的漁業である。

(B) 水槽子漁業 河川の入江又は河川に通ずる沼澤等が三寸位の厚さに結水したる時本流に於ける流水を避けて魚類が之に遁入するを待ち其の口に水を破り柳條の簀を樹て其の内に閉込められた魚類が遁れ出でんとして其の簀に設けられた陥しに入るを待ちて漁獲するものである。

(C) 張網漁業 簀網を河流に沿ひ定着裝置し流入する魚類を採捕するもので流速速き深處を漁場とする普遍的な重要漁業でこの簀網を張網と云ふが又帶河網とも謂はれ嫩江地方では袋河網と呼ばれて居る。

(D) 大網漁業 大規模な地曳網漁業で網曳場は特殊の河況を必要とする爲其の漁場は一定の水面に限定せられる、夏冬季共に用ひられるが夏季の大網は魚捕簀を有しない、築子漁業と共に冬季河川漁業中の雙璧を爲すものである。

遊動漁業 主なるものは掛網漁業、拉網漁業、鈎釣漁業、掩網漁業である。

(A) 掛網漁業 本漁業は魚類を網地に纏絡せしめ或は網目に刺さらしめて爲す漁業で何れも二三人乗の小舢舨を用ふる流網及刺網漁業である。従て前者に用ひられる漁具は柞蠶絲製の糸掛子で邊花魚、胖頭魚の漁獲を目的とし後者に用ひられるは綿糸製の攪網では特定の目的魚を有しない、兩者共に開江期の漁業であるが糸掛子は遼河に於ては結氷期水卜漁業に用ひられて居る。

(B) 拉網漁業 本漁業は一定の網曳場を有しない小地曳網漁業で之に使用さるる漁具は小撻網、鐵脚子網の二種がある。小撻網は大網の小形なもので網目も非常に小さく稚魚を目的とする關係上現在哈爾濱の如き魚價の高い且細民階級の多い大會附近には相當數操業を見て居るが繁殖保護上多大の障害もあり其の普及を歓迎すべき漁業ではない。

鐵脚子網は網裾全體に連接して小囊を有するのが特長で地曳網と船曳網の二種があるが船曳網は餘り普及されて居ない。

(C) 鈎釣漁業 本漁業は延繩漁業であるが餌料を用ひざる空鈎釣漁業と然らざる餌釣漁業の二種があり何れも現在河川漁業の雄なるものである。

空鈎釣漁業 快鈎と癢々鈎の二種があるが共に非常に鋭利な鈎である癢々鈎は冬季水卜に於て鯉魚の漁獲に使用され黒龍江を主漁場とする、快鈎は癢々鈎よりは小形で又特定魚を目的とするものではないが漁具の性質上漁獲魚類は十斤以上の大形のものである開江期に於ける普遍的な重要漁業で特に松花江に於ては壓倒的勢力を占めて居る又烏蘇利江の鮭漁期に於て大活動をするのは此の漁業である。

餌釣漁業 鈍鈎と小快鈎の二種があり何れも春秋期に行はれる、鈍鈎は鯉を目的とし鈎の先端は鈍い。小快鈎は快鈎の小形のものであるがアグのある點が違つて居る邊花魚を目的とし特に邊花鈎の別名がある。

(D) 掩網漁業 施網と扒網の二種で施網は普通の投網であるが扒網は施網より大形で手で投ぜず漁船の上から延へて爲す漁業である之も開江期の普遍的な漁業で快鈎漁業に次ぐものである。

其の他魚筌漁業、突鉤漁業、撈釣漁業等の雜漁業が行はれて居る。

漁 船 漁船は大體大船中船小船の三種に分れ大船は一萬斤乃至二萬斤積、中船は二千斤乃至三千斤積、小船は五百斤乃至六百斤積である。

(六) 取引 狀況

北滿に於ける淡水魚の取引市場は呼倫湖水系の漁業が華なりし頃は滿洲里を最大の市場とし、呼倫、貝爾の莫大なる漁獲物は凍魚として一旦此の地に搬入し哈爾濱、齊齊哈爾及舊長春等の商人の手を経て殆ど全滿各地へ仕向けられ尙一部は露國にも輸出し股販を極めたのであるが呼倫、貝爾に於ける漁業の衰微と共に滿洲里の取引狀況も全く舊態を止めざるに至つた。

滿洲里市場の衰微に代り現在大取引市場として榮えつつあるは嫩江に於ける漁獲物の集散する大賚、江橋及松花江産魚類の集散地たる哈爾濱である。大賚よりは新京に仕向け新京より更に吉林、奉天等に送られる。江橋にて取引されるものは主として齊齊哈爾、四平街方面に仕向けられる。

取引の行はれる時期は主に冬季十一月以後である。夏季は鮮魚として遠隔の地への輸送不便なると北滿地方は減價魚鹽の供給圓滑ならざる爲僅かに漁場附近の需要を充すに過ぎない。

第二節 海洋 漁業

(一) 漁業 狀況

(A) 黃海方面 黃海方面は安東、鳳城、莊河の三縣に亘り鴨綠江河口より關東州境碧流河に至る約百三十哩の沿岸で其の海岸線は比較的屈曲少く然も鴨綠江、大洋河其の他河川より流出する沈積物が形成する泥質の淺海部は遠く沖合に向ひ發達し特に安東、鳳城地先に著しく爲に此等の地方には適當な漁業根據地に乏しい従て漁業は主として莊河縣下に行はれ康徳二年度營口水産局の調査に依るに黃海方面全般の漁業戸數は一、六二四戸従業員數は五、四五八人漁船數は一、六六五隻に上るが其の内七五%は莊河縣下を根據とするものである。上述の海況の爲現行漁業も主として淺海漁業であるが特に定置漁業に獨特の發

達を見せて居る。其の他重要漁業としては釣漁業、刺網漁業があり更に特有なるものとしては石城島附近には拉網漁業（牡蠣桁曳網）が行はれて居るが何れも帆船漁業であり未だ發動機船を用ふるに至つてゐない。漁獲物は蝦類（コウイセビ）を主とする。黄花魚、鱈刀魚、鱈魚、鯊魚、鰻魚、鰻黃を主とし年産額約五十萬圓で主として安東に消費せらる。鴨綠江の銀魚、鱈魚漁場、同江口の偏口魚、榻板魚漁場は著名なものであるが現在殆ど朝鮮側漁民の獨占に歸してゐる。

(B) 渤海方面 渤海方面は復、蓋平、營口、盤山、錦、錦西、興城、綏中の八縣に亘り關東州境より山海關に至る延長三百五十哩の沿岸で内に遼東海灣を抱いて居る。黃海方面同様遼河其の他大小河川の流出する沈積物の爲概して水深淺く最深部に至つても二〇尋内外であつて此等河川の河口に當る營口、盤山、蓋平地先一帯には廣大な干瀆地を形成して居る。底質は殆ど全域泥質で東北部は黄色の軟泥で深く掩はれて居る。

而して斯の如き海況は魚族の餌料である浮游生物を豐饒ならしめると共に産卵孵化成育に適する關係上魚類の洞游するもの頗る多く従て至る所好漁場に富み盤山沖の鱈、鰻魚漁場、熊岳城沖、菊花島沖の黄花魚、鰻魚漁場、熊岳城、菊花島、綏中沖の對蝦漁場等は特に著名である。

康德二年度營口水産局調査に依るに漁業戸數四、四九七戸従業員數二、二一八人漁船數二、八三七隻でその内漁業戸數に於ては營口、蓋平各縣各三〇%即ち全體の六〇%を占めて居る。之は各地先に好漁場を有すると共に背後地として一は魚類の大集散地營口市場、一は南滿沿線を控へ地理的に恵まれた結果である。今後熱河地方の開発、北支地方の安定と相俟つて他の遼西五縣も上述二縣に劣らぬ發展過程をとるべくこの點黃海方面に比し多大の將來性を有するものと思料せらる。

現行漁業は黃海方面と同じく重要漁業は張網漁業、築網類漁業を主とする定置漁業、帆船に依る釣漁業、刺網漁業で特に張網漁業は營口二界溝漁場に發達し同地産額(康德二年度約百三十萬圓)の大部分を揚げて居る、其の他此の地方に特有なる漁業としては風網漁業、扒拉網漁業が行はれて居る。風網漁業は滿人特有のもので熊岳城沖の黄花魚漁期に於ける在來漁業中の白

眉である。

漁獲物は蝦類(對蝦、小蝦類)、黄花魚、鰻魚、鱈魚、鱈魚等を主として年額約二百萬圓である但しこの金額には熊岳城沖黄花魚漁場に於ける關東州通漁者の水揚高約二十五萬圓は計上されて居ない。

魚種、漁期、漁場

主要なものに付記載すれば左の通である。

魚	名	漁	場
滿洲名	日本名	期	
黄花魚	グチ	五月―六月	渤海側、鮫魚園、望海塞、營口沖、菊花島沖、黃海側、安東沖
鰻魚	サハラ	四月下―七月上	渤海側、鮫魚園、望海塞、營口沖、菊花島沖、黃海側、安東沖
鱈子魚	ススキ	七月―九月	盤山、錦縣、蓋平沿海
鰻子魚	ニベ	七月―九月	營口、蓋平、錦縣沿海
鰻魚	ボラ	三月―十月	營口、錦縣、其ノ他渤海沿海
比目魚	ヒラメ	七月―九月	興城、綏中、莊河、蓋平沿海
偏口魚	カレイ	五月―九月	莊河、綏中沿海
鱈魚	ヒラ	五月―七月	營口、錦縣、莊河沖
青皮魚		六月―七月	蓋平、復縣沿海
白米子魚	イシモチ	五月―七月	蓋平、復縣、綏中、莊河、安東沿海

太刀魚	タチウヲ	八月—十月	復縣、興城、綏中、莊河沿海
對蝦	エウライビ	五月—七月	蓋平、錦縣、興城、綏中、莊河沿海
海蟹	カニ	五月—八月	沿海各所
海蝦	エビ	四月—十月	〃
蛤子	ハマグリ	五月—九月	營口、盤山沿海

(二) 漁撈法

現在行はれてゐる漁業は定所漁業、帆船に依る遊動漁業等の沿岸漁場を主とするもので未だ隣接關東州に於けるが如き近代的漁業形體を執るまでには至つてゐないが永年の歴史を有するだけに勿論我國獨特の發達を見せてゐるものも尠くない。以下主要漁業に就て其の概略を述べれば

定所漁業 築網漁業、張網漁業、鬚籠網漁業、底掛網漁業等の定置漁業其の他大拉網漁業の如き定所拉網漁業が主なるものである。

(A) 築網漁業 本漁業は干潮時魚類の退路を遮斷する様漁具を定着装置し、潮汐干満の差を利用して爲す漁業で築網、囊網、條橈網、起落網等の漁具が使用され蝦、青皮魚等を主要漁獲物とする、此等の漁具は普遍的に分布してゐるが條橈網は沿岸の靜穩な内灣に設置せらるるを特長とする。

(B) 張網漁業 本漁業は潮流に沿ひ囊網を定着装置して爲す漁業で當初は山東省より傳來したものであるが漁法が比較的簡單なものと浅海の多い我國沿岸には好適の漁具である爲急速に普及を見築網漁業と共に沿岸定置漁業の雙璧を爲してゐる。

漁具は五種類あり、大張網、小張網は柱木により連接張置される關東州での所謂駐木漁業で潮流の方向一定せる所を漁場とし復州灣、營口二界溝、安東大東溝が著明である。袖網は囊網が隨時旋回し得る様装置されるもので潮流の方向不定な漁場に使

用され罾網は駐木を用ひず錨により定置さるるもので沖合深所の操業に適する、何れも大小蝦類を目的とし其の他黄花魚、鯉魚等も漁獲される。

(C) 鬚籠網漁業 渤海南部の東西兩岸(復縣、蓋平、錦西、興城沿岸)に行はれ比較的大規模な漁業である。漁具は掛網に酷似し魚捕獲を有する圍網(身網)及擋網(垣網)より成り沿岸に洄游し來る黄花魚、鯉魚、對蝦を主として漁獲するものである。

(D) 底掛網漁業 本漁業は普通の底刺網漁業で柱木により張置され水深廿尺位の所を漁場とし鯉魚の漁獲に用ひられる。

(E) 大拉網漁業 本漁業は大規模な地曳網漁業で特に廣大なる網曳場を必要とする關係上好適な漁場に乏しく餘り將來を期待し得るものでない。現操業數も全沿岸を通じて僅に十九統である。

遊動漁業 主なるものとしては掛網漁業、拉網漁業、下網漁業、撒網漁業、掩網漁業及鈎釣漁業の六種である。

(A) 掛網漁業 本漁業は魚類を網地に纏絡させ又は網目に刺さらしめて爲す漁業で漁網を柱木又は錨により一時定置せしめる掛網漁業と漁網を潮流に流す流網漁業の二種が行はれて居るが何れも漁船は帆船である。

掛網漁業に使用される漁具は掛網、青皮魚網、崩網、哪嚕網の四種で漁獲物は對蝦、黄花魚、鯉魚であるが主として蝦を目的とするものである。

流網漁業 本漁業に使用される流網は浮刺網である、掛網、崩網と同様非常に普遍的なもので廣く黃渤海兩沿岸に分布し主たる漁獲物は鯉魚及鯪魚である。

(B) 拉網漁業 本漁業は小拉網漁業、行開網漁業、扒拉網漁業及拉貝網漁業の四種が行はれて居る。

小拉網漁業及行開網漁業 小拉網は小地曳網で行開網は遼河に於て行はれる一種の小地曳網である。

扒拉漁業 本漁業は帆船に依る底曳網で渤海岸に行はれ現在操業數は六百六十統あり重要漁業の一で、漁獲物は蝦、蟹を主とする。

拉貝網漁業 本漁業は牡蠣、螺、蛤等の桁曳網漁業である。

(C) 下網漁業 本漁業は不定の水面に於て繰返し漁網を敷設して爲す漁業で挿網漁業、張網漁業、船張網漁業及敷網漁業の四種が行はれて居り挿網漁業及船張網漁業が主なるものである。

(D) 撒網漁業 本漁業は水面を一定せず漁網を引廻し之を繰返して爲す漁業で代表的なものは風網漁業である。風網漁業は滿洲支那獨特の漁業であり従來は二艘の帆船を用ひ操業したものであるが現在は一艘にて即ち片手廻しに漁網を引廻し左右兩舷より之を手繰り揚網する様に改良せられてゐる、黄花魚を主として鱈魚、鯪魚の漁獲に用ひられ現在操業数は營口、蓋平地方を根據として約二百三十隻で是等が熊岳城沖の黄花魚漁期に關東州出漁船約二百隻と入亂れて操業する様は實に偉觀である。

(E) 掩網漁業 本漁業は投網漁業であるが大型の投網を漁船を使用して投ずる扒網漁業が主なるものである。

(F) 鈎釣漁業 本漁業には餌料を用ふる鈎釣漁業と然らざる空鈎釣漁業とがある。

餌釣漁業 延繩の兩端に沈子及浮子を附し海中に装置して置く鈎釣、鈎繩の一端に分銅を附し海中に投入し一端を舢舨に保持する手釣及一本鈎(單鈎釣)の三種がある此の中重要なのは鈎釣漁業で黃海沿岸二百五十隻、渤海沿岸五百二十隻の操業を見らる。

空鈎釣漁業 本漁業は餌料を用ひざる鋭利な空鈎を装置した延繩を用ひる漁業であつて快鈎と滾鈎の二種があり快鈎は中層に装置して黄花魚、鱒刀魚等の中層魚類を目的とし滾鈎は紅娘子魚、遍口魚、榻板魚等の底棲魚類を目的として極めて海底に接近して張置されるものである、目的魚種の關係上滾鈎は渤海方面主として營口沿岸に又快鈎は黃海方面主として莊河附近に多し。

(三) 取引 状 況

我國沿岸海產物約二百五十萬圓の大部分は鮮魚として取引せられ其の内約二割が鹽乾品に製造されてゐる。

鮮魚は運搬保藏施設上遠距離輸送に適しないのと北滿地方には廉價な淡水魚が豊富にあり之に對抗し得ない等の爲其の取引

範圍は大體新京を限度とする南滿沿線の主要都市に限られ大部分は地賣であつて沿岸又は産地附近の郡邑に消費せられて居る。之に反し鹽乾品(黄花魚、鱈魚、鱒刀魚、大口魚、蝦類)は敍上の困難なきと一面國內鹽價高き爲大衆に歡迎され全國殊に農村地方に確實な販路を有して居る。而して之等水產物の販賣機構は大體三段に分たれてゐる第一は原産地に於ける漁商對漁夫間の取引であるが之は漁期前に漁夫に漁業資金を貸與する關係上漁獲物は一切漁商の手に依り販賣せられ此の間の手数料は舊慣上漁獲物の種類其の他に依り異なるが大體一割五分乃至一割八分が通例である。第二は原産地漁商と仲繼地或は消費地たる新京、奉天、哈爾濱、吉林其の他の主要郡邑の糧棧、雜貨商、代理店、運送店等の間に行はれ鮮魚は運送店、代理店が主で鹽乾品は糧棧、雜貨商が主で委託の場合は鹽乾品は指値が行はれるが鮮魚は保藏設備なき爲成行相場である。此の間の手数料は賣買雙方より五分宛、代金の決済は一箇月で永年の取引關係のある者の間には節季拂等が用ひられるが鹽乾品は現品がこれらの仲介業者の手を離れた時を以てするのが通例の様である。取引の單位は百斤を以てするが北滿地方では簍(百七十斤入)が用ひられ一割の入目がある、第三は仲介業者對小賣商で極少數は店舗を有し産地と直取引を爲すものもあるが大多數は所謂市場の零細な露店商で前記の仲介業者に專屬してゐるもので相對取引が行はれる。

原産地に於ける取引中心地は黃海側では安東、渤海側では營口、錦縣が其の雄なるもので安東は安奉線一帯に營口は南滿京濱線を中心に錦縣は遼西、熱河地方に夫々背後地を有して居るが其の中樞を爲すのは營口で年額百萬圓内外の取引が行はれ其の内鮮魚は主として昨年同地漁商を中心として設立せられた營口水產股份有限公司魚市場に上場され康徳三年度は約九十萬圓に上つて居る其の他これと相前後して錦縣にも國鐵が主となり錦縣漁業市場が設立されてゐるが之は單に錦縣自體の消費市場で未だ産地市場としての機能は十分發揮せられてゐない尙此の外數箇所の都市に於て市場設立の計畫が進捗中である。

第二章 水産關係施設調査

第一節 營口 水産局

漁業の實狀と建國當初諸般の國情に鑑み差向き水産行政は本部直屬の官廳に於て統一施行することとし先づ海洋方面に於て營口水産局を設置し一般水産行政と水産試験調査とを兼ね行はしめつつあつたが康德四年度より水産行政機構を統一整備する爲營口水産局は之を水産試験場に改組して専ら水産に關する試験調査及指導に當らしめ行政は本部及省縣公署に移讓することになつた。

第二節 漁業處分

從來漁業の根據法規なく漁業に關する取扱區區に亘る爲在來の慣行漁業に於ては其の業態を届出しめ逐次之が整理調節を圖り、新規漁業に於ては許可を受けしめつつあるが近く漁業取締法令制定と共に重要漁業に於ては總て許可を受けしめる計畫である。

第三節 黃海北部及渤海に於ける漁業保護區域の設定

水産動植物の蕃殖保護及漁業の秩序維持を圖る爲康德元年十二月二十四日利害關係を同じうする滿洲、朝鮮及關東州各關係官廳の協議に依り黃海北部及渤海の沿岸一帯に漁業保護區域を設定し其の區域内に於てはトロール漁業及機船底曳網漁業を禁止することとし康德二年五月一日より之を實施されてゐる。

第四節 熊岳城前海出漁協定の改訂

熊岳城前海に於けるグチ其の他の漁業の入漁關係及保護に關する舊政權當時關東部督府との間の協定は其の後の推移に伴ひ改訂を要すべき點あるに至りたるを以て康德元年十一月十二日協議に依りて改訂せられた。

第五節 水産市場の統制監督

水産物取引機關は水産業の消長に至大なる影響がある爲水産市場の設立に於ては許可を受けしめ之を統制することとなつた。

第六節 漁業法令の制定

漁業に關しては未だ據るべき法規なく漁政の運用上頗る支障あるを以て前年來之が制定に着手し成案を得目下之が公布手續進行中である。

第三章 水産關係實施事項

第一節 淡水漁業調査

本調査は黑龍江、烏蘇里江、松花江、牡丹江、嫩江、呼伦湖、貝爾湖、鏡泊湖等の河川湖沼に付單なる平面的概況調査に止まらず漁族の保護、人工増殖、漁業經營の改善等斯業の助長施設に付具體的方策樹立の資に供せんが爲康德二年度に於ては

(A) 夏季漁業調査として嫩江流域(嫩江—江橋)第二松花江(吉林—三叉河)並に松花江流域(大賚—依蘭)の漁業實態調査を了し康德三年度に於ては依蘭、撫遠間の調査、烏蘇里江下流、黑龍江の一部の概査及哈爾濱附近流域の調査並に哈爾濱新京に於ける水産物需給調査を爲した。

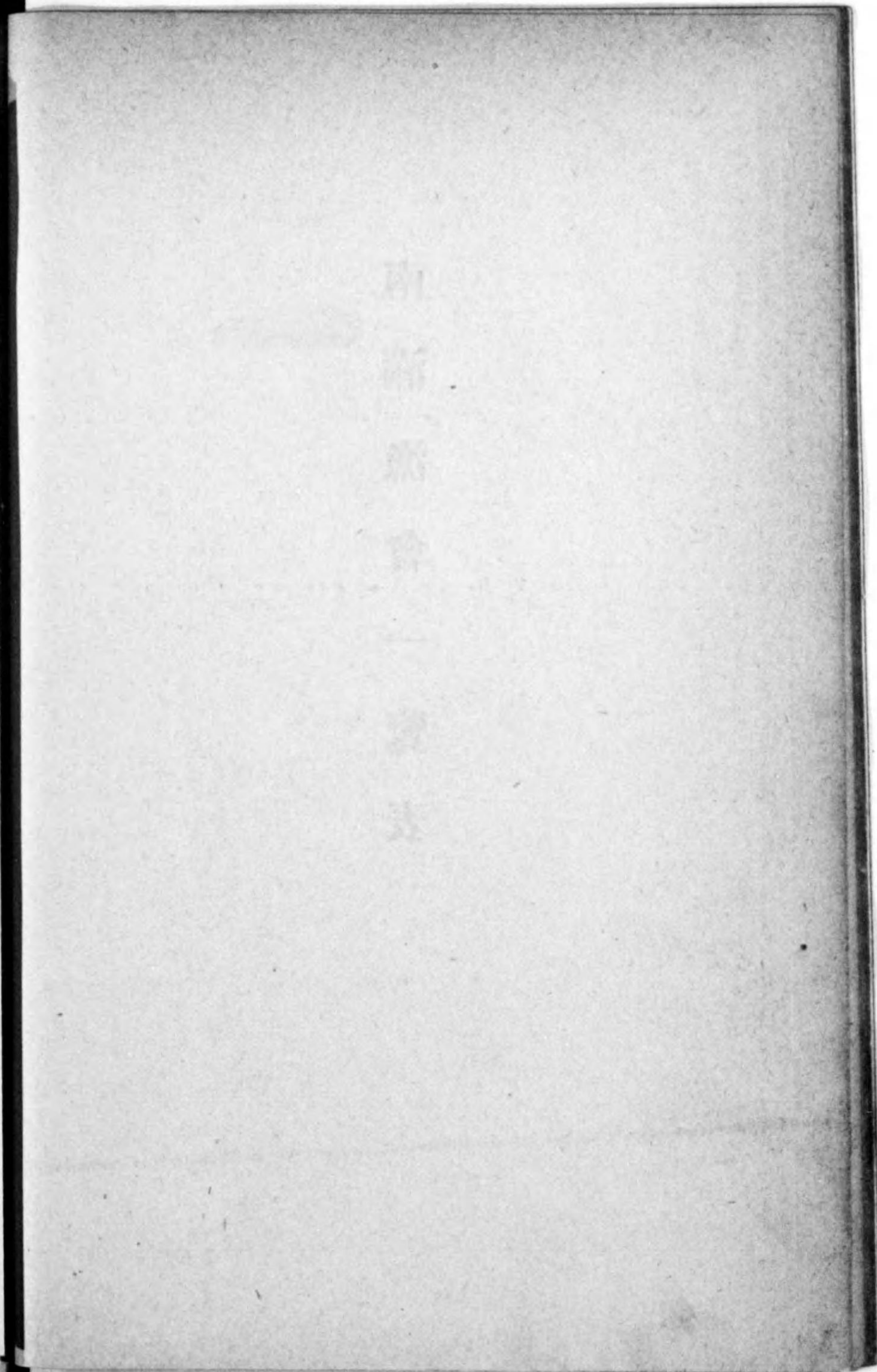
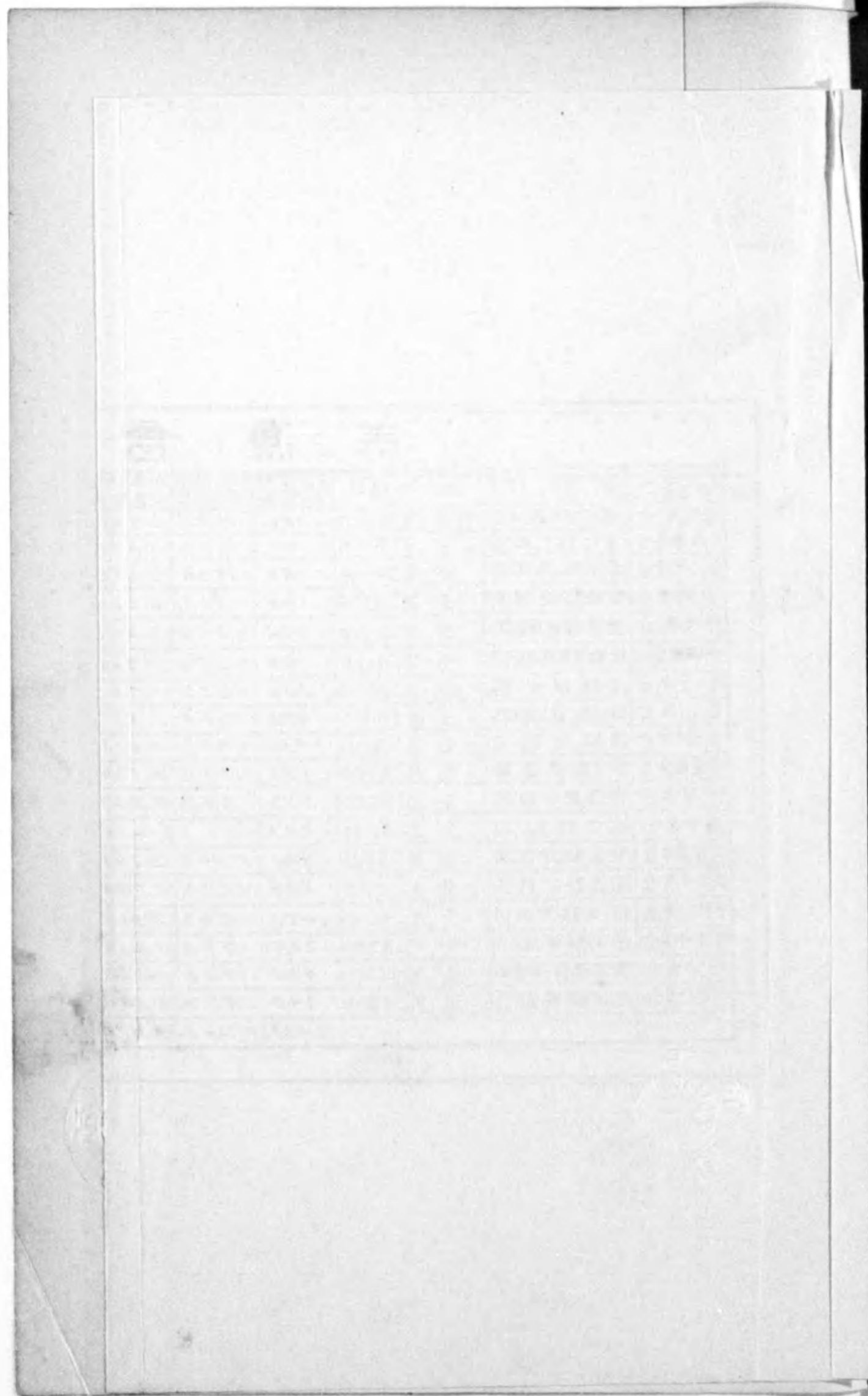
(B) 冬期漁業調査としては北滿淡水漁業上重きを爲す冬期結氷期に於ける斯業に付、漁具、漁法、魚族の種類、漁獲物の處理、漁業に關する權利の内容等に付實態調査を爲すべく康德二年度及康德三年度に亘り嫩江流域(大賚—江橋)、江橋附近及綽爾哈河流域築子の調査を爲した。

尙本年度に於ては鏡泊湖の調査を爲す豫定である。

第二節 海洋漁業調査

國內に於ける海産物需要の激増に伴ひ、海洋漁業開發の急務なるに鑑み營口水産局に於て本邦沿岸海洋漁業狀況に關し漁業者、漁具、漁種等一般水産關係事項並に漁業經營方法、慣習等を調査し海洋漁業開發の計畫樹立の資に供せんが爲一般的調査を爲して來たが本年度は前記産業調査局の調査を主體として渤海灣の全部に付精査を爲し漸次黃海側の調査をも爲す豫定である。

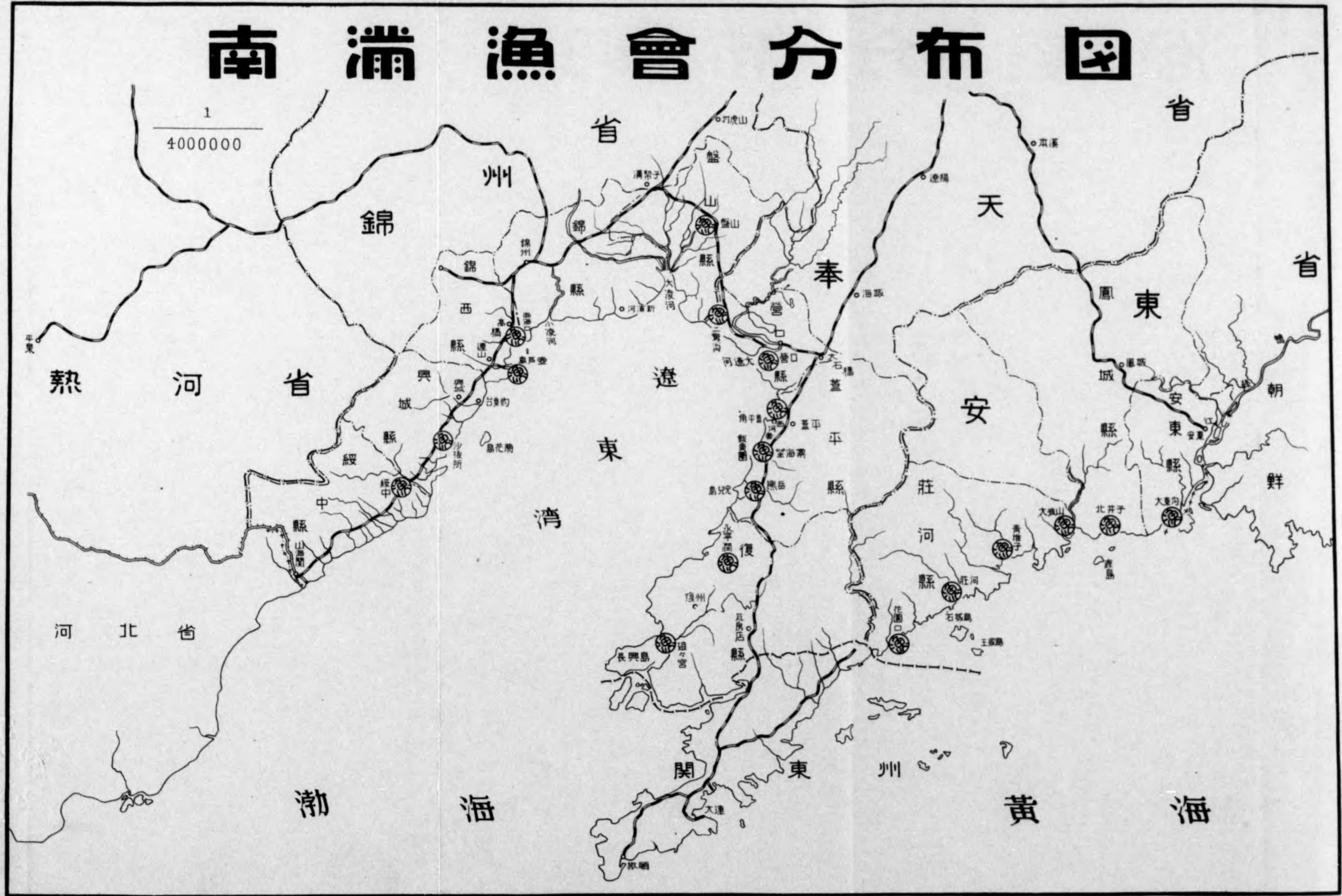
南滿漁會一覽表



漁 會 一 覽 表

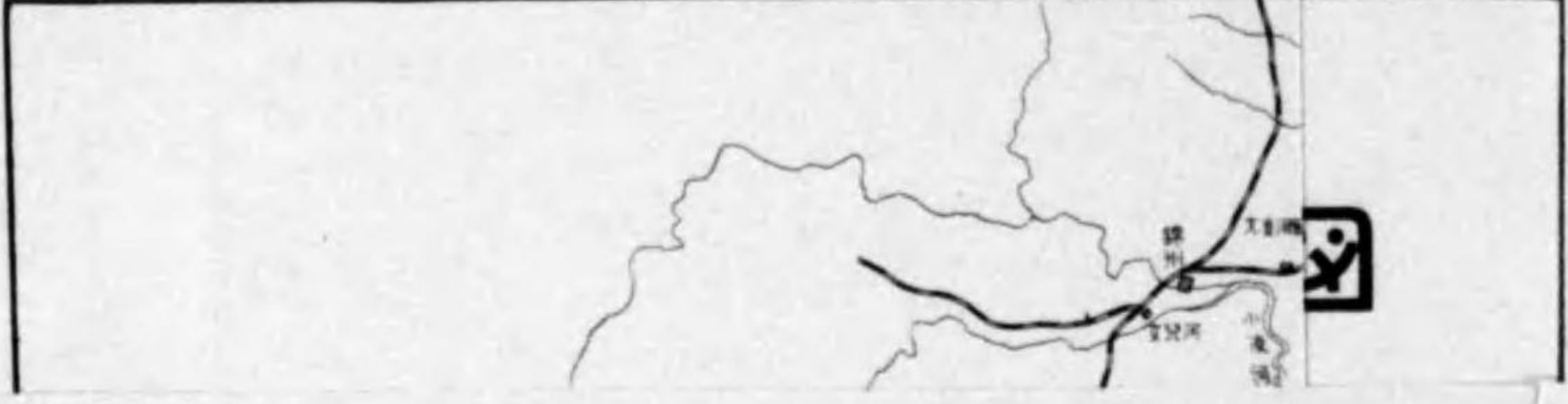
漁會名稱	頂別	所在地	設立年月日	會員數(康德三年十一月和理時)		康德三年度 經營預算	漁船數 (康德三年十一月和理時)	康德二年 會費總數	全金額	漁會 / 區域	所屬省
				正會員	準會員						
營口漁會		營口縣營口	康德三年一月十六日	1086 [^]	1.492 [^]	3.542 [^]	958 ^隻	7614.680 ^円	482.940 ^円	營口、海城、台安、各縣、兩岸村屯及於泥河、北河、二氣溝、南至、西、沿海各村屯	奉天省
二界溝漁會		營口縣二界溝	全年六月五日	40	667	7.600	64	7798.626	515.119	二界溝溝内	全
西河套漁會		蓋平縣西河套	全年二月十八日	581	595	2.658	173	2216.270	104.440	北、於泥河、南、田家、于頭、溝、南至、沿海各村屯	全
望海寨漁會		蓋平縣望海寨	全年二月十六日	145	348	2.504	119	709.056	31.231	北、田家、于頭、溝、南、堆、廠、墩、山、南至、沿海各村屯	全
熊岳漁會		蓋平縣熊岳城內	全年二月十日	376	250	2.046	196	586.165	21.759	南、揚州、河、北、堆、廠、墩、山、南至、沿海各村屯	全
永寧湖漁會		復縣永寧湖城內	全年三月八日	166	250	1.964	145	435.893	21.060	北、揚州、河、南、大、咀、子、南至、沿海各村屯	全
銀々宮漁會		復縣銀々宮	全年二月十二日	200	325	1.796	202	1148.029	38.996	南、開、州、縣、北、大、咀、子、南至、沿海各村屯	全
盤山漁會		盤山縣盤山城內	全年三月九日	455	710	1.537	334	947.385	34.711	盤山縣全縣沿海各村屯	錦州省
西海口漁會		錦縣西河口	全年二月一日	535	400	1.618	162	1482.690	119.296	錦縣全縣沿海各村屯	全
壺蘆島漁會		錦西縣壺蘆島	全年二月十四日	115	150	1.184	72	377.092	24.478	錦西縣全縣沿海各村屯	全
興城漁會		興城縣沙後所	全年二月十九日	533	382	2.007	262	612.271	30.996	興城縣全縣沿海各村屯	全
綏中漁會		綏中縣綏中	全年五月二十二日	207		414	138	377.252	20.721	綏中縣全縣沿海各村屯	全
大東溝漁會		安東縣趙氏溝	全年三月八日	500	1.440	3.242	570	1971.160	134.884	安東縣全縣沿海各村屯	安東省
北井子漁會		鳳城縣北井子	全年二月十日	235	730	1.780	251	2250.982	73.763	鳳城縣全縣沿海各村屯	全
大孤山漁會		莊河縣大孤山	全年二月三日	425	1.543	2.36.1	478	3092.662	149.491	冷子溝、西岸、大、羊、河、南至、沿海各村屯	全
青堆子漁會		莊河縣青堆子	全年二月十四日	225	550	1.855	240	1389.853	48.928	西、張、蝦、網、東、冷子溝、南至、沿海各村屯	全
莊河漁會		莊河縣莊河城中	全年二月十八日	406	952	1.988	440	1635.967	178.660	東、莊、東、村、張、蝦、網、西、堆、廠、南至、沿海各村屯	全
花園口漁會		莊河縣花園口	全年三月五日	249	859	2.196	308	2586.458	77.821	西、堆、廠、河、東、堆、廠、南至、沿海各村屯	全
				6.479	11.643	42.292	5.112	37499.838	2121.296		

南滿漁會分布圖



滿洲國沿海定置漁場圖業態一覽表





Faint, illegible text or a grid pattern, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

Faint vertical text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

業態一覽表 (康德三年)

地方別	漁業名稱 及記号	張網 一			袖網 一			罾網 一			槓網 V			條槓網 V			鬚槓網 Q			大拉網 O			起落網 H			二扣網 W			總計					
		數	戶數	從業人	數	戶數	從業人	數	戶數	從業人	數	戶數	從業人	數	戶數	從業人	數	戶數	從業人	數	戶數	從業人	數	戶數	從業人	數	戶數	從業人	數	戶數	從業人			
奉天省	二民溝	4450	21	667																									4450	21	667			
	營口	611	63	244							22	18	186							1	1	23							634	82	453			
	西河套										7	4	20	7	7	64	7	2	5	1	1	20							22	14	99			
	望海寨	130	2	11	1921	81	264				2	2	7				2	1	2	1	1	17							2056	87	301			
	熊岳城				2530	88	265				11	11	11				54	6	32	2	2	63							2597	107	371			
錦州省	永寧間				296	21	68				13	9	25				22	7	18	3	3	41							334	40	152			
	娘々宮	1393	74	170	203	16	45				7	7	3				21	11	17										1624	108	235			
	盤山	72	5	22							12	2	36							2	2	24	5	5	13				91	14	95			
安東省	西海口	837	95	141							136	136	77				37	9	15				2	1	2				1012	241	235			
	壺蘆島										29	29	34				92	22	25										121	51	59			
	興城	29	1	2							90	79	75				48	10	21	3	3	53							170	93	151			
	綏中										1	1	3				53	8	38	7	7	191							61	16	232			
安東省	大東溝							53	4	57	1	1	10																			54	5	67
	北井子	654	26	90							20	20	180																674	46	270			
	大孤山	1263	61	104							23	21	124	3	3	17													1289	85	245			
	青堆子	809	59	33							12	12	84										16	16	3				837	87	120			
	莊河	410	29	57							23	23	139										1	1	4	4	4	12	438	57	212			
	花園口	180	11	15	692	70	142				36	36	215	3	3	10	1	1	3				2	2	10	7	7	15	921	130	410			
合計	10838	447	1556	5142	276	784	53	4	57	445	411	1229	13	13	81	337	77	176	20	20	432	10	9	29	27	27	30	19385	1284	4374				

滿洲国沿海定置漁場圖

1
4500000 (Lat. 35°)

▽	∏	∩	⊖	∇	∨	—	—	—
二	起	大	鬚	條	桃	譯	袖	張
扣	箔	拉	挑	挑				
網	網	網	網	網	網	網	網	網



畜
産
篇



王爺廟附近ノ放牧

國立編譯館



第五篇 畜産

目次

第一章 概説

第一節 自然條件

(一) 氣象

(二) 土壤

第二節 家畜の種類、頭數及分布

(1) 家畜の種類及頭數

(2) 家畜の地方的分布

(一) 牛

(二) 馬、騾及驢

(三) 綿羊及山羊

(四) 豚及其他家畜

第三節 各種家畜の性能資質及産地

(一) 牛

(二) 馬、騾及驢

(三) 綿羊

(四) 山羊

(五) 豚

(六) 鶏

第四節 畜産市場及屠殺頭數

第五節 畜産物

(一) 毛皮及毛製品

(二) 皮革

(三) 獸骨、乳及乳製品

第六節 畜産防疫

第二章 畜産關係施設

第一節 家畜及畜産物の改良増殖

(一) 綿羊改良場の設置

(二) 改良用綿羊の配布

(三) 改良種豚の配布

第二節 牧野及牧草の改良

第三節 家畜衛生の施設

(一) 獸醫養成所の設置

(二) 防疫獸醫の配置

第四節 家畜交易市場の統制

第三章 畜産關係調査實施事項

(一) 畜産資源調査

(二) 家畜飼養頭數調査

(三) 畜産特殊調査

第一章 概況

滿洲國は北緯三八度四〇分より五三度五〇分、東經一一五度二十分より一三五度二十分の間に在り面積大約百三十万平方を占める。滿洲國の畜産は此の廣大なる境域に於て主として漢人農家及蒙古牧民に依て營まれる。

蒙古人は元來游牧民族で現在に於ても牧畜に依つて生活するもの多く是等牧民は衣服、食料、住居等の資料を多く畜産物に需める。漢人は耕種を主業とするが農耕には必ず牛、馬、騾、驢等の役畜を使用し又古來の生活環境と慣習より生活上肉、卵、皮、毛等の畜産物を利用すること比較的多い。謂ふ迄もなく滿洲に於て農業は國民經濟の根幹を爲すものであるが其の大陸的農業に於ては各種作業に畜力を利用すること多く農耕役畜の所要頭數莫大なると共に一面其の經營には肥料、自給、收益増加、卵肉自給、危険分散等の立場より畜産を加味することを必要とし役畜並に用畜を缺くことを得ない。又境域廣大な滿洲國に於ては交通運輸、軍事、警察等に要する役畜、乘馬等の數も甚だ多いこと勿論である。

滿洲國の畜産は以上の如き必然性に基いて三千萬民衆の生活上必要とする肉、乳、卵、皮、毛等の畜産物を生産すると共に耕地一千四百萬陌の耕作に要する役畜三百數十萬頭、交通運輸並に軍事、警察上必要な數十萬頭の役畜、乘馬等を生産維持しつづつ在り又年々多少の家畜及畜産物を中華民國、日本其の他諸外國に輸出しつづつあるが其の現狀は必ずしも之を盛なりとは稱し難い。即ち我國に於ては國土面積の割合に牛、馬、羊等の家畜頭數少く且本邦現在の家畜は何れも在來の土産種で滿蒙の風土に適するも其の性能資質概ね劣等である。又我國畜産の一大缺點とする處は各種家畜傳染病の常在流行であつて年々多數の家畜防疫に罹つて斃死し徒に資源の利用價値を減却すると共に甚だしく畜産の發達を阻害しつづつある。斯くの如く本邦現在の畜産は必ずしも盛ならず漸くにして家畜及畜産物の國內需要を充足しつづつあるに過ぎない。併しながら我國は氣候概ね適正にして國內何れの地方に於てもよく家畜を飼養し得ると共に家畜放牧に利用し得る山野の面積廣大にして概算四千萬陌を超へ又現在凡そ一千四百萬陌を算する農耕地より生産される穀類、穀菽藁稈類、稗類等の農産家畜飼料極めて豊富なるが故に家畜増殖の餘地甚だ大なるものがある。依て今後各種家畜の改良増殖と家畜傳染病の防遏に力を盡すに於ては家畜の資質を改善し其の頭數を増加して本邦をして東洋に於ける一大畜産國たらしめ且國內に於ける家畜及畜産物の需要を充足するのみならず進で隣邦其の他諸外國に對する畜産物供給地たらしめ得べきである。

第一節 自然條件

(一) 氣象

滿洲は氣候大陸的にして冬季寒氣凜烈なると共に夏季の暑熱亦甚しく寒暑の年較差甚だ大きい。中間氣節の春秋の期間は概して短い。中部の新京地方に於ては毎年春三月より漸次解氷し五月頃より氣溫急激に上昇して七、八月の候暑熱の極點に達し、九月より亦氣溫漸次下降して十一月に至れば萬目肅々の冬に入る、寒氣は十二月中旬より二月中旬に至る間最も嚴しい。降水量は概して少く地方により年三百耗内外より七百耗迄の間に在り其の地理的分布は東部に多く西部に少くして東部の農業地帯に於ては概ね年六百耗内外西部興安省の牧畜地帯に於ては年三百乃至四百耗である。

時期に依る降水量は六月下旬より八月上旬に至る雨期に多くして其の他の時期には甚だ少い。溫度は各地方共概ね年平均六六度内外にして一般に乾燥し特に春三月より五月迄の間は乾燥甚しい。

蒸發量は日照時數並に風の多い關係上一般に多く一、三〇〇耗内外より一、六〇〇耗に達する。風は一般に多く特に春季は強風連日に亘ること屢であるが、大陸の特徴として風速甚しく大なるものはない。

以上の如き氣象の畜産上に及ぼす影響は概ね左記の通である。

- 一、酷熱、酷寒共に家畜飼養上好ましくないが特に滿洲に於ては寒氣の爲家畜は大きな影響を受ける。即ち滿洲の家畜は冬季に於て被毛密生するも猶保温飼料を多量に要する關係上常態の營養保持困難となる。特に成長中の幼動物に於ては寒氣の影響を受けること甚だしく一般に是等の家畜は冬季開發育殆ど停止する。
- 二、嚴寒の時期に生産される仔畜の人爲的保護を加へざれば凍死すること勿論である。
- 三、氣候一般に乾燥せることは家畜衛生上に良好な影響を與へる。即ち之に依て自然に多濕の爲發する疾病を豫防することを得るが特に寄生蟲に依る疾病防止に顯著なものがある。
- 三、無霜期間短く加ふるに春期乾燥甚だしくして野草の芽生を遅延せしめる爲原野に青草繁茂する期間は一般に六月より九月迄の間三乃至四箇月間に限られる。従て牧野の功率低く家畜放牧上不利なるを免れない。

四、降水量異常に少い地方に於ては野草の生育も從て不良なること勿論であるが此の影響は蒙古の砂質地帯に於て最も顯著である。

五、風多くして砂塵を捲く地方に於ける放牧綿羊は羊毛の品質を害せられて良質の羊毛を産しない。

(二) 土 壤

土壤に付ては東方滿洲と西方蒙古とに分けて其の大略を述べる。

滿洲の平地帯に於ける土壤は大部分第四紀古層又は新層に屬し其の種類は主として埴土若は埴質壤土である。北滿地方には黒色の腐植土多く所謂黒土地帯で甚だ肥沃である。南方遼東半島地方は一般に表土浅く地味瘦薄であるが中部以北は表土深く肥沃である。南滿に於ける遼河流域の平原は洪積層及沖積層よりなり沖積層の分布特に廣くして鐵嶺以南の平地は殆ど之に屬する。遼河及其の支流の沿岸には砂土及砂質壤土の土地もあるが其の他は概ね埴土及埴質壤土である。北滿に於ける松花江流域の土壤は遼河流域に同様第四紀層に屬する埴質壤土及埴土多く遼河流域に比較して一般に有機質の含量多い。是等滿洲平地帯土壤の理學的性質は概して稍粘重である。又土壤中の有機質即ち窒素含量は一般に少いが磷酸、加里、石灰等の含量稍豊富で化學的性質は概して良好である。

滿洲の東部長白山脈地帯の土壤には太古層、古生層及中生層に屬する壤土、埴質壤土、砂質壤土等あり河岸の平地等に沖積層の壤土を見る。次に中央蒙古(興安省)平地帯の土壤は概ね風成層の砂土、壤質砂土、砂質壤土であるが河流の流域其の他に多少沖積層の壤土地帯もある。

興安嶺山脈地帯の土壤は花崗岩及石英粗面岩系統のもの多く大抵壤土である。以上蒙古地帯の土壤は河流流域の沖積地及山間の平地を除き概ね地味瘦薄の砂質地にして農耕に適せず牧畜に利用し得るのみである。

又蒙古の土壤中には多量の曹達、苦土、石灰、加里等の重碳酸鹽、炭酸鹽若くは硫酸鹽、鹽化物等を含み強アルカリ性を呈する所謂曹達地甚だ多い。曹達地は植生を妨げ農耕に適しないばかりでなく其の強度のものに於ては炭酸曹達、食鹽、芒硝等

を地表に折出して白斑を呈し全く植生を見ない。然し斯くの如き全く不毛の曹達地は比較的少く大抵の曹達地にはよく之に耐へる野草生育して家畜を放牧し得る。

興安西省の南方熱河省の農耕地土壤は南方に於ては概ね黄土(風成層)の壤土若くは埴質壤土で有機質に乏しく肥沃でない。熱河省北部は興安省に接續して砂質地が多い。

第二節 家畜の種類、頭數及分布

(一) 家畜の種類及頭數

我國に於ける家畜及家禽の種類は牛、馬、騾、驢、綿羊、山羊、豚、駱駝、犬、鶏、家鴨、鶯鳥、蜜蜂等である。

國內に於ける是等家畜及家禽の現在數に付ては地方に於ける行政機構完備せず、一部地方の治安猶確立しない現状に於ては精密なる調査困難であつて實數は知るに由ないが最近の政府統計を掲ぐれば次の通である。

地方別	畜産別	牛	馬	騾	驢	綿羊及山羊	豚	鶏	備考
實業部管内	計	八四、九八九	一、六〇〇、六六二	五、六七一	五、六七〇、七〇八	八、七四、七九	六、〇〇七、八八九	九、八六〇、五三	省別家畜飼養戸數並に頭數は統計欄第十七參照
興安西省		二〇四、九九四	六、三七九	九一〇	二二、〇〇二	二、九三、七五五	四、七五九		
南省		九六、五五七	三、一八八	〇〇〇	三、〇〇〇	八、三〇、八	六、一、六〇〇		
東省		九、七七一	一、三三、七	一、八八	一	七、七二	六、八、四九		
北省		一、三、八〇〇	一、三、三〇〇	七	一	七、三三、七	一、五、八、四八六		
蒙政部管内	計	五、四、〇〇〇	一、二、九、七三七	六、四、〇〇〇	六、三、七、七	一、一、八、八、四八六	一、三、三、六四九	不詳	
總計		一、二、九、〇〇〇	一、八、四、九、九八	一、二、〇、〇〇〇	一、二、〇、〇〇〇	一、二、〇、〇〇〇	六、一、三、三、三		

備考

滿洲國產業概観

- 1、駱駝は實業部管内四一九頭(熱河省四〇五頭其の他一四頭)、蒙政部管内九、九四二頭(興安西省一、四八九頭、南省三六〇頭、北省八、〇九三頭)合計一〇、三六一頭
- 2、實業部管内統計は康德二年九月蒙政部統計は康德三年の調査とす

右の家畜統計は縣、旗又は市公署の調査数を集計したものである。然るに滿洲事變前滿蒙の家畜頭数は凡左記の通と推算されて居た。

事變前家畜統計

畜産別	牛	馬	騾	驢	綿羊及山羊	豚	備考
遼寧省	11,100,000	2,200,000	1,100,000	1,100,000	8,000,000	11,140,000	
吉林省	8,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	11,140,000	呼倫貝爾を含む
黑龍江省	2,200,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	熱河省及察哈爾省東部を含む
東部内蒙古	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	
計	22,500,000	5,500,000	4,400,000	4,400,000	11,200,000	22,500,000	

備考

本統計は昭和六年滿鐵農務課發行「滿蒙の農林畜産資源」に記載のものとす。上記の二統計を比較するに兩者の間に甚しい差異がある。滿洲事變後兩三年間の騒亂に依り國內に於ける家畜頭数の相當減少した事であるが上記二統計の差異に見るが如き減少は想像し得ない。事變前の統計は推定數にして元より正確ではないが最近の政府統計も甚だしく實際と相違するものと認められる。即ち家畜及畜産物の市場出廻數、家畜屠殺頭數、畜産物輸出數量、耕作面積等より推算

するに最近の政府統計に於ける各家畜の頭數は實在頭數よりも甚だ少ないことが認められる。此の現象は調査の粗漏なるに由る點もあるが又調査に當り家畜飼養者及地方官吏が調査の眞意を理解せず常に實在數より寡少に報告をなすことに基因する處多く此の弊風の改められない限り官公署統計に依り正確なる實在數を知ることが不可能である。即ち現狀に於ては各種資料を基礎とする推定數の方官公署統計より眞實に近いものと見るべきである。

第二節 家畜の地方的分布

以上の各家畜は種類に依つて地方的分布の狀態即ち産地を異にする。

(一) 牛

牛の産地は主として東部の長白山脈地帯と西部の蒙古地帯(興安四省の他熱河、奉天、吉林、濱江、龍江、各省の舊蒙古地帯を含む)で南北滿洲を貫く中央部の平原地帯には牛を産すること少ない。東部の長白山脈地帯に於ては北は三江省、濱江省の山地帯から南は奉天省の南端に至る迄至る處牛を産する。是等の地方に於ては農耕役畜として牛を役するもの多く夫等の農家は農耕牛として閹牛を飼養すると共に亦蕃殖牝牛を飼養し犢牛を生産育成する此の地方の産牛の中、間島省の牛は大低朝鮮牛であるが其の他は滿洲牛である。一般に滿洲に於ては山岳地帯の耕作面積狭く經濟力菲薄な農家は役畜として經濟的な牛を役し平原地帯の經營面積廣大な農家は役畜として能力優秀な馬、騾等を使役する。是東部の山岳地帯に牛を産し中央部平原地帯に牛を産すること少い所以である。

次に興安省の蒙古地帯に牛を産する理由は牛が蒙古人にとつて必要缺くべからざる家畜である爲である。即ち蒙古人は家畜として牛、馬、綿羊、山羊、駱駝等を飼養するが牛は其の乳及肉を食料とし又農耕及輓用に馬を使用せず、牛のみを使用する(駱駝は乗用、又は輓用)關係上蒙古人の生活に最も密接な關係を持ち蒙古人の住む處必ず牛を伴ふ。又興安西省内の漢人農家並に各省の興安省接壤地帯漢人農家も牛を飼養するもの多いが是等は其の地方が山地であるか、荒蕪地多く牛を放牧するに便なるが、地味肥沃ならずして農家の經濟狀態良好ならざる等其の地方の事情に依るものである。

(三) 馬、騾及驢

馬は何れの地方に於ても飼養されるが其の最も多いのは中央平原地帯と西方蒙古地帯である。中央部平原地帯は滿洲に於ける主要農業地帯であつて一般に農家耕作面積廣く役畜として馬、騾を多く使用する。此の地帯は元來馬の使役地帯であつて昔は西方蒙古から多數の馬匹移入を見たが近來は現地に於て馬を生産する農家漸増して馬の使役地たると共に生産地たるに至つた。次に蒙古は滿洲に對する各種家畜の供給地であつて年々多數の蒙古産馬が滿洲に移入される興安四省中馬産最も盛なのは北省及西省である。

騾馬は各地方の滿人農家に於て生産使役されるが其の頭数は舊墾地方に多く新墾地方に少ない。即ち騾は哈爾濱以南の比較的早く開拓された地方に多く北滿及蒙古等の新しい開墾地方には少い。此の原因は農家の定着性と騾の生産に使用する大驢(山西、山東又は河北省より輸入す)の入手困難に基因すると考へられる。南滿の農業地帯に於ては地方に依つて騾の頭數馬よりも多い地方あり新京の北方農安附近は良好な騾の生産地として名がある。

興安省内は勿論其の他に於ても蒙古人は全く騾を生産又は飼養しない。驢は至る處の農家に飼養されるが特に開拓年次古く、農業經營收約な奉天省、錦州省、熱河省等に多くして騾と同様北滿等の新墾地方には比較的少い。又蒙古人は元來驢を飼養せず興安省の游牧及準游牧地帯には全く驢を見ないが興安南省及西省、農牧混同地帯の蒙古人は之を飼養する。

(三) 綿羊及山羊

綿羊は元來蒙古の家畜であつて舊來の滿洲には無かつた家畜である爲現在でも興安省及之に接續する舊蒙古地帯に多く滿洲の東部には甚だ少い。

興安省に於ても現在は北省の游牧地帯に最も多く興安嶺南方には少くして興安嶺山脈を境として羊の頭數は激減する。興安南省及西省に於ては西北部の山丘地帯に綿羊稍多く其の東南部平原地帯には少い。實業部管内に於ては熱河省、錦州省に稍多く其の他の地方には少い。蒙政部管内に於ける蒙古人の牧羊は單純な牧畜として行はれるものであるが實業部管内に於ては滿

人農家の牧羊は耕地の肥料採取を第一の目的として耕種と關聯して行はれることが多い。

山羊は普通、綿羊と混牧せられ、分布區域は大體綿羊と同じであるが分布の厚薄は綿羊と異なる。即ち綿羊の最も多い興安嶺山脈西北に於ては山羊比較的少くして、羊群中多くも二〇%を出ないが興安嶺山脈南方に於ては其の割合少くも二〇—三〇%多いものに於ては七〇—八〇%に至る。特に地勢甚だ峻險な熱河省の西南部等に於ては綿羊を飼養せず山羊のみを飼養する地方もある。之等の地方は平地少く山岳峻險なる爲綿羊を飼養し得ないものである。

(四) 豚及其の家畜

豚は漢人種の最も愛好する肉畜で分布甚だ廣く漢人の住居する地方には何れの處にも飼養される。其の頭數は大體人口に比例し其の稠密な地方に多い。又蒙古人は元來豚を飼養せず。蒙古に於ては農牧並に行はれる定住地方の他全く豚を見ない。駱駝は蒙古特に興安嶺西北方に多く興安嶺南方蒙古にも多少之を見るが其の他には稀である。

鶏其の他家禽類は漢人の農業地帯には何れの地方にも之を産するが蒙古人は元來之を飼養せず。蒙古の游牧並に準游牧地方には現在全く之を産せず農牧混同地帯の蒙古人のみ之を飼養する。

蜜蜂は熱河、錦州、奉天、安東、吉林、濱江省等に於て滿人、露西亞人等が多少之を飼養する。

第三節 各種家畜の性能資質及產地

凡そ家畜は其の生育生存する自然及人的環境の如何に依つて性能資質を異にする滿蒙の家畜は滿蒙の風土に適し民度に相應するものであるが其の何れの種類も從來人爲的改良淘汰を受けたことなく性能資質概して劣等である。次に各種家畜の性能資質に就て略述する。

(一) 牛

滿蒙の土産牛には元來二つの種類がある、即ち滿洲牛と蒙古牛之である。滿洲牛は滿洲の東部長白山脈地帯に産し蒙古牛は蒙古及是に接壤する滿洲西部の平地帯に産する。滿洲牛及蒙古牛は外貌を異にし從來滿人は前者を本地牛後者を蒙古牛と稱し

て區別して居る。蒙古牛は毛色甚だ多種多様で褐色、黒色等の單色の外褐白斑、白褐斑、黒白斑、白黒斑等の斑、縲、精毛其の他各種の雜色がある。此の中最も多いのは褐色で蒙古牛の約半を占め黒色及褐白斑、黒白斑等の斑之に次いで多い鼻鏡は黒色、鉛黒色、淡墨色若くは肉白色である。外貌粗野にして體型はよく晩熟な土産牛種の特徴を具備する。即ち皮膚厚く硬く被毛は粗剛にして光澤無く冬季は長く生長して長さ五、六纏に達し剛毛の間に絨毛を密生する骨は概して繊細である。頭は比較的大きく頸長くして薄く、胴は中長にして幅狭く肢短小地低である。肋骨は扁平にして胸狭く深く背及腰は中長にして幅狭く腹は膨大である。臀は大抵後方に傾斜し其の後方は特に幅狭くして尖る。角は角座高く角鞘は質緻密滑澤である。牡牛角は太さ及長さ適度であるが閹牛角は一般に甚だ太く且長い。蒙古牛の角は他牛種に比較し上方及前方に向ふ性質強いのを特徴とする。蹄は質緻密堅硬である。

蒙古牛の體驅の大きさは産地に依て異なるが其の體高及體重は凡左記の通である。

種別	體高(纏)	體重(疋)	閹牛	牛
牝牛	平均一〇〇—一二〇	平均一八〇—三二〇	平均一〇五—一四〇	平均一二〇内外
牝牛	平均一〇〇内外	平均二五〇内外	平均一〇五—一二五	平均三七〇内外

蒙古牛の大きさは興安嶺山脈の北西察哈爾省錫林郭勒盟、興安省呼倫貝爾地方の産牛最も大きく興安嶺山脈南方山寄りの地方産牛之に次ぎ遼河の上流西刺木倫河南方地區及熱河省産牛は蒙古牛中體驅最も矮小である。

次に長白山脈地帯及遼西地方に産する滿洲牛は蒙古牛と同様な原始的土産牛種で其の外貌及體型は蒙古牛に酷似し其の識別は主として頭及角の形状に依つてのみ爲される。蒙古牛の頭は概して幅稍々長く長さ比較的短い。滿洲牛の頭は長短様々のものあり蒙古牛と同様な短い頭を持つものもあるが多くの蒙古牛の頭に比較して幅狭くして長い。蒙古牛は角座高くして角間狭く角上方及前方に向ふ傾向が強いが滿洲牛は角座高からず角間稍廣くして角は上方又は前方よりも側方に強く向ふ。

滿洲閹牛は蒙古閹牛に比較し肢短く骨太く體幅備つて構造頑丈なるも之は主として去勢時期の關係で蒙古に於ては一般に生後滿一年以内に去勢するも滿洲に於ては二、三年後に去勢するためである。滿洲牛の毛色は蒙古牛と同様元來褐、白、黒の

三色よりなるが蒙古牛の如く複雑の毛色のもの少く多くは褐色又は黒色の單色にして斑、縲等少く精毛雜色等は稀である。

滿洲牛の體驅の大きさは産地に依て異り吉林省永吉、額穆、樺甸地方の産牛最も大きく奉天省柳河、安東省通化、桓仁地方の産牛之に次ぎ安東省鳳城、寬甸及安東縣地方産牛は最も小さい。復縣莊河縣等の産牛は前者よりも大きく滿洲牛としては中等の大きさである。滿洲牛の體高及體重は牝牛體高一〇〇—一二〇纏、體重一八〇—三二〇疋、閹牛體高一〇〇—一二〇纏、體重二七〇—五〇〇疋位の間にあつて大小の限界は蒙古牛と略同じく體驅の大小に關して兩者の間に差違を附し難い。

次に蒙古牛及滿洲牛の能力若しくは利用價值に付て述べる。第一に肉牛としては兩牛種共體驅矮小なると共に晩熟にして肥鹽性に富まず又肉質良好ならざる缺點を有す。滿洲牛及蒙古牛の體重、屠體歩合及枝肉量は普通次の通である。

牝牛	牝牛	肥閹牛	生體量	屠體歩合	枝肉量	備考
牝牛(普通)	牝牛	肥閹牛	二〇〇—三〇〇疋	四二—四八%	九九—一四〇疋	産地より市場に出廻つた儘のもの(草牛)
三〇〇—四五〇	四五—五二	四二—六〇〇	四五—五二	一三五—二三〇	一二〇—三〇〇	體驅大なるものを三—五箇月間肥育したるものとす

右に於て見るが如く閹牛は肉牛として相當の價值を有するが牝牛は體驅矮小なるのみならず營養一般に不良にして屠體歩合悪く肉牛として極めて劣等である。

又滿洲牛及蒙古牛は甚だ晩熟である。即ち、是等は生後滿三年乃至四年を経て漸く成牛となるが完熟するには猶數年を要し生後六、七年を経て完熟する。斯くの如き兩牛種の晩熟性は品種固有の性質たる以外に幼時及其後の飼養管理粗悪なるに因る處極めて大である。又兩牛種共肥鹽性に富まず之を肥鹽するに生體量の増加一日普通五〇〇—八〇〇瓦にして一疋に達するものは稀である。兩牛種の肉は鮮紅色を呈し脂肪は一般に稍強い黄色を帯びる。筋纖維に於ける脂肪の沈積は一般に甚だ少く水分多くして味は和牛、朝鮮牛又は山東牛より劣る。

滿洲牛及蒙古牛は農耕牛及挽牛として使役される。之を農耕に使役するには普通二頭を並べて使用するのが功程は凡次の通である。

耕土(翻地、豁地、挑地)	〇、四一〇、五陌	中耕(鋤地)	〇、四一〇、五陌
播種(壞種刺種)	〇八、一一、〇陌	開墾(闢牛四頭)	〇、三一〇、四陌
”(反種)	〇、四一〇、五陌		

之を挽牛として使用するには車輛の種類(花雜輪、三大車、二大車、頭大車等の別あり)と積載量に依つて一―二頭乃至六―七頭の牛を一車輛に附けて挽かしめるが闢牛一頭當の挽曳量は道路良好なる場合五〇〇疋、不良の場合凡其半量である。農耕牛若くは挽牛として使用されるものは主として闢牛であつて牝牛は體軀矮小纖弱にして力量不足の爲普通は之を使役せず山間の小農家が稀に之を使役するのみである。又役牛としては骨格比較的纖弱なる蒙古闢牛よりも骨太の滿洲闢牛が強力なりとして喜ばれる。滿洲牛及蒙古牛の役牛としての長所と缺點は凡左記の通である。

長 所

- 一、性質温順にして調教及使役容易である。
- 二、體質强健にして抵抗力強く粗放な飼養管理に堪へる。
- 三、蹄質堅硬である。

缺 點

- 一、體軀矮小である、牝牛の役牛として甚だ劣等なことは前述の通であるが闢牛に於ても體軀の大きさ充分なるものは少く大部分の闢牛は體軀の大きさ並に力量不足である。
- 二、肢比較的短くして歩幅狭く速力鈍く肩及鬐甲の構造強固ならず腰、臀強靱ならざる等體型上にも缺點がある。

(二) 馬、騾 及 驢

滿洲各地及蒙古に産する滿洲馬は體軀矮小にして體高普通一二〇―一四〇種平均一三〇種内外である。毛色は蘆毛、月毛、河原毛等白色毛最も多く鹿毛之に次ぎ栗毛、青毛、駁等は之もあるも少い。體型は頭比較的大きくして頸短く厚く鬃毛及鬣毛甚だ多い。頸礎低く鬐甲又發達不良にして低く其の高さ(體高)一般に鬐の高さよりも低い。胸は幅廣く胸深く中脰稍長くして鬐は斜尻多く尾の附根低く尾毛多い。肢は骨太く强健にして蹄は概して偏平であるが質緻密にして堅牢である。外貌粗野にして品位を缺くが性質温順、體質强健にして寒暑及疾病に對する抵抗力強く粗放なる飼養管理に堪へ持久力に富む長所を有する。然し體軀矮小なるが故に速力、挽曳力共に不充である。之に大車を挽かしめるに(二一六、七頭曳)普通冬期は一頭當挽曳量五〇〇疋にして一日行程六、七〇疋を行く。又其の駄載量は普通七〇―九〇疋である。農耕馬としては行程牛よりも約三割大と見られる。

騾は體高普通一三五―一六〇種にして馬よりも體軀大きい。毛色は濃褐、濃灰、黒褐、黒淡灰等あり腹部及四肢内面の毛は普通淡色である。頭、比較的大きく又耳は大きくして直立する。一般に前軀よく發達し胸深けれども後軀の發達之に伴はず背にして臀傾斜し尾の附根低い。四肢は細長く蹄は小さくして稍峻立する。體質馬よりも强健にしてよく粗悪なる飼養管理に堪へ飼料所要量少く(馬の約三分の二)長壽にして長く使役し得る長所あり、能力は速歩以上の歩度を出し得ずして速力に乏しく又負擔力弱くして乗用及駄用には適しないが挽曳力及持久力は馬よりも大である。騾は普通牝馬に大驢を配して作るも又小驢を配して作ることあり前者を配して作るものを頭排騾子、後者を二排騾子と稱する。

驢は滿洲至る處の農家其の他に使役せられ圃場の輕役、乗用、駄用其の他各種作業に使役される。驢に二種あり大驢及小驢であるが滿洲に於て生産使役されるものは後者である。小驢は體高普通八〇―一一〇種位である。體型は頭粗大にして額隆起し直背にして後高を呈し四肢乾燥して細く蹄は狭小であるが質堅固である。

毛色は濃淡の灰色又は黒色のもの多く下腹部、四肢の内側は淡色にして顔面は眼鏡及鹿口を呈し多くは騾線を有し鬐甲より肩にかけて濃色の斜斑がある。小驢は性質温順體質强健にしてよく粗食に堪へ持久力に富む。之を挽用及駄用に供するに駄載

量五〇—六〇疋、鞍曳量二二〇—一五〇疋にして一日行程二五—三〇疋を行く。
 大驢は元來滿洲に産せず騾生産のため山東省、河北省等より輸入される。體高二二〇—一五〇糎にして頭大きく頸短く筋肉よく緊り四肢乾燥し蹄狭小である。毛色は褐黒色又は黒色を普通として下腹部及四肢の内側白く口圍は淡褐色を呈する。大驢は氣候寒冷なる滿洲に於ては繁殖せずと傳へられ滿洲に於ては其の牝驢を飼養するものなく牝驢は専ら騾生産の目的に使用せられ大切に飼養管理せらる。

(三) 綿 羊

現在國內で飼養される在來種綿羊は元來蒙古人が人類發祥の地中央アジアより東漸するに際し伴ひ來つたもので地方により多少形態及體軀の大小を異にするが總て蒙古種である。蒙古羊は普通生體量牡三五—六〇疋、平均四六疋内外、牝二五—四五疋平均三三疋内外である。頭は比較的小さく幅狭く鼻梁前方に彎曲し眼は少しく突出する。耳は大きく側方に垂れるのを普通とする。普通牡は有角、牝は無角なれども有角の牝もある。體は一般に幅狭く胸深く臀部は廣くして筋肉よく發育し四肢細くして強健である。尾は特殊の形狀を呈し長さ七、八寸、幅六、七寸の圓形にして扁平なる所謂脂肪尾を持つ、一般に體部の毛色は白色であるが多くは頭、頸及四肢に黒色又は褐色の斑點を有する。蒙古羊は肉用としては肉質比較的良好であるが體軀稍小さく屠體中脂肪歩合多いのを缺點とする。

滿鐵農事試驗場の肥育試驗成績に據れば蒙古闊羊一八頭の屠殺時生體量平均四八・五疋、屠體歩合五三%、正肉歩合三四%、脂肪歩合一・四%、骨歩合八・三%、毛皮歩合八・五%である。脂肪歩合大なるは脂肪尾の存在するためである。
 次に毛用としての蒙古羊は能力極めて劣等である。即ち畜に其の産毛量少いのみならず毛質甚だ不良である。滿鐵農事試驗場の試験成績に據れば蒙古羊の産毛量は次の通である。

種 別	毛 量 (平均)		備 考
	春 季	秋 季	
蒙 古 種 牡 牝	〇、八一〇 〇、六七五	〇、八〇〇 〇、五〇七	剔毛延頭數 春二一三頭 秋一四三頭 春一四二六頭 秋一五〇二頭
メリノ種 牡 牝	八、〇六〇 五、八六〇	八、〇六〇 五、八六〇	春一九三頭 春四二七頭

蒙古羊の毛は粗毛と細毛を混生する。粗毛は太く長くして中央に髓質を有し波状捲縮を爲さず鱗片は六角形に近く屋根瓦狀に並列密着する。其の太さは六六—九八「ミクロン」長さ五—一八糎である、細毛は細く短く不規則な波状捲縮をなし中心に髓質を有せず鱗片は毛の周圍を完全に一周して漏斗を重ねた様な形狀を呈する。細毛の太さは一五—四五「ミクロン」にして細さ一定せず長さ四—六糎である。細毛は弾力性に富み比較的強力である。右の他蒙古羊毛には粗細毛と稱すべきものがある。粗細毛は先端粗毛狀を呈して太く緩く捲縮し鱗片は屋根瓦狀を呈して中心に髓質を有するが基部は細くして不規則に捲縮し髓質を有せず鱗片は漏斗狀を呈する。

又蒙古羊毛には外觀白色を呈し太く細く弾力に乏しく光澤を缺く死毛(ケンフ)を散見する。

蒙古羊には以上の細毛、粗毛及粗細毛が各種の割合で混生する。其の割合は個體及産地に依つて相違する。

蒙古羊毛の重大なる缺點は縫合性及縮絨性に乏しい粗毛の混在であつて之が爲に甚しく其の品質を害し價格を低下する。蒙古羊毛を原料としては細美なる織物を造ることを得ず、主として下等羅紗、下等毛布、フェルト、絨氈等の原料として使用される。

以上の如く蒙古羊は産毛能力劣等であるが其の毛皮は毛量少く毛の長さ適當なる爲に防寒被服として好適である。

蒙古羊毛の改良に關しては滿鐵會社に於て夙に其の必要を認め大正二年より農事試驗場に於て蒙古羊の改良試験に着手し

た。即ち滿鐵農事試験場に於ては蒙古羊の毛質を改良し毛量を増加すると共に肉質及肉量に於ても在來種に劣らざるものを得べく「メリノー」種、「シュロツプシャー」種及「サウスダウン」種を使用し蒙古在來種との間に雜種を生産せしめたが「メリノー」蒙古一回雜種は他の雜種に比して毛質及毛量に於て優秀なるのみならず肉質及肉量も亦蒙古在來種に比して敢て遜色なきことを確めた。

而して更に其の一回雜種牝に「メリノー」種牝を配し「メリノー」蒙古二回雜種を生産せしめたが之に於ては毛質明に二種類に分離し「メリノー」種と全く同一の毛質を有するもの（純型）と一回雜種と同様の毛質を有するもの（雜型）が生産された。而して右の二回雜種に於ける純型及雜型の生産比率は一對一で之に依てメリノー型毛質の遺傳は「メンデル」氏の遺傳法則に従ひ且其の遺傳因子は單一なることが明にされた。

更に此の二回雜種中の純型牝牝を相互に交配したが其の間に生ずる綿羊は總て「メリノー」型の毛質を有し又此の種の牝を蒙古種牝に配する時生ずる仔羊は總て「メリノー」種を蒙古種に配して生ずる一回雜種と同一の毛質を有することが實驗され二回雜種純型は「ホモ」接合體で毛質固定せることが證明された。

右試験の結果羊毛改良を目的とする蒙古羊の改良は「メリノー」蒙古二回雜種に於て半数之を改良し得、二回雜種純型は一回雜種と同様に「メリノー」種を交配することに依つて又其の仔羊の半数を改良し得るが故に此の方法を繰り返して蒙古羊全部の羊毛改良を達成し得ることが明になつた。各種類綿羊の産毛量に關する滿鐵農事試験場の試験成績は次の通である。

種類別綿羊産毛量表(單位斤)

種 類	性	統計年數	剔毛月	延頭數	年 齡	剔 毛			平均計				
						最 大	最 小	平 均					
蒙 古 在 來 種	牝 牡	十八年間	五月 五月 五月	一四一 一四一 一四一	三三 三三 三三	一一 一一 一一	四四 四四 四四	二、一 二、一 二、一	〇、四 〇、四 〇、四	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	一、六 一、六 一、六	一、一 一、一 一、一	八、〇 八、〇 八、〇

種 類	性	統計年數	剔毛月	延頭數	年 齡	剔 毛			平均計				
						最 大	最 小	平 均					
ラムブイニメリノー種	牝 牡	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
蒙 古 一回雜種	牝 牡	十四年間	五月 五月 五月	一四九 一四九 一四九	三三 三三 三三	一一 一一 一一	四四 四四 四四	二、一 二、一 二、一	〇、四 〇、四 〇、四	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	一、六 一、六 一、六	一、一 一、一 一、一	八、〇 八、〇 八、〇
蒙 古 固定雜種	牝 牡	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
蒙 古 雜種純型	牝 牡	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

備 考

メリノー種及メリノー型羊毛を有する雜種は年一回五月に剔毛し蒙古羊及雜種型羊毛を有するものは年二回五月及九月剔毛する。

一回雜種羊毛は蒙古羊毛と同様粗毛と細毛を混淆するが蒙古種に比較し粗毛の量は著しく減少し細毛の量を増加する。一回雜種羊毛中の細毛は捲縮略規則正しく波状を呈し又「ケンブ」は其の量激減して毛足短くなり一般に毛叢の表面に表はれない。細毛は太さ二二―四五「ミクロン」長さ五―八種で長さ一種の間に於て三―四個の波状捲縮を形成する。一回雜種に於ける粗毛の量は前述の如く蒙古種に比較し著しく減少するが個體に依つて其の量甚だしいものと稍多いものとあり其の長さ五―一五種である。

次に從來蒙古人及滿人の綿羊飼養の目的の一は羊肉を得ることにより蒙古羊改良に當つても肉用價値を閑却し得ざるを以て滿鐵農事試験場に於ては此の點を考慮し雜種其の他の肉用價値を比較試験した。即ち同場生産にかかる各種綿羊を生後二、三週間に去勢し生後二十二箇月内外にて肥臘屠殺試験成績は次の通である。

肥育羊屠殺試験成績

種	類	頭數	屠殺時平均生體量	屠體歩合	正肉歩合	脂肪歩合	骨歩合	毛皮歩合
メ	リノ	一八	五八・八八	四七・二三七	三二・六七三	八・五八三	八・四八九	一三・八〇六
蒙	古在來種	一八	四八・五〇	五三・二〇二	三四・〇二四	一二・四五二	八・二八九	八・四五八
メ	リノ	二五	四八・〇八	五〇・三三五	三五・〇六〇	九・一九七	八・三七九	九・一四八
サ	ウスダウン、蒙古在來一回雜種	一九	四九・一八	五二・一六八	三六・三六二	一〇・一八六	八・三七八	八・四九九
シ	ュロツプシア、蒙古在來一回雜種	一八	四七・八八	五〇・四五六	三四・七八二	八・五九一	八・六二八	九・〇三六
メ	リノ	二四	四五・九九	四七・八六一	三四・一七七	六・〇九七	九・〇八八	一〇・五一八
サ	ウスダウン、蒙古在來一回雜種	一九	四九・〇八	五二・六六三	三六・七五五	八・三一八	七・一八八	八・二一四
シ	ュロツプシア、蒙古在來一回雜種	一八	四四・八八	四九・六九三	三四・八二三	八・三二三	八・七〇三	七・九三一

右に依て見るに屠體歩合のみより見る時は「メリノ」種は肉用として最も劣る、又雜種に付比較するもメリノ種は最も劣り且雜種回数の進むに従ひ漸次メリノ種に近似し行く傾向が見られる。蒙古在來種は大なる脂肪尾を有し尾部に蓄積せる脂肪多く腹腔脂肪特に大網脂肪に乏しく正肉歩合に於て常に劣り脂肪歩合大なるは缺點である。各種綿羊の肉質に付ては試食の結果特に劣等なりとして鑑識し得るものなり略同様の肉質を有する。

(四) 山 羊

山羊は綿羊に比較し體質強健にして疾病に罹ること少く且粗食に堪へて如何なる礫礫の山地にも飼養し得る。即ち山羊は綿羊よりも飼養し易く繁殖率亦綿羊より良好である。體格は綿羊よりも稍小さくして生體量牝二〇—四〇疋平均三〇疋内外牡三〇—五〇疋平均四〇疋内外である。毛色は白、黒及灰色の三種で灰色のものは白色及黒色の毛の密に交雜したものである。被毛は長くして粗剛であるが其下に繊細な絨毛密生する。絨毛(羊絨)は春四、五月頃脱落し秋發生するものにして

て脱落前疋子と稱する器具を以て掻き取り然る後剪毛する。山羊一頭當の産毛量は普通羊絨一五〇—二〇〇瓦、山羊毛六〇〇瓦内外である。

山羊は綿羊と同様肉用として屠殺され皮は毛皮用又は製葦原料として使用される。山羊毛は主として毡子(フェルト)の原料として使用され羊絨は柔軟繊細なるが故に上等の毡子を作り又毡帽(帽子)、毡蓆子(靴下)等を作るに用ひられる。

(五) 豚

滿洲在來豚は漢人の滿洲移住に伴はれ支那本部より移入されたもので之に大型(大名猪)、中型(二名猪又は大猪)及小型(荷包猪)の三種ある。毛色は普通黒色であるが稀に鼻端、四肢の下部、胸、腹等に白色の現はれるものあり滿人は之を花猪と呼んでゐる。被毛は長く粗剛で特に頸の上縁より鬃甲に至る鬃部には「ブラツシュ」の原料となる長い剛毛(猪鬃)が密生する。

體型は頭大きく鼻骨長く吻突出し額部に顯著な皺襞あり耳は大型種及中型種に於ては甚だ大きくして側方に垂れ小型種に於ては小さくして稍立つてゐる。肋骨の彎曲度小さく體軀扁平にして幅狭く背葉稍凹し腹部膨大にして下垂し特に牝豚に於ては乳頭部に達するものがある。尻は傾斜し四肢は長くしてよく疾走する。大型種には體表に皺襞あるが中型種には之有るものと無いものと有り小型種には殆んど之を見ない。

小型種は體軀小さいが早熟にして十ヶ月乃至一年で成熟し體重六〇—八〇疋に達する。頭及顔稍短く耳小さくして半ば立ち額の皺は甚だ少い。體幅稍廣く背線下垂せず腹部下垂の程度亦少く尻は豐圓である。皮膚薄く體毛細くして短い。小型種は遼西地方を主産地として各地方に分布される。

中型種は晩熟にして一年半乃至二年にて成熟し體重普通一一〇疋内外、大なるものは一四〇疋に達する。

大型種に比較し吻及耳短く額及體の皺少い。皮膚は薄くして粗毛密生する。全滿に分布し三種類中頭數最も多い。

大型種は甚だ晩熟にして成熟に二年乃至二年半を要し體重一七〇疋に達するものがある。吻太く耳長く甚だ大にして兩側に垂れ額及體に多數の皺を有し尻は急傾斜する。被毛は三種中最も粗くして長い。新京附近を中心として開原附近迄分布するが

滿洲國產業概観

分布區域狭く頭數亦三種中最も少い。
 滿洲豚は繁殖が強く一年二産又は二年に五産し一腹より七、八頭乃至一四、五頭平均九頭内外の仔を産む、一産の仔數は大
 型種中型種多く小型種稍少い。
 滿洲豚は體質強健にしてよく粗放なる飼養管理に堪へる長所を有する。然し一般に晩熟にして肥體性劣り且頭、四肢、骨等の
 不用部分及内臓、皮等價値少き部分多く屠體部分良好でない。又體幅狭くして良肉を産する背、臀等の發達不良なることは其の
 缺點である。滿洲豚の肉は一般に色濃く濃赤色を呈し筋纖維粗く肉質稍硬けれども風味に富み特に小型種の肉は味良好である。
 滿洲豚の改良に關しては關東州及滿鐵沿線に於てパークシャー種を使用し顯著な成績を挙げつつある之に關し公主嶺農事試
 驗場の試験成績を摘録するに次の通である。

發育成績 (體重、單位廷)

種 類	供試 頭數	生 産 時	滿三箇月		滿六箇月		滿九箇月		滿十二箇月		滿十五箇月		滿十八箇月	
			平均 體重	試驗 日數	平均 體重	試驗 日數	平均 體重	試驗 日數	平均 體重	試驗 日數	平均 體重	試驗 日數	平均 體重	試驗 日數
滿洲大型種	一六	九三〇	一三・七九〇	三四・七四三	六七・四九四	九四・〇四一	一一三・六七九	一三八・八八七						
〃 中型種	一一	八四五	一一・三九一	二七・三八八	四七・三三八	七六・九一七	一〇二・八九三	一二六・一三六						
〃 小型種	一三	八三五	一一・二四一	二九・二九四	四七・五二二	七一・〇二八								
パークシャー種	三五	一・二〇〇	二二・三〇〇	四六・五四〇	八三・一九〇	一一二・八〇二								
〃 大型種	三四	一・一三〇	一五・一四一	三七・一七〇	七六・五六六	一一四・三三七								
〃 中型種	二四	一・〇六〇	一七・七〇二	四一・六一〇	七七・一一〇	一一八・〇八八								
〃 小型種	二二	一・〇六七	一八・七五四	四五・四七七	七六・三七〇	一〇七・六〇九								
滿洲中型種	二九	一・二四二	二二・二七六	五〇・八五九	八五・四八三	一一一・七二〇								
滿洲小型種	二二	一・二四二	二二・二七六	五〇・八五九	八五・四八三	一一一・七二〇								
滿洲雜種	二二	一・二四二	二二・二七六	五〇・八五九	八五・四八三	一一一・七二〇								
滿洲雜種	二二	一・二四二	二二・二七六	五〇・八五九	八五・四八三	一一一・七二〇								
滿洲雜種	二二	一・二四二	二二・二七六	五〇・八五九	八五・四八三	一一一・七二〇								

肥育試驗成績

種 類	供試 頭數	生 産 時	滿三箇月		滿六箇月		滿九箇月		滿十二箇月		滿十五箇月		滿十八箇月	
			平均 體重	試驗 日數	平均 體重	試驗 日數	平均 體重	試驗 日數	平均 體重	試驗 日數	平均 體重	試驗 日數	平均 體重	試驗 日數
滿洲大型種	三	一一二	一九	三〇	一四〇・二〇五	二、一八四	五四八	一一・三三二	五三、二八二	三八、九五〇				
〃 中型種	四	一一三	一八	三二	一二四・三七五	二、六七七	六〇六	一五・六七	五一、七五九	四〇、三三七				
〃 小型種	三	一〇	一五	三一	八九、六八七	二、六〇一	四二五	一五・一三	四九、一六六	三七、八三五				
パークシャー種	五	二一	一四	三三	一三六、九五八	三、二八一	八〇七	一九・四二	五一、〇二六	三七、九〇七				
パークシャー大型種	五	二二	一三	三三	一二二、八一九	三、一五七	八五四	二一・四七	四五、三五三	三四、六九八				
パークシャー中型種	五	一八	一四	三三	一一三、二五九	三、二七一	八七二	二一・八七	四七、三五三	三五、四七一				
パークシャー小型種	五	一六	一三	三三	一一八、四四〇	二、八七七	六六一	一七・四〇	四九、〇〇七	三六、九三九				
滿洲中型種	九	三三	一四	三一	一二七、三九八	二、八二三	七五二	一八・三一	四八、一六一	三五、七五九				

屠殺解體歩合表

種 類	供試 頭數	生 産 時	屠 殺 時		解 體 歩 合		内 臓		肉 質		脂 肪		骨 質		利 用 率
			平均 體重	歩 合	内 臓	肉 質	脂 肪	骨 質							
滿洲中型種	一〇	一四一	六五・七一三	八五・七六一	〇・二三三	七・九四三	三七・七五三	二四・四〇五	六・二三	九・五五七	〇・九九				
〃 雜種	一〇	一三二	六三八	八〇・七七七	一・三六一	〇・八一三	一一・三二一	二六・八五九	四・九〇	一二・四八	一・二三五	五・八九			
パークシャー種	一〇	一四一	六四・三七五	八三・一八一	一・七六	九・三九三	三四・〇五三	二一・五三二	四・七二	八・七八一	〇・三六六	六・五六			
滿洲中型種	一七	一四一	五五・六五四	八四・五八	一・三八	九・二〇三	三四・七七三	二〇・四二〇	七・六一	九・七六六	七・九七				

備考

利用率とは肉と脂肪合計量の生體量に對する百分率

(六) 鶏

鶏は至る處の農家に飼養されるが其の形態は種々雑多で一定の型を有しない。即ち羽毛色は褐色、黄褐色、黑色、白色、斑等種々あり肉冠は單冠多く又毛冠を有するものもある。體は概して小さく體量一・二—一・五疋位にして産卵数は年百個を超へず卵は外殼褐色にして小さく重量普通五〇瓦内外である。

第四節 畜産市場及屠殺頭數

滿洲に於ける畜産市場は近代的設備を有するものなく舊來自然に集合開市するものを指稱して居る。現在畜産市場の開市される都市は奉天、哈爾濱、鄭家屯、赤峰、張家口、錦州、新京、海拉爾等で其の中新京、哈爾濱、奉天等は消費市場として重要な地位を占めて居る。家畜中牛、馬、騾、驢は牛馬店で取引され、豚、羊、駱駝等は需要者、飼養者等で直接に賣買される。取引は家畜の個々或は數十頭を單位として行ふものもある。一般に春秋三、四、八、九月が最も盛である。市場取引に依つて出廻る畜牛の數量は肉牛資源にして農耕用役牛の十三萬頭及蒙古牛の十六萬頭内外合計二十九萬頭で蒙古牛の中約五萬頭は支那市場張家口及天津に出廻るものと見られる。而して滿洲内(關東州及附屬地を合して)に於ける屠殺頭數は奉天の一萬三千頭、新京の八千八百頭等を始めとし各都市及地方自家屠殺を加へて二十萬頭を超えるものと云はれる。羊の屠殺數は約五十五萬頭、豚は滿鐵附屬地及民政部衛生司調査(舊奉吉黑三省)による數字六十五萬五千頭と此の外に熱河、蒙古及密殺屠殺の相當數を計上すべきである。

以上に依りて滿洲に於ける獸肉消費の大勢をも窺ふことが出来る。

第五節 畜産物

(一) 毛皮及毛製品

羊は從來肉及毛皮用として飼養され羊毛は副産物として取扱はれて居た爲外國産羊毛に比較して著しく遜色あり粗毛と綿羊とを混生し且死毛多き爲品質一般不良である。

豚毛は刷子原料として用ひられ其の中心市場は奉天で出廻期は豚の屠殺が冬季に多く且この季節には豚毛もよく密生する爲毎年二、三、四、五月を出廻最盛期とする。輸出先は大部分歐米にして支那之に次ぎ康德元年度二百四十四萬五千圓康德二年度二百七十九萬六千圓康德三年度四百四十萬四千圓にて滿洲主要輸出品の中に擧げられてゐる。此の外馬毛、駱駝毛、牛毛等の産があり毛製品の主なるものは毡子、毡帽子、毛靴、毡襪子、氈子等がある。

滿洲は古來毛皮の産地として有名で殊に吉林省、黑河省、三江省の密林地帯には貂、山猫、狐、狸、鹿、麝、熊、豹、虎、狼、栗鼠等の野獸を産し内外蒙古一帯は綿羊山羊の主産地である。毛皮の中心市場は奉天、哈爾濱にて米國を主たる輸出先とし主要輸出品中に列せられ康德元年度輸出高百九十二萬三千圓康德二年度三百二十三萬四千圓康德三年度五百十三萬一千圓と云ふ數字を示してゐる。古來滿蒙の住民は生活上毛皮を多く使用し其の産額は年に依りて異動甚しく年生産高の正確なる數字を知ることは困難である。

(二) 皮 革

皮革の原料は豊富なるに拘らず從來進歩した製革工場なく在來の鞣法を以て製革して居る。一般に滿洲産皮革は品質劣等であるが最近に於ける日本製革技術の進出は斯業の將來を期待するに足るものがある。主要集散地は哈爾濱、奉天で輸出先は歐州、天津方面である。

(三) 獸骨乳及乳製品

牛、馬、羊、騾、豚等の骨の産額相當あり骨粉製造業と其の製品輸出は將來有望視されて居る。

乳及乳製品は蒙古人の常食であり又滿鐵附屬地日本人及舊北鐵ロシア人により消費されて居る。

第六節 畜疫

滿洲畜産の二大缺陷は家畜資質の劣等と傳染病の流行猖獗である。即ち從來流行せる畜疫は牛疫、牛肺疫、炭疽、鼻疽、流行性驚口瘡、豚コレラ、豚疫、羊痘家畜コレラ、狂犬病、畜牛結核等で屢々各地に流行蔓延し年々多數の斃死を見て居る。蓋し建國以前中國官憲は獸疫の豫防制遏に關しては何等施設する處なく住民亦人畜衛生に關する知識皆無の爲である。滿洲に於ける獸疫流行に因る損害は實に莫大なる數字を示し斃死頭數は大小家畜を合して約壹萬頭其の額は壹千萬圓以上を推定され、尙斃死に至らない罹病家畜を考慮するときは更に損害大なること勿論である。斯くの如き獸疫の流行猖獗は實に農家牧民に對して多大の經濟的損害を與ふるのみならず國內畜産は之に依つて多大の脅威を受け其の發達を阻害せられ且畜産資源の利用價值を著しく減殺するものである。

第二章 畜産關係施設

第一節 家畜及畜産物の改良増殖

(一) 綿羊改良場の設置

康德元年錦州省朝陽に康德三年熱河省赤峰に國立綿羊改良場を設置し綿羊改良上必要なる種羊の生産に着手したが本年度は濱江省哈爾濱に之を設置し尙將來省立綿羊改良場を漸次増設して十箇所に達せしめる豫定である。

(二) 改良用綿羊の配付

一般民間に於ける綿羊の改良を圖る爲康德二年には二〇五頭を康德三年には一三一頭の種綿羊を錦州省、濱江省及龍江省に配付し、配付地各縣に綿羊合作社を組織せしめて指導獎勵せしめて居る。

(三) 改良種豚の配付

國內に於ける食肉の供給を潤澤ならしむると共に農家福利増進を目的とし康德元年度以來改良用種豚パークシヤ種約八百頭を購入して地方に配付し又改良用種豚生産配給機關として奉天、吉林及龍江の三箇所に省立種畜場を設立した。

第二節 牧野及牧草の改良

牧草改良の爲康德元年度より牧草(ルーサン)種子の配付をなし牧野改良に關しては調査研究中である。

第三節 家畜衛生の施設

(一) 獸醫養成所の設置

國內獸疫猖獗の現状に鑑み之が豫防制遏の爲獸醫養成所を急務なるに依り大同二年奉天に獸醫養成所を設置し、日滿人を養成し、卒業後は國內獸疫其の他に從事することとなつて居る。

(二) 防疫獸醫の配置

康德元年度より各省に家畜防疫員を配置し家畜防疫に對する適宜の處置を講じつつある。

第四節 家畜交易市場の統制

康德二年十二月家畜交易市場法を公布施行し市場の統一と家畜交易の公正圓滑を期して居る。

第三章 畜産業關係調査實施事項

第一節 畜産資源調査

臨時産業調査局に於ては本邦に於ける家畜及畜産物(羊毛其他紡毛原料毛、皮革、毛皮、肉畜並副産物)の生産並處理加工の狀況及移動、取引事情等を詳かにし家畜及畜産物の取引の是正、需給の圓滑を圖らんが爲、康德元、二年度に繼續して三年度に於ては左記地方に付調査を實施した。

全滿主要集産都市即ち海拉爾、齊々哈爾、嫩江、哈爾濱、富錦、龍井、吉林、奉天、安東、營口、大連、洮南、通遼、錦、

承德、赤峰、林西、多倫等
右の外尙三年度には哈爾濱、海拉爾其他北滿主要乳牛飼育地に付き乳牛飼育状況並牛乳及乳製品の需給状況に付き調査した。

第二節 家畜飼養頭數調査

畜産は本邦に於ける重要産業にして其の利用開發は國民經濟の進展に寄與する處甚大にして其の現状及消費を詳かにするは國防上並に産業政策樹立上極めて重要なるに付き本年八月末日現在の頭數を全滿の各省、特別市をして調査せしめた。

第三節 畜産特殊調査

(1) 綿羊生畜飼育適地の調査

本調査は綿羊飼育獎勵適地の選定並綿羊改良増殖計畫の具體策樹立に資する爲前年度に引續き本年度に於て現在の代表的飼育生産地の飼育事情を詳かにせんが爲、吉林省伊通、奉天省開原、法庫、龍江省洮南、開通の五縣に付き調査した。

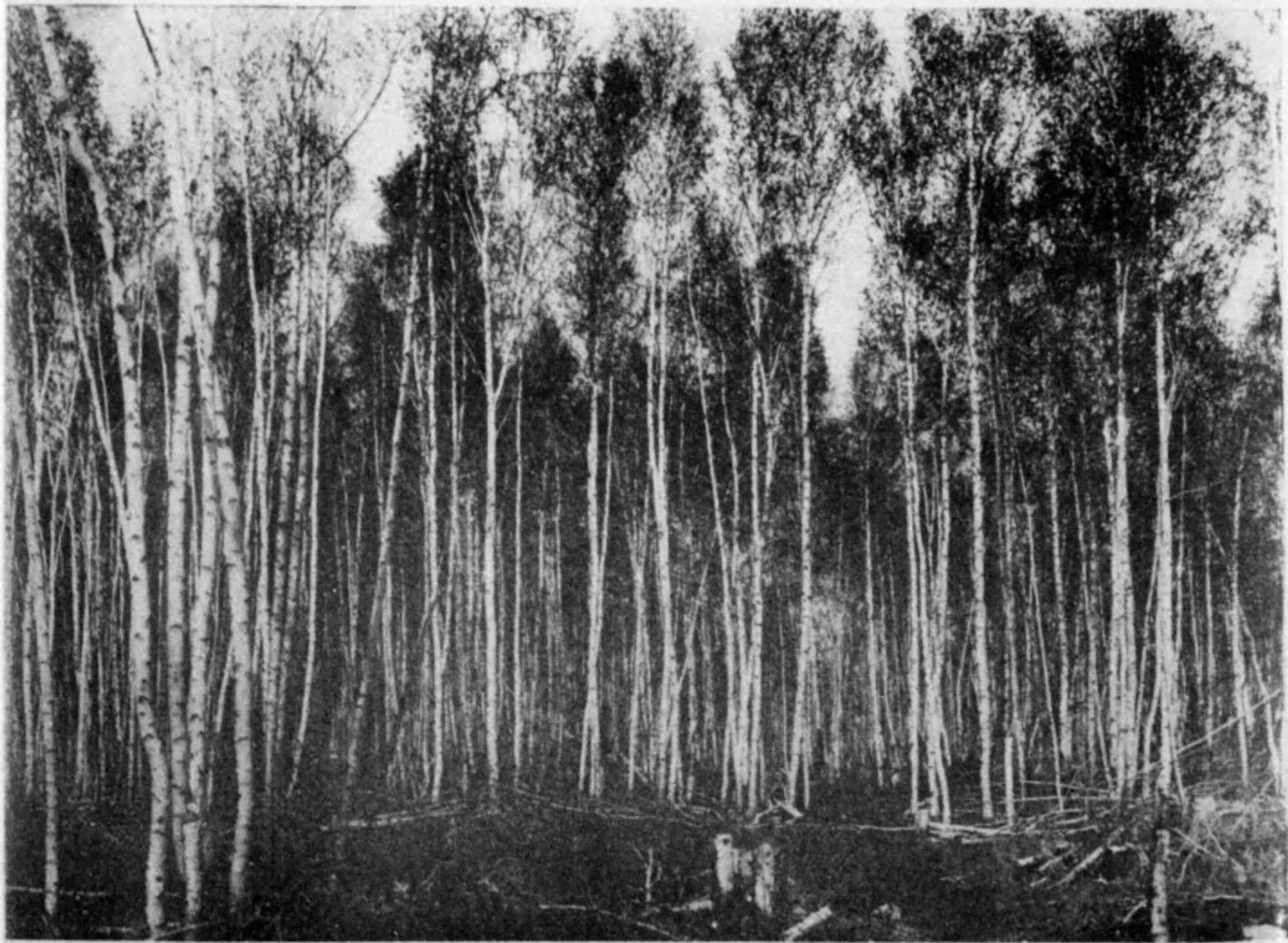
(2) 滿蒙土産牛體型並飼養状況に關する調査

滿蒙土産牛の主要生産地方の産牛事情を調査し且代表的産牛に付き精密なる牛體の測尺を行ひ將來之が改良増殖の方策樹立に資する爲本年度に於ては吉林省永吉、磐石、奉天省海龍の三縣下に調査を實施した。

林業篇



林務司長岸良一



北滿の白樺林

第六編 林 産

目 次

第一章 概 要

第一節 林業及林政の沿革

第二節 森林の概況

(一) 森林面積及立木蓄積量

(二) 主要樹種

第三節 木材需給状況

(一) 生産状況

(二) 輸出入状況

(三) 消費状況

第二章 林業に関する施設

第一節 林政機關

第二節 林場權の整理

第三節 森林資源の調査

第四節 國有林野の管理經營

(一) 官行斫伐事業

(二) 集團伐採の實施

(三) 運材施設

(四) 施業案の編成

(五) 林野官民有別區分

(六) 國有林野の保護

(七) 造林竝に養苗事業

(八) 林業試験

(九) 林野副業の獎勵

第五節 地方林政

(一) 植林獎勵

(二) 養 苗

(三) 農村備林の造成

(四) 野生有用鳥獸の保護

第六節 林業會社

(一) 滿洲林業股份有限公司(特殊會社)

(二) 鴨綠江探木公司(日滿兩政府合辦)

(三) 中東海林探木公司

(四) 札免探木公司(政府、滿鐵、露商合辦)

(五) 海嶺探木公司(政府、舊東支鐵道會社、露商合辦)

(六) 其他

(七) 其他

(八) 其他

(九) 其他

第七節 バルブ工業

第三章 林業關係調査實施事項

第一節 荒廢林地調査

第二節 林産物の需給状況調査

第一章 概 要

第一節 林業及林政の沿革

往古滿洲の地は通古斯族が之を樹海と稱した如く鬱蒼たる森林を以て蔽はれて居た。近世に至り清朝興起し入關して中原に

君臨するや當時僅に百萬内外に過ぎざりし滿洲民族の大半を政策的見地より支那本部に移住せしめ、又一方滿洲を祖宗發祥の地として尊崇し所謂四禁の制の下に之を封禁し開拓を禁じ漢人の入滿を阻止した。斯くて滿洲の産業、資源は全く封禁せられ其の儘後世に傳へらるることになつたが聽て隣接直隸、山東地方に於ける人口の過剰、頻發せる天災、戰亂の結果、漢人は此の禁を犯し滿洲の沃土を目指して盛に移住し來り、其の勢到底阻止し難きに至つたので先づ滿洲の一部を解放し移住開墾を公許すると共に更に對外的には露國の東方侵略に備へ邊境を維持するの必要上清朝末期には寧ろ各地に招墾局を設け滿洲移民を奨励することとなつた。

滿洲森林開發の歴史は約六十餘年前同治年間に始まる。當時清朝は初めて東滿洲經營に轉じ、鴨綠江右岸に自由開墾耕作を許し同時に山東饑饉救済の一策として滿洲移民策を講じ開拓を奨励した。爾來開拓は進捗し、樹林は焼かれ鬱蒼たる美林は濫伐せらるるに至つた。然し伐木は未だ移民の兼業の域を出でず其の方法も幼稚で僅かに農閑時の利用に過ぎなかつた。

組織的な林業従業者の出たのは光緒の初めである。光緒三十四年(一八七七年)頃には既に清朝に依つて大東溝に木稅局の設立を見、又歳入増加を目的とし伐木事業は奨励され、斯くて大東溝は北支に對する木材の一大供給地となつた。降つて光緒十八年(一八九二)、明治(二五)に木植公司(官商合辦、資本金二十萬兩)の設立を見たが積年經營紊亂し、且商民の怨恨を買ひ、事業は頗る銷沈した。

當時南下政策に奔命しつた帝政ロシアは一九〇三年(光緒二九、明治三六)極東林業會社を起し鴨綠江森林伐採の統制を行はんとし、又同年日清合辦の日清義盛公司の設立あり、日露の國際關係危急の折柄兩者の抗爭反目熾烈となり爲に採木事業も大影響を蒙つた。日露戰役後此地の林業の權益は日本の手中に歸し光緒三十四年(一九〇八、明治四一)日清條約に基く鴨綠江採木公司(日清政府合辦)設立され鴨綠江上流の專伐採權及び鴨綠江林業の統制權を獲得するに至つた。吉林省の森林は圍場(獵場)或は貢山として封禁せられた爲大自然林が長く存在して居た。此の寶庫も山東移民の開墾に依つて開かれ、當局も亦之を國庫收入の源泉として利用し爾來禁伐制は紊れ、荒地の拂下、長期伐採權の設定を見るに至つた。

光緒三十三年(一九〇七、明治四〇)吉林勸業道は資本金壹萬元を以て吉林林業公司を設立し一般林業者に對する山份(木代金)の徵收と把頭(伐木請負者)に對する資本金貸付を行はしめたるも、内部紊亂の結果民國三年(一九一四、大正三年)解散の止むなきに至つた。之より先四合川(現五常、額穆縣地方)の森林開發に従事せし吉興林業統局の事業も失敗し省政府當局は之を改組して永衡林業公司を起したが、之亦中華民國(大正)初年の大洪水に際し災害を蒙り經營困難となりたるを以て更に本公司を基として省當局、官銀錢號其の他高官士紳の出資を主とする松江林業公司を設立した。又一方永衡官銀錢號に額穆、敦化、樺甸三縣に亘る面積約一五〇萬陌の國有林の伐採權を賦與した。

其の後世界大戰期の好況に乗じ日本資本の進出盛となり、大倉、王子系の富寧、華林、豐材、興林の諸會社の設立を見、其の他三井、三菱の出張所等續々投資し一時吉林林業界に覇を唱へたるも、聽て歐洲戰後の不況永衡官銀錢號林場(專採區域)との紛争、外國資本に對する軍閥、官憲の壓迫等に因り次第に不振となるに至つた。

間島地方は古くから朝鮮火田民の移住に依り濫墾を受け森林の蠶食甚だしく、殊に明治初年の北鮮地方の大凶作は此の勢を助長した。民國六、七年以降日本木材業者は盛に北鮮から此の地方に進出し、其の出資に依り伐木事業勃興し一時年額百數十萬石の出産を見所謂彈春材の名稱の下に盛に北鮮地方に輸出せられた。尙北京政府は民國八年汪清、延吉兩縣の森林を國家直營林場に指定し民間への解放を禁止したが、直營するに至らず其の殆ど全部が解放せられた。

濱綏、濱洲沿線地方森林の開發は東支鐵道の建設に端を發す(光緒二四、西一八九八、明三一)。東支鐵道會社は其の建設用材燃料等を、一八九六年(光緒二二、明治一九)の鐵道建設に關する清國政府との約定に據り沿線の森林より無條件に補給し得るものと主張し會社自身は勿論露商人も亦隨時各所に於て急激なる濫伐を行つた。清國當局は之に對し抗議を爲し、先づ木植全司を設立し山份を徵收せしめ更に森林伐採を統制せしめた。次いで光緒三十三年(西一九〇七、明治四〇)に至り東支鐵道會社との間に鐵道用材補給に關し正式に協定を締結した(舊黑龍江省管内の分は翌年成定)斯くて同鐵道の完成と共に次第に松花江下流地方及牡丹江方面の森林地帯も開發さるるに至つた。

其の後露國當局竝に東支鐵道會社は鐵道の自衛と露人移住の獎勵の爲露人伐採權獲得に努力し又其の事業保護の爲幾多の便宜を與へた。又清國當局は露商の勢力に對抗する爲自國人に對しても多くの伐採權を賦與し、更に中華民國は露國の勢力を排除せんとし法律を以て自國人以外に對する伐採權の賦與、森林に關する權利の讓渡を嚴禁したが露國側の壓迫に遭ひ目的を達し得なかつたのみならず却て伐採權の濫發となり拾集し得べからざる状態を招來するに至つた。從て此の地方の森林の伐採權獲得者は露人最も多く日本關係は濱綏沿線に於ける中東海林探木公司(東拓系、民國八年設立)、中東製材公司(現中央探木公司、大正四年設立)と濱洲沿線に於ける札免探木公司(滿鐵關係)を數へ得るに過ぎない。然し其の後日本木材業者にして露商經營の事業に對し投資するもの多く實權は次第に日本人の手に移り來つた。

熱河地方には從來圍場地方を除いては見るべき森林がなかつた。圍場森林は其の名の示す如く清朝の獵場であつて固く伐採を禁ぜられ長く美林を保つて居たが、中華民國となり解放せらるるや忽ち急激なる濫伐に遭ひ近々十數年を出でずして荒廢するに至つた。其の大部分は古北口經由天津、上海方面へ一部は多倫を經由し遠く察哈爾方面に輸出せられた。

前述の如く滿洲の森林は近世に至る迄は殆ど未開發の状態にあつたが近年に至り急に之が利用を促進せらるるに至つた動機は對内的には山東其の他漢人移民に對する清朝末期の解放政策あり、同時に對外的には露國の東方侵略政策に依るものである。然し清朝の滿洲拓殖には一定の計畫なく、森林經營の如きに至つては何等の考慮をも拂はず、唯木稅局を設け山份の徵收を事とするに過ぎなかつた。

右の事情は東支鐵道建設後の同鐵道沿線地方に於ても同様である。唯當時急激に増大せる露國の勢力を排除せんとし、森林伐採の統制を行ひ自國民に優先せしむることに特色を見るのみである。然し遂に露人の森林伐採を拒否するを得ず、其の伐採許可の實際は唯森林收入を獲るを以て満足し、國有林經營の見地からは何等干渉するところなかつた。

以上の如く清朝林政の施設として見るべきものは皆無であるが、唯一つ異例として擧ぐべきは鴨綠江探木公司の設立である。即ち日清兩政府合辦の特殊會社たる同公司をして鴨綠江上流地方森林の開發に當らしむると共に、鴨綠江及琿江地方の林

業を統制せしめ東邊道の開發に貢獻せしめんとした。然し其の設立は既に清朝の終末期であり其の業績は中華民國の林政と共に論ぜらるべきである。

中華民國政府は林業を重視し、先進各國の例に倣ひ近代的林政を樹立すべく、建國匆匆林政要綱十一箇條を發布し民國三年には森林法を制定し又一方林政機構を整備する等大に力を林政に注いだのである。其の方針を概観すれば次の如くである。

- 一、森林國有主義の採用 一、森林所有權竝に森林權の外人享有の禁止 一、保安林の設定 一、森林の保護竝に造林の獎勵 一、國有林管理經營の統制 一、林產物處分方法の確立

林務行政は北京中央政府農林部(後農商部更に農工部、實業部となる)をして主管せしめ地方林政には各省實業廳をして當らしめ、特に東三省國有林に就ては其の管理機關として農林部直屬の東三省林務總局を吉林に設置し(後哈爾濱に移轉)哈爾濱及奉天に其の分局を置き、國有林に關する政府を地方林政より分離し、次いで民國六年東三省林務總局を廢止し各省に農商部直屬的林務局を設け、要地に分局を置き、更に民國七年吉黑林鑛借款成立と共に吉、黑兩省に森林局を設け國有林經營の中央統制を強化せんとした。又林政機構を整備すると共に國有林產物處分、森林の保護、造林の獎勵、外國人との森林權享有禁止、天然林國有等に關し諸法令の制定を見、林務行政の制度は一應其の形態を備ふるに至つた。

然し乍ら森林經營の實際は中央政府の無力、地方財政の窮乏、官憲の腐敗等の結果悉く右の理想と背馳し軍閥政權の稅政林政に於けるより甚だしきものはなかつた。即ち中央政府の威力東三省に及ばざるや中央政府直屬の營林機關も事實は各省政府の支配下に歸し、財源に枯渴せる各省政府は林產物處分の統制法たる東三省國有林發放規則を惡用し或は之を改廢し、森林開發、外人排撃を名とし國有林伐採權を濫發し更に官商合辦林業會社を設立する等只管軍閥、官憲の私慾を逞ましうした。又北滿に於ける露商の勢力を驅逐せんとし却て露國の強壓に遭ひ更に多くの伐採權を露商に許與せざるを得なかつた。斯くて東三省の主要森林の殆ど總てが所謂林場と化し、當局は單に山份の徵收を事とし、森林の管理經營に就ては何等積極的施設を行ふことなく、權利者亦自ら事業を經營することなく把頭をして伐採に當らしめ己は只權利金を貪るのみの状態に在り、斯くて森林は荒廢

の一途を辿るのみであつた。鴨綠江採木公司、中東海林公司、東支鐵道會社等も亦其の林場經營に於ては之等民間森林利權と其の類を同じふするに過ぎなかつた。
 東三省二十年の林政の實際を概言すれば、地方軍閥、官憲の私服を肥す爲に森林を犠牲にし後に全く拾收困難なる多くの問題を残したと云ふに過ぎない。

第二節 森林の概況

滿洲は嘗て鬱蒼たる密林に蔽はれてゐた北支那一帶の森林區域の殘存と見られて居る。即ち印度支那地方より東支那海岸を経て河北省山海關を超え「シベリヤ」に連續した大孤狀の森林の殘存と稱せられる。
 此の地は清朝發祥の地として乾隆の頃より伐木開墾を禁ぜられて居たが、古來砂金、毛皮等の産地として知られ、續々密獵者の侵入を見爲に森林は彼等の燒燼を蒙る處大であつた。封禁の制が解放せられて以來、地形緩斜平坦、地味肥沃にして農耕地として有望なる林地は著しく野火の害ふ所となつたが、千古蓄積された美林は今尙部分的に存在し「ツングース」族の所謂「森林の海」の呼稱の面影を止めて居る。

滿洲の氣象は大陸的で寒暑の差が甚だしく、降水量は尠く蒸發量大で乾燥が甚だしい。四季の中夏冬の兩季著しく長く、雨期は日本に比し約一箇月遅れて居り、雨量は滿鐵沿線に於て平均六百ミリで日本内地の約三分の一、沿線以西は漸次減少し、以東は漸次増大し、舊北鐵沿線に於ては平均五百ミリ程度である。湿度は年平均六〇%で日本内地より一〇%乃至二〇%少く最も乾燥する月は四月である。湿度は六月に稍高まり、八月に於て最高を示す。而して五月より九月迄の植物生育期間は極めて温度が高く、且つ此の期間に於て年降水量の大部分を占め湿度が最も高い事が植物の生育に適して居る。即ち滿洲の森林は自然的條件に恵まれて居ると云はねばならぬ。森林地帯とし囑望されて居る地域は松花江及其の支流、拉林河、圖們江、牡丹江、鴨綠江右岸並に其の支流、渾江の上流の地域、濱北沿線の一部及大、小興安嶺圍内に屬し、奉天省北部、呼倫貝爾西南、錦州熱河を扼する所謂蒙古地域は森林と稱すべき地帯は極めて稀で、曠漠たる草原、砂丘、山岳が連續するに過ぎない。

(一) 森林面積及立木蓄積量

本部林務司の概査に據る全滿林野面積總計は約八千八百萬陌(一陌一・〇〇八三三町步)、其中立木地面積は約二千二百萬陌であつて、差引無慮六千六百萬陌の無立木地域が残されて居る。

立木蓄積量は總計約三十七億立方米即ち約百三十三億石(一立方米三・五九三七石)と推定せられ其中潤葉樹立木蓄積量は約二十二億三千萬立方米、針葉樹蓄積量は約十四億七千萬立方と推定されて居る。

(二) 主要樹種

滿洲の森林は之を森林植物帶上より觀れば溫帶北部に屬するものもあるが其の主要なる部分は寒帶の圍内に屬するものである。

而して滿洲の森林を構成する樹種の數は既に知られたるものみでも約三五〇有餘種の多きに達する。其中、有用樹種と認むべきものは針葉樹八、潤葉樹二十一種で之を列記すれば左の如くである。

A 針葉樹

日 本 名	滿 洲 名	屬 名	備 考
○テウセンマツ	果松(裸松、紅松)	マツ屬	紅松
○テウセンタウヒ	魚鱗松	タウヒ屬	白松
○ダフリカカラマツ	黃花松	カラマツ屬	
○タウシラベ	臭松	モミ屬	白松
○テウセンモミ	杉(沙栢、栢松)	モミ屬	白松
○エゾマツ	魚鱗松	タウヒ屬	白松
○テウセンカラマツ	黃花松	カラマツ屬	

「マンシウアカマツ」	油	松	マツ	屬
B 潤葉樹				
○カウライミヅナラ	柞	樹	ナラ	屬
○アムールシナノキ	椴	樹	シナノキ	屬
「オニメグスリ」	寧	樹	械	屬
○ヤチダモ	水	柳	トリネコ	屬
ハルニレ	榆	樹	榆	屬
キハ	黄木(黄波檻)	樹	キハダ	屬
テウセンヤマナラシ	白	楊		
「シラカンバ」	樺	樹	樺	屬
ヲノオレカンバ	槐	樹	イヌエンジュ	屬
「カライヌエンジュ」	柞	樹	ナラ	屬
○モンゴリナラ	柞	樹	シナノキ	屬
○マンシウシナノキ	色	牛	械	屬
「マンシウカヘデ」	白	樹	械	屬
○イタヤカヘデ	楡	樹	楡	屬
「オヒヨウニレ」	楡	樹	楡	屬
○マンシウクルミ	楸	樹	楡	屬
○ドロノキ	青	楊	楡	屬

○印を附せるものは現今相當産出され「」を附せるものは殆ど産出を見ない、以上の内現今用材として、産出さるる主なる木材は紅松、白松、落葉松、鹽地、楡、胡桃、樺、シナノキ、キハダ、ニレ等にして用材以外の産出を用途別に擧ぐれば鐵道枕木、電柱、根柵、控木、燐寸軸木、足場丸太、薪材、木炭、早切等である。

第三節 木材需給狀況
(一) 生産狀況

我國の木材生産狀況を見るに建國前數ヶ年は産出量大約三百八拾餘萬石であつたが、建國當初二ヶ年は諸種の事情に依り甚だしく生産の低減を來し二百八十九拾萬石程度となつた。其の後國內の制度整ひ各種事業勃興し木材需要の昂進に伴ひ其の生産も甚しく刺戟せられ康徳元年(昭和九年)度に於ては四百拾四萬石の生産を見た。其の概況を地方別に述べれば次の如くである。

A 鴨綠江材 鴨綠江本流及支流渾江上流地方の森林(長白山脈及龍岡嶺の東南斜面の森林)より伐採せられ安東に流筏せらるるものを鴨綠江材と稱する。
 康徳元年度に於ける安東着筏數量は百拾壹萬石を算し、樹種は紅松、杉松、落葉松及油松等の針葉樹を主とし、潤葉樹としてはシラジ、ニレ、シナ、クルミ、ナラ、キハダ及ドロヤナギ等がある。材種は角、丸、電柱、小丸太(足場丸太)大招荒(大丸太)、駝扛(長八尺位の小丸太)有稍丸子(尖端ある小丸太)、帆柱材及棺材料子等である。材長は一連、一連半、二連、三連及四連物等とし一連の長さは八尺を基準とするも鴨綠江採木公司直營材の一連は八尺五寸見當、料棧材の

一連は十尺乃至十一尺の見當である。

B 安奉沿線材 本沿線に於て生産せられた數量は約貳拾萬石にして種樹は鴨綠江材と略等しく、材種は主として小丸太、坑木等である。

C 吉林 材 松花江上流流域にて生産せられ水運に依りて吉林に出材せらるるものを吉林材と稱し、其の出廻數量は拾萬石位にして樹種は主に紅松、杉松、落葉松、シラジ、シナ、ドロ及クルミ等にして、材種は棺材の如き特殊材以外は概ね丸太にして、材長三十六尺ものが最も多い。

D 京圖沿線材 老爺嶺、張廣才嶺、牡丹江上流の牡丹嶺及哈爾巴嶺山脈の森林地帯より伐採せられ京圖沿線各驛に出材せらるるものを京圖沿線材と總稱する。

康徳元年度の出材數量は七拾八萬石の多きに達し全國出産量の約二割を占め、樹種は吉林材と略同様にして針葉樹では

紅松最も多く杉松、落葉松之に次ぎ、潤葉樹はシラジ、ナラ、ニレ、ドロ、シナ、クルミ、キハダ等である。

材種は主に角材、徑級尺三上の良材である。潤葉樹の中シラジ、キハダは建築用材及枕木材、クルミは軍用材、シナ、ドロは燐寸の軸木又は「ベニヤ」材として利用せられ他は主に枕木に造材せられて居る。材長は大別して十二尺、十六尺及二十四尺である。

E 間島 材 本材は圖們江本支流及渾春河流域より搬出せらるるもので其の生産數量は約四拾貳萬石に上り其の中主なるものは紅松の角及丸太にして材長二十六尺、徑級尺三上の良材を普通とし他に杉松、落葉松、クルミ、シラジ、テウセ、ンヤマナラシ等を産出する。

F 北滿 材 老爺嶺山脈、小白山脈及穆稜窩集嶺等の森林地帯より伐採せられ濱綏綏沿線に搬出せらるるもの、松花江下流湯原、依蘭、通河の各縣より出材せらるるもの竝に大興安嶺及小興安嶺方面より搬出せらるるものを總括して北滿材と稱する。

濱綏沿線に於て約百拾萬石、松花江下流に於て約二十萬石、大興安嶺方面に於て約拾萬石、計約百四拾萬石、全出産量の約三割五分の出材を見た。

樹種は紅松最も多く殊に濱綏沿線に於て良材を産出し、落葉松は大興安嶺に最も多く他に杉松、シラカバ、ナラ、シラジ、クルミ等がある。材種は主に角材にして材長は二十五尺より二十九尺の長物である。

(二) 輸出入狀況

滿洲事變以前數ヶ年の木材貿易は輸出に於て八拾五萬石乃至百四拾萬石を算し輸入は五拾萬石乃至八拾五萬石あり年々拾萬石乃至九拾萬石の輸出超過であつたが滿洲事變直後は事變の影響に依り木材貿易も著しく減退した。其の後建國に依る諸建設事業の勃興の爲木材の需要は急増し大同二年(昭和八年)以後に於ては木材生産量の増大も需要の旺盛に追隨することを得ず材價は著しく昂騰し爲に事變前の輸出超過は忽ち入超に逆轉した。即ち大同二年以後の日本内地及朝鮮其の他よりの輸入額は飛躍的に激増し大同二年には二百二十五萬石、康徳元年には二百六十五萬石以上に達し之に反し輸出は半減し大同二年四十一萬石康徳元年五十五萬石となり差引き大同二年百八十四萬石、康徳元年二百十萬石の尨大なる輸入超過を見た。

輸出は主として鴨綠江材で其の大半は朝鮮方面に、一部は北支方面に輸出せられ朝鮮向は主に挽材、北支向は原木として供給される。其の他は殆ど國內に於て消費せられ間島材及北滿材の一部良材が日本及支那方面に輸出さるゝに過ぎない。

輸入材は北洋材(エゾマツ、トドマツ)米材(米松)日本材(杉丸太)南洋材(ラワン、チーク、マホガニー)中支那材(桐材其他)及朝鮮材の一部で凡て特殊用材に限られて居る。

(三) 消費狀況

建國前五ヶ年即ち中華民國十六年(昭和二年)以降五ヶ年に於ける木材消費量を見るに木材貿易は平均輸入に於て年額約七十萬石輸出に於て約百十萬石であるから、國內産出量平均年額約三百八十萬石との差引き三百四十萬石を年平均消費量と認め得る。

建國の當初は國內の秩序未だ其の緒に就かず諸種の事業停滯し木材消費量も約百萬石以上の減少を來したが大同二年以降は國內各地に於ける建設工事の進展に伴ひ木材の需要急増し大同二年に於て約五百萬石、康德元年に於て約六百二十萬石の飛躍的消費狀況を示すに至つた。

而して従來の木材消費は一般建築用材、枕木、坑木、薪炭其の他少量の構寸用材等に限られて居たが、最近林産工業の振興特に「バルブ」工業の勃興に伴ひ其の消費量は更に激増する見込である。

第二章 林業に關する施設

我國の森林は永年に亘つて殆ど自由採取の狀態の下に放置せられ何等の保護管理を受くることがなかつた。殊に清朝末民國の初木材需要の激増に際し、當局の措置宜しきを得ず、無統制に國有林長期伐採權を設定し唯官憲の私慾を満すに過ぎず、權利者又當局の此の態度に乘じ利益の赴く處濫伐に至らざるなき有様であつた。爲に從來無限の豐庫と稱せられた我國の森林も其の林相良好、搬出利便の地は或は荒蕪に歸し或は優良林木の絶滅に瀕しつつあり、又未利用の美林地帯は奥地に邊在し其の利便開發は相當困難なる狀態である。

政府は右の事情に鑑み建國以來大に林政を改革し、先づ國有林經營の合理化を圖り、森林資源の保護、國土保安、國民經濟、國家財政等の要に備へんとしつつある。即ち

- 一、林政機構を整備充實し以て全國森林の綜合的經營及國有林國營の強化を圖り森林の保護管理の徹底を期し
- 一、國有林長期伐採權を整理し國有林の合理的經營を圓滑ならしめ
- 一、森林資源を精査し將來の計畫に資し
- 一、保安林を造成し治水、水源涵養、防風等森林の公益的機能の發揮を圖り
- 一、林産物處分方法、運材施設、林業組織等を改善し木材生産の合理化林力の保續を圖り

一、林産工業を振興し林業の發展に資し

一、未利用林を開發し山奥地の開拓を進め

一、林野副業を興し農家經濟を潤澤ならしめ

一、有用野生鳥獸を保護増殖し毛皮の増産並に農産の保護を圖り

一、植林を奨励し愛林思想の喚起に努めつつある。

而して我が林業政策は獨り我が國產業、國民經濟の重要事たるのみならず、其當否は日滿兩國經濟に影響する處大なるを以て林業政策の實際は常に日滿經濟統制の方針に即せしめつつあり、又刻下の狀況に於ては林業の經營は地方治安と密接なる關係にあるを以て特に森林伐採は治安工作と緊密なる聯繫の下に實施しつつある。

右の方針に基き左記事項を計畫實施すると共に國有林事業遂行を圓滑ならしめ以て國庫收入の確保、増進を圖り、森林資源の保護培養の目的を達成せんが爲康德三年度より國有林事業特別會計を設置した。(但蒙政部關係を除く)(以下施設事項は蒙政部關係を除く)

第一節 林政機關

林務行政は實業部(主管林務司)之を總掌し、其の實行に當りては地方勸業事務と國有林に關する業務とを分離し、前者は省公署並に縣公署をして管掌せしめ後者は實業部直轄の營林機關たる林務署をして擔當せしめて居る。

我政府は國有林の公共公益上の使命を重視し建國後直に國有林の管理經營を統制の爲各省實業廳及縣公署をして其の實行に當らしめたが、實績擧らざりしを以て更に大同三年一月實業部直轄の營林機關たる森林事務所を設置し先づ京圖線沿線地方國有林の經營を擔當せしめ爾後順次各地に森林事務所を増設す。康德三年一月國有林事業特別會計の設置を見、同年七月森林行政機構の改正に依り従來の林務司の二科制を廢し五科制とし一般地力民有林には林政科(一般會計に屬す)國有林には監理、計畫、經營、經理の四科を設け同時に森林事務所は林務署に改稱し現在林務署數は左の二十四箇所外に分署十五箇所(康德三年

十一月設置)にして主要國有林は總て林務署の管理經營する處となつて居る。

名	稱	所在地	名	稱	所在地
朝陽鎮林務署		奉天省海龍縣朝陽鎮	牡丹江	林務署	濱江省寧安縣牡丹江
安東		安東省安東縣安東	穆稜		穆稜縣穆稜站
通化		通化縣通化	勃利		三江省勃利縣勃利
撫松		撫松縣撫松	依蘭		依蘭縣依蘭
安圖		間島省安圖縣安圖	湯原		湯原縣湯原
琿春		琿春縣琿春	通河		通河縣通河
延吉		延吉縣延吉	方正		方正縣方正
敦化		吉林省敦化縣敦化	綏化		濱江省綏化縣綏化
樺甸		樺甸縣樺甸	海倫		海倫縣海倫
吉林		吉林省吉林市	北安鎮		龍江省龍鎮縣北安鎮
五常		濱江省五常縣五常	嫩江		嫩江縣嫩江
哈爾濱		哈爾濱市	黑河		黑河省瑯琿縣黑河
朝陽鎮林務署	濛江分署	濛江縣濛江	同	本溪	本溪縣本溪
安東林務署	臨江	臨江縣臨江	吉林林務署	蛟河	額穆縣蛟河
同	長白	長白縣長白	哈爾濱林務署	牙不力	葦河縣牙不力

林務省分署名稱及位置

尙本年度は熱河省圍場縣圍場に林務署を、湯原林務署管内佳木斯に分署を新設の豫定である。

又濱綏沿線地方國有林產物處分事務は其の沿革上財政部管下哈爾濱木石稅捐局をして處理せしめて居たが、康德二年七月實業部に移管し林政機關の統一を見るに至つた。

第二節 林場權の整理

舊政權時代國有林の長期伐採權の濫發を見たるは前述の如くであるが其の成立には鴨綠江採木公司、中東海林採木公司、東支鐵道會社其他露商關係のもの如く國際條約又は省政府との協定に基くものと(特殊林場權)國有林發放章程、遼寧省國有林整理暫行章程等の法令に據り設立せられたものとがある(一般林場權)林場權整理法に所謂林場權(東三省政府の末期には此等林場は

特殊林場 二一 面積約六、〇〇〇、〇〇〇陌
 一般林場 約二四一 面積約二、三六四、六〇〇陌
 合計面積約八、三六四、六〇〇陌

に達し全國主要森林の殆ど全部を占める状態であつた。

而して此等林場は國有林内に錯雜紛在し、或は甲乙林場の重複するものあり、或は其の境界の明かならざるものあり、或は其の位置の判定にさへ苦しむものあり、斯くて林場權者間の紛爭常に起り林業經營上の一大支障たるのみならず、當局の國有林管理も亦到底行はれ得なかつた。加之、林場權者は利益の赴く所濫伐を擅にし、界域を超へて盜伐を放てし、伐採に際し爾後の更新を慮る處なく爲に森林資源は蝕盡せられ林地は荒廢し、隨つて水源は枯渴し各種産業の發展を阻礙する有様となり、

林場權を此の儘存置するを許さざる状態に至つた。茲に於て中華民國政府も漸く林場權の弊害に留意し民國二十年實業部（民國）管理國有林公有林暫行規則を公布し林場權の設定を禁止し、既設林場に於ける伐採に對しても森林保護の立場より制限を加へんとした。

林場權は前記の弊害から見ても其の儘放置し得なかつたのみならず、林力の保續上木材生産を集約化せねばならず、又市場關係からしても伐採を統制する必要あり、此の點からしても林場權は整理せらるゝ運命にあつた。

我が政府は建國後先づ各省に命じ林場權の設定並に其の讓渡を禁止し更に康德元年六月林場權整理法の制定及林場權審査委員會の設置を行ひ一般林場權の整理を斷行することとした。

同法の規定に依れば實業部大臣及蒙政部大臣に其の指定する申請期間内（康德元年六月二十日より同年九月十日迄）に伐採許可證を提出して權利の審定を申請せしめ、其の申請に基き右兩者が權利の存否、林場の所在及其の區域に付き審定を行ひ、其審定に不服ある場合は林場權審査委員會に其決定を請求することが出來、而して右の審定の申請をなさざるときは林場權は消滅することになつて居る。

右の規定に基き有效適法に申請ありたるもの一五二件（面積約二、〇八九、八〇〇陌）あつたが其中一一〇件（面積約九三三、七六〇陌）に付き審定を行ひ康德元年十月、同三年一月及同年十一月の三回に亘り其の結果を報告した（二件を除き總て期間満了に依り消滅）。通原林業公司の解散に依り三件（面積約八〇九、五〇〇陌）、滿洲林業股份有限公司の設立に依り二九件（面積約二九六、二〇〇陌）の消滅を見、審定未了のもの一〇件（面積約四九、三四〇陌）を残すに過ぎない。

斯くて未決定のもの三四件面積約五四一、七四〇陌（未審定のもの一〇件面積約四九、三四〇陌不服申立中のもの二四件面積約四九一、四〇〇陌）を除き他は總て（約二〇七件面積一、八二二、八六〇陌）消滅に決定した。

特殊林場權に就きても我が林政方針に即し適正なる規程を加へつつあり、即ち舊吉林永衡官銀錢號の林場（面積約一、五〇〇〇〇〇陌）は大同二年（昭和八年）十月滿洲中央銀行より回收し、鴨綠江採木公司關係林場（面積約一四三、八〇〇陌）は日滿兩

政府の協定に依り康德七年（昭和十五年）九月を以て解消することに決定した

尙カールスキー大亮殊河林場外十一林場七六四、四〇〇陌の特殊林場權に就きても康德三年十一月解消した。

備考 本項記述には蒙政部關係を含む。

蒙政部關係の林場は

特殊林場 六 面積約 二、九八〇、〇〇〇陌
一般林場 一一 面積約 六三、五〇〇陌

第三節 森林資源の調査

從來の森林調査資料は古く且局部的であり、我國森林の全貌を示す根據など見出せなかつた。山地尨大、交通不便、治安不定等の爲調査が至難であつた爲である。

現在にても地上の踏査に當りては同様の困難に遭遇し、急速に行ふことは到底望み得ない、依つて森林の調査は航空視察及航空寫眞に依り行ふこととし大同二年四月以來事業を繼續して居る。

即ち大同二年度に於て全滿森林の視察を了し康德二年度より航空寫眞の撮影を開始し、同年四百萬陌、二年度八十萬陌、三年度百七十萬陌を撮影した。

尙今後は毎年二百萬陌の豫定を以て康德七、八年頃迄に主要森林全部の撮影を行ふと同時に現地調査も併せ行ひ森林の現状を審かにする計畫である。

第四節 國有林野の管理經營

國有林野の管理經營は前述の通森林事務所をして擔當せしめ經營の中央統制、國有林國營の歩を進めて居るが之が合理的經營には施業案の編成、林産物處分方法の改善、運材施設の整備、森林保護の施設等を必要とするが目下着々其の實現を圖りつつある。

(一) 官行斫伐の事業

國有林合理的經營の第一着手として國有林中主要地域に於ける伐採は可及的速に官行に依ることとし、康徳三年度に於ては延吉林務署管内(古洞河、大廟溝、草皮溝)牡丹江林務署管内(二道河子)、勃利林務署管内(大青山)哈爾濱林務署管内(牙不利)の官行所伐を実施した。

(二) 集團伐採の實施

康徳二年度より治安關係、林業經營上の見地よりして薪炭材以外の立木拂下には集團伐採を採用した。即ち治安關係、木材需給關係を考慮し伐採地域を限定し、伐採事業を統制、指導すると共に、縣警察を以て其警備に當らしめた。この方法は當分繼續の見込である。

(三) 運材施設

木材生産の合理化、奥地未利用林の開発には先づ適當なる運材施設を必要とする。

A 森林鐵道

昨三年十二月左記二線の開通を見た。

1 二道河子線

濱江省寧安縣仙洞より二道河子上流に至る七三籽

2 天橋嶺線

間島省汪清縣三岔口より草皮溝上流に至る四五籽

本年は右二線の延長の外更に昨年度より建設中の龍安線の開通を見る豫定である。

B 林道

本年度百三十籽開設の豫定

C 網場、土場

既設網場

八

" 土場

十一

四年度設置豫定網場

三

" 土場

三

(四) 施業案の編成

國有林野の經營に關し地況、林況、植生、運搬、治水、水源、涵養、市場關係等一般森林經營の基本調査を行ひ、事業區を定め林班を畫定し經營方策を確立の爲め昨康徳三年より十五ヶ年計畫を以て六百七十五萬町歩の國有林に付て實施の計畫である。

康徳三年度は左記地方國有林の施業案編成の爲現地調査を終へた。

濱江省勃利縣 大青山地方國有林

" 寧安縣 二道河子地方國有林

間島省汪清縣 草皮溝地方國有林

" 安圖縣 古洞河子地方國有林

吉林省敦化縣 沙河掌地方國有林

" 額穆縣 威虎河地方國有林

(五) 林野官民有區別調査

康徳三年度より三ヶ年計畫を以て調査に着手したるも當年度に於ては専ら舊奉天省、舊吉林省舊黑龍江省に於ける基礎調査に主力を注ぎたる爲實地調査を爲す餘裕なく僅に龍江省の一部に於て試驗的調査を爲したるに過ぎない。

康徳四年度に於ては年初先づ調査要項を定め以て調査の範圍を明かにすると共に調査地區を指定し部署を定めて近く實動に移る豫定である。

(六) 國有林野の保護

A 森林保護組合の設立

昨年主要國有林地方二十四ヶ所に森林保護組合(愛林會)を設立して國有林の保護管理の補助機關として活動せしめ併せて地方治安維持に貢献せしめつつあり、本年度は更に四十ヶ所設立の豫定である。

B 防火線の設置

昨年度より引續き防火樹帯の設定防火線の伐開等を行ひ森林保護組合の協力と相俟つて森林火災の防止に努めつつあり。

(七) 造林並に養苗事業

A 造林

森林資源の培養、荒廢地復舊、治水、水源涵養、防風等の目的を以て造林計畫立案中なるが之が爲には諸般の調査並に試験及苗木の養成等を必要とし目下準備中である。

尙國都の水源地淨月潭の周圍に國營造林場を設置し造林を行ひ水源涵養を圖りつつある。

B 養苗

各林務署及淨月潭造林場に苗圃を附設し養苗を行ひ將來の造林に備へつつある。

(八) 林業試験

昨年度より官行斫伐、立木拂下に緊急必要なる天然更新に關する試験を行ひ、更に潤葉樹利用に關する試験を行つて居る。

(九) 林野副業の奨励

林野に於ける農民副業を興し農業の多角化と相俟つて農家經濟の更生に寄與すべく差當り先づ森林伐採には地元農民を使用

し冬期労働収入の途を拓き、又木炭の改良増産を圖り尙黑河、三江省地方の特産木耳の増殖を奨励して居る。

第五節 地方林政

我國の森林は殆ど官有林であつて民有林が無い關係上、現在の處地方林政としては唯造林の奨励を擧げ得るに過ぎない。

(一) 植林奨励

康徳元年度より帝政記念全國緑化運動を開始し植林の奨励に努め毎年四月穀雨の日を期し全國一齊に樹植節を舉行し、苗木を配布し(康徳元年度百萬本、二年度五百萬本、三年度三百五十萬本)又映畫、講演、パンフレット、宣傳ポスター等の方法に依り其の徹底を圖りつつある。尙植樹愛林の思想は小國民より養成すべく康徳元、二年度に於て二十六箇所の學校苗圃を設置し養苗の實地指導を行つて居る。

(二) 養苗

將來の民間造林計畫の準備として熱河、奉天兩省の既設三苗圃の外に一昨年度より新に八省營苗圃を設置し苗木を養成しつゝあり。

(三) 農村備林の造成

農村に於ける薪炭用材の自給及農家副業等勸農の爲並に治水、水源涵養、防風、河川護岸等の關係を考慮し農村備林を造成せしむべく計畫中である。

(四) 野生有用鳥獸の保護

近來有用鳥獸は漸減の傾向を辿り殊に毛皮獸の減少著しいものがあり政府は康徳三年十一月二日鳥獸保護法を、同年十二月二十五日同法施行規則を夫々制定公布し、有用鳥獸の保護増殖を圖りつつある。

第六節 林業會社

中華民國(大正)六、七年頃の財界の好況を機に幾多の林業會社の濫立を見たが何れも經營不振を極め現在に至るまで事業を

經營し得たものは鴨綠江採木公司唯一と謂ふ状態である。

當時外國資本(主として日本資本)の斯業への進出の目覺しきものがあつたが、中華民國は法令を以て外國人又は外國法人に依る林業の經營を嚴禁し(但し北鐵沿線地方に於ける露商の經營を除く)中華民國人又は其の合法的法人に限定した爲め、此等外國資本家は何れも東三省政府又は中華民國人との合辦の下に中國法人を設立した。

鴨綠江採木公司の如き國際條約に基くものは別として中、日合辦の主なるものに中東海林採木有限公司(事業地域、北鐵沿線地方)中東製材公司(北鐵沿線地方)華林製材公司、富寧造紙公司、豐材公司、吉省興林造紙公司(以上四社何れも吉林省、後此等の事業は王子、大倉の共同會社たる共榮起業會社により統一された)あり、純中國法人としては鐵嶺林公司(鐵嶺、嫩江兩縣)通原林業公司(通河、湯原兩縣)、黃川採木公司、松江林業公司、興吉公司(以上三社何れも吉林省)等擧げられ、又中、露合辦には海敏採木公司(舊黑龍江省興安區)、中日、露三者合辦には札免採木公司(舊黑龍江省興安區)がある。又個人事業の主なるものに北鐵沿線地方に露商カワルスキー及スキデルスキーの經營あり、其外東支鐵道會社も其の沿線に於て用材補給の爲採木事業を經營した。以上の中、中、日合辦會社の中華民國側の出資は概ね日本側より借款又は立替に依り行はれ、又純中國法人でも黃川採木公司の如きは日本資本に依り設立され、其の後に至つて日本資本の融通を受け、又露商の經營に對しても日本人の投資するもの多く、舊吉林省の林業は殆ど日本資本に依り維持された感がある。

而して此等林業會社の多くは經營困難に陥り遂に有名無實の存在に了つたのは軍閥、官憲の貧婪、外國資本に對する壓迫、治安の不定、軍閥の抗爭、財界の不況等の理由に依るが、反面に於て、外國資本家が一時の好況に幻惑され實權獲得を急ぎ好點なる中華民國側に乘ぜられ事業の着實化に留意せず粗放なる經營を爲しつあつたことも亦重大なる原因である。

我政府は其の建國宣言に於て門戶解放、機會均等を明言して居る如く林業に於ても從來の鎖國政策を廢棄し、外國資本特に日本資本の移入を歡迎し斯業の發展を冀望して居るのである。然し前記林政の方針に示す如く森林の經營は鞏固なる統制下に在り、又主要國有林に於ける伐採は官行斫伐を建前として居るのであつて從來の如き利權目的の投機的企業の介入する餘地は

全然ないのである。

現存林業會社の主なるものは次の如くである。

(一) 滿洲林業股份有限公司(特殊會社)

康德三年(昭和十一年)三月一日設立、資本金五百萬圓(內譯政府二百五十萬圓、滿鐵、共榮起業會社各百二十五萬圓)本公司は國有林利用施設の現状に鑑み樺甸、額穆、敦化三縣及寧安縣南部の國有林を開發せしめ併せて國內の木材需給を圓滑ならしむる目的を以て設立せられたのである。其の存立期間二十五箇年、本店は新京、吉林に支店を置く。

(二) 鴨綠江採木公司(日滿兩政府合辦)

光緒三十一年(明治三十八年)十二月の日清條約附屬協定第十條に基き三十四年九月資本金北洋銀三百萬圓(日清兩政府折半、現在國幣二百八十萬圓)を以て創立され鴨綠江及琿江地方林業の開發を其の使命とした。

而して其設立が國際條約に基く關係上軍閥、官憲に禍さること尠く、鴨綠江上流國有林の專採權及鴨綠江及琿江地方林業の統制權を保持し得て其の事業も比較的順調であつた。

大同二年(昭和八年)營業期間満了したるも日滿兩政府の新協定に依り更に康德二年(昭和十年)九月二十五日より向ふ五年即ち康德七年(昭和十五年)九月二十四日迄營業期間を延長することになつた。

(尙鴨綠江製材無限制公司は本公司と大倉組との共同出資に依り設立されたものである。資本金百萬圓各半額出資)

(三) 中東海林採木公司(日商、滿官合辦)

本公司は民國(大正)十三年一月中東實業公司(中、日合辦)の改組に際し同公司の日本側株主(東拓系)と吉林省政府の合辦に依り設立された。資本金三百五十萬圓(兩者折半)存立期間三十五箇年事業不振の爲中華民國十六年(昭和二年)以來營業を中止して居たが大同二年(昭和八年)秋より事業を開始した。其の事業區域は寧安縣大海林河流域及牡丹江支流頭道河子流域の國有林である。尙本店は哈爾濱にある。

(四) 札免採木公司(政府、滿鐵、露商合辦)

最初露商シエフチエンコ兄弟商會の創業に係る事業であつた。其後滿鐵と共同、更に黑龍江省政府の参加を見、民國(大正)十一年公司組織となつたものであるが、十四年、中、日、露各出資者間に紛糾を生じ公司是改組の止むなきに至り、黑龍江省政府は別に札免林業籌備處を設け事業を繼續すると共に滿鐵との合辦組織に依る公司の復活を圖つたが懸案の儘今日に及んだ。

資本金六百萬圓(前記三者同額出資)事業地域は大興安嶺西部、札敦河及免渡河流域である。(蒙政部管内)

(五) 海敏採木公司(政府、舊東支鐵道會社、露商合辦)

本公司も亦露商ウオロンツオフの創業であつたが民國十六年十二月東支鐵道會社及黑龍江省政府を加へ三者合辦の本公司を設立することに決定したが其の後紛糾を生じ公司の開業は無期延期となつた。

事業地域は大興安嶺西部、海拉爾河上流及伊敏河流域である。(蒙政部管内)

(六) 其の他

前記の外個人企業の主たるものに近藤公司、東泰洋行(兩者共日本人の經營)あり、何れも濱綏沿線地方國有林に於て伐採事業に従事して居る。

第七節 バルブ工業

バルブ工業は我滿洲の森林開發、産業振興上有利の事業であり、日本に於けるバルブ需給狀況に鑑みても其の振興發達を促進すべきは贅言を要しない。然し斯業に對しても其の資材供給關係上即ち森林資源の利用開發狀況に一般用材の需給關係からして制限を加へる必要がある。

此の意味に於て、バルブ工業の經營は認可制とし其の生産量を制限し、又資材も政府の指定する採木業者から供給して之を統制することとなつた。現在の處バルブ生産量年額四萬噸資材六十八萬石とし昨年三月左記四會社に各生産量年額一萬噸の事

業經營を認可した。

A 東滿洲人絹バルブ工業股份有限公司、B 滿洲バルブ工業股份有限公司、C 東洋バルブ製造股份有限公司、D 日滿バルブ製造股份有限公司

尙右の外既設のバルブ工業としては鴨綠江製紙株式會社の經營がある。

第三章 林業關係調查實施事項

第一節 荒廢材地調査

本調査は臨時産業調査局に於て主として熱河省地方に於ける荒廢の現状を詳かにし林野の權利關係、氣象、地林況等に付基本調査を爲し將來の國土保全上之が復舊計畫樹立の資たらしむる爲、康徳二年より康徳三年に亘り承德、平泉、寧城、灤平、豐寧、隆化、圍場、赤峰、凌源、凌南の十縣を調査した。

尙安東省、間島省の一部に就ても前項の如き資料を得る爲め豫備調査として康徳三年末安東、延吉の二縣に付調査した。

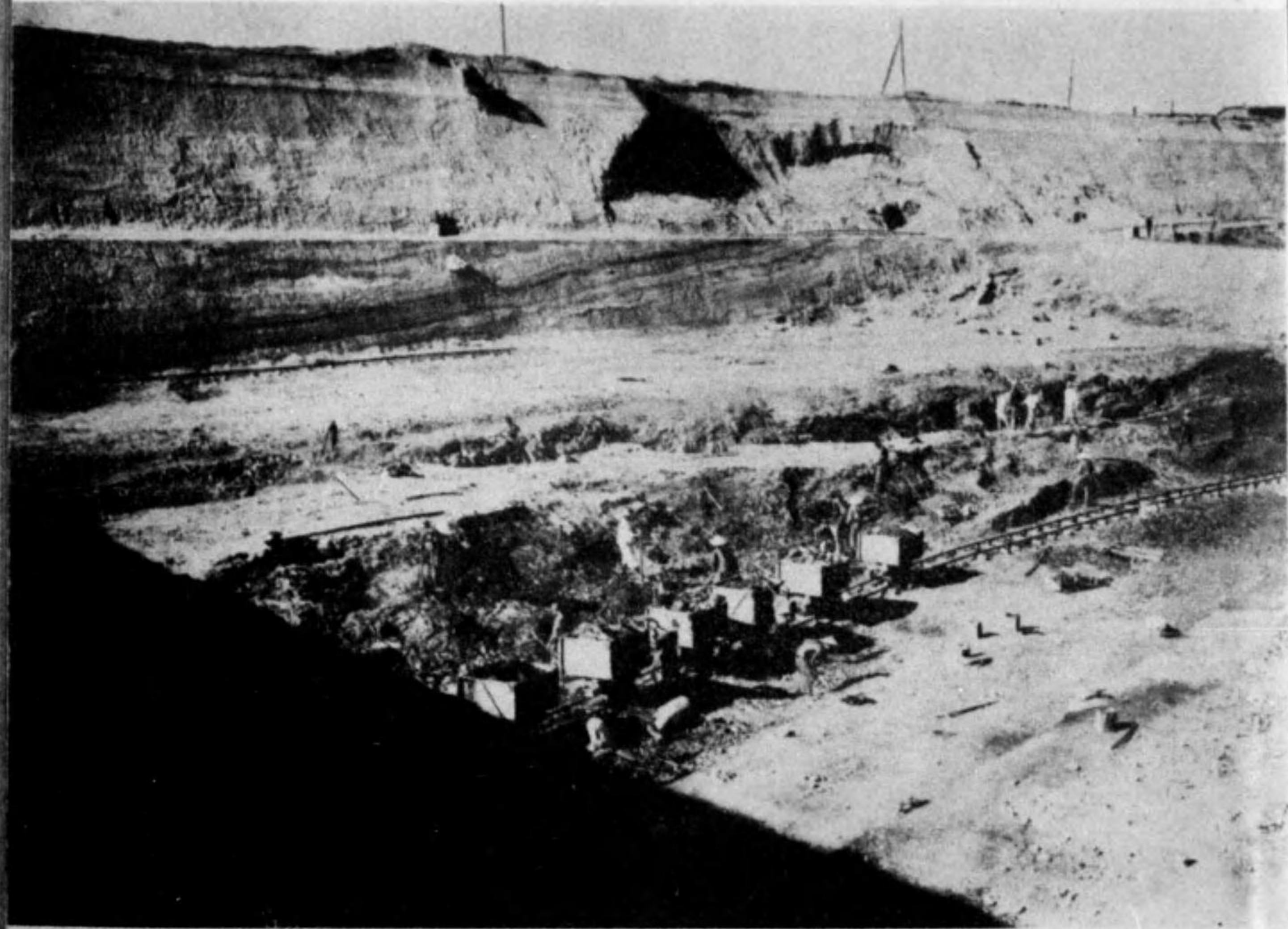
第二節 林産物の需給狀況調査

主要林産物の需給並に取引事情を明にし林産物の需給の圓滑を圖り森林經營上各種計畫樹立の資たらしむる爲康徳二年より康徳三年に亘り大連外連京、京圖、京濱沿線主要都市、牡丹江、齊々哈爾、安東、營口、雄基、清津等に付調査した。

鑛業篇



鑛務司長陳悟



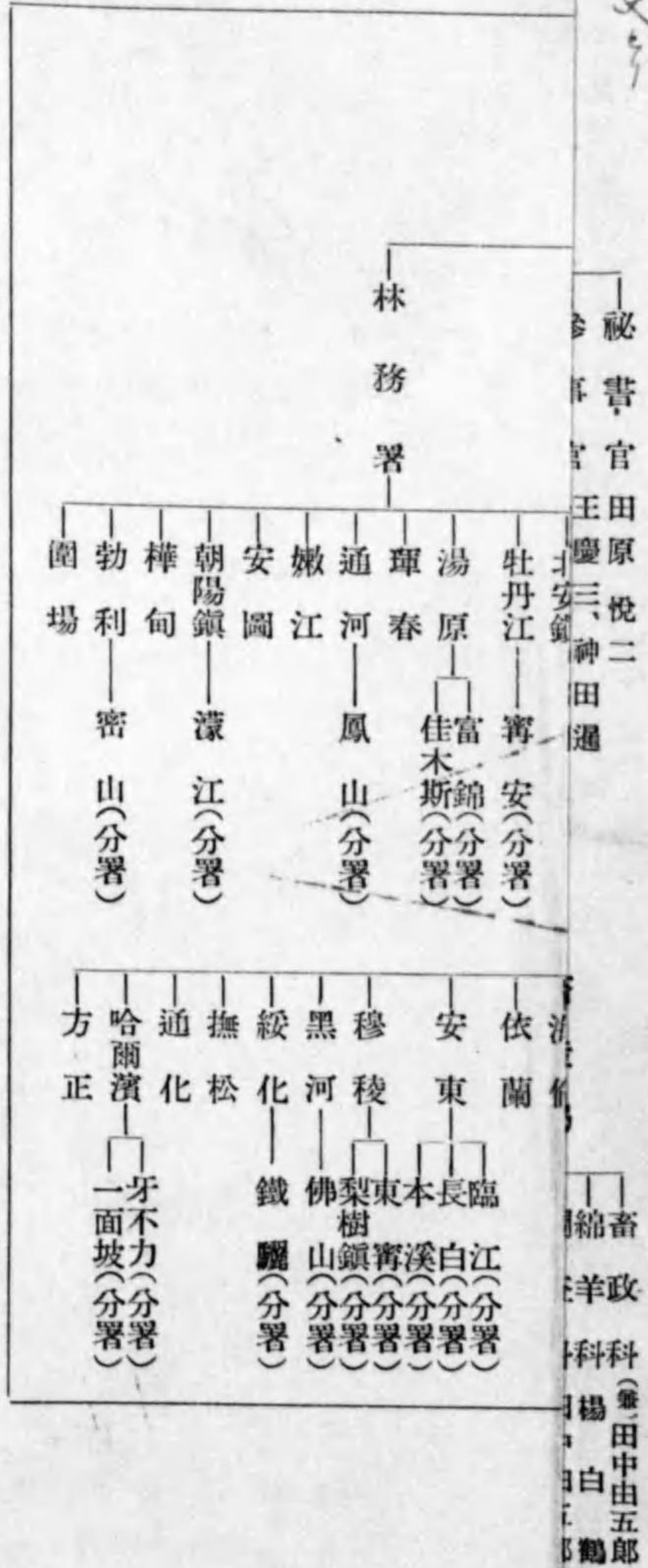
阜新炭礦

産業部機構一覽表

(康徳四年七月一日現在)

康徳四年七月一日滿洲帝國行政機構ノ改革ニ伴ヒ實業部ハ産業部トシテ本表ノ如ク改變セラレタリ

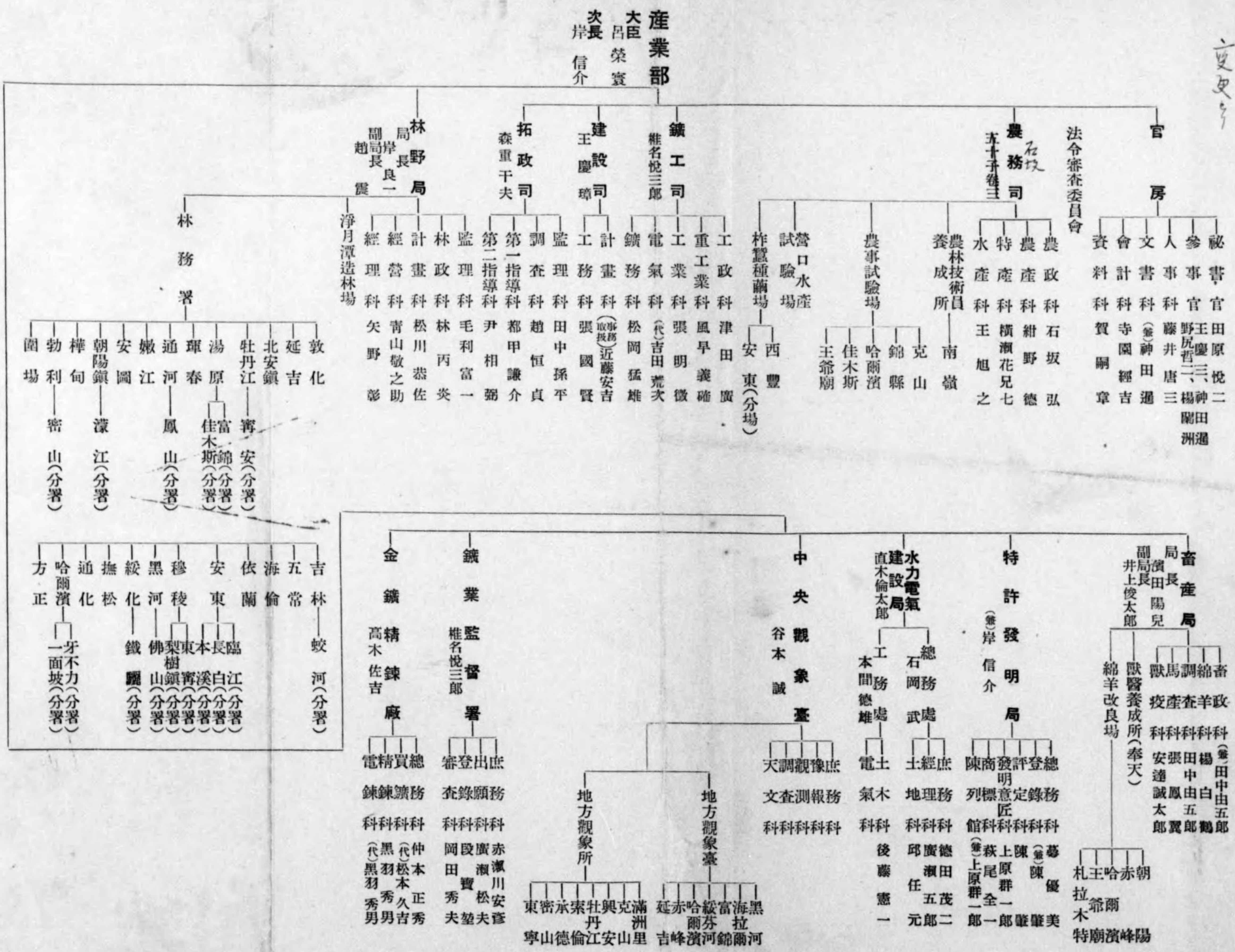
変更



産業部機構一覽表

(康徳四年七月一日現在)

康徳四年七月一日滿洲帝國行政機構ノ改革ニ伴ヒ實業部ハ産業部トシテ本表ノ如ク改變セラレタリ



第七篇 鑛業

目次

第一章 概況	(一) 油母頁岩(オイルシエール)	(二) 三角點の設置
第一節 鑛業一般	(二) 石油	(三) 鑛區及鑛業出願區域の實地調査
第二節 鑛區及鑛産狀況	(四) 輕金屬原鑛	
第三節 金屬鑛業	(五) 其他非金屬鑛物	
(一) 金鑛	第二章 鑛業關係施設	第四節 鑛業統制關係
(二) 鐵鑛	第一節 鑛業行政組織	(一) 特殊鑛業會社の設定
(三) 其他金屬工業	第二節 鑛業法令關係	(二) 國有鑛區の委任經營
第四節 非金屬鑛業	(一) 鑛業法の制定	(三) 鑛業の獎勵に關する助成金の交
(一) 石炭	(二) 鑛業關係法規	
	第三節 舊鑛業權の審定關係	第三章 鑛業關係調査實施事項
	(一) 舊鑛業權の審定	第一節 鑛産資源調査
		第二節 鑛山現況調査

第一章 概況

第一節 鑛業一般

滿洲に於ける鑛業は既に一千年以前高句麗時代に始まり遼、金の時代に於ては各地に鑛山の開發を見るに至りたるも是等は
何れも偶然且部分的發見に止まり其の探掘も極めて原始的な所謂土法稼行に依るもので鑛業とは未だ名のみであつた。稍々近
代的設備を設けて開發さるるに至つたのは全く露國の侵入以來の事に屬する。即ち露國は其の東方政策に基きて漸次南下し夙
に鑛山の開發に着目して一八九六年「カシニイ條約」を始めとして各種鑛業利權に關する條約を締結し遂に鐵道敷設權と共に滿

洲に於ける鑛業權を獲得するに至つたのである。)

而して日露戦争の結果は從來露國の保有せる鑛山採掘權は日本の繼承する所となり茲に撫順、煙臺兩炭礦、鞍山製鐵所、本溪湖煤鐵の諸鑛山の開發成り、滿洲鑛業の名は漸く世界の注目を惹くに至り更に之に刺戟せられ南滿に於ける鑛業は著しく勃興の氣運を見せるに至つたが尙交通の不便、資力の缺乏竝に舊政權者の弊政に禍せられ其の發達を阻害せられつつ遂に滿洲國の建國に及んだのである。

建國以來既に四箇年に及び國內の治安殆ど恢復し産業立國の大體定まり鑛業の開發亦茲に新生命を展開するに至つた、惟ふに我鑛業は今や資源の豊富なる企業條件の良好なると相俟て其の前途に多大の希望を有するものと謂ふべきである。

國內鑛産資源の豊富なることは從來内外人の等しく認むる所なるも其の資源の經濟的價値に關しては尙今後の精査に俟つもの多く現在判明せる有用鑛物として擧げ得べきものは金屬鑛物に於て金(砂金)、鐵鑛、鉛鑛等、非金屬鑛物に於て石炭、マグネサイト石、耐火粘土、油母頁岩等にして此等は鑛量豊富にして實に我鑛産の大宗を爲すものである。現在迄の調査に係る主なる鑛産資源の埋藏量を擧ぐれば次の如くである。

鐵 鑛	二,五〇〇,〇〇〇,〇〇〇 噸	油 母 頁 岩	五,四〇〇,〇〇〇,〇〇〇 噸
金 鑛	六〇億圓	マ グ ネ サイト	五,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇 噸
石 炭	一〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇 噸	耐 火 粘 土	二〇〇,〇〇〇,〇〇〇 噸

如斯滿洲の鑛産は種類に於ては僅少であるが鐵、石炭を始めとして金鑛、油母頁岩、マグネサイト及アルミナの含有量多き良質の耐火粘土白雲石等は其量豊富にして之等は何れも重工業の原料であり然も日本に於ける鑛業の不足を補ひ得るが如きものは其ことは滿日兩國の産業上最も重要な關係を示すものであり且調査の進行と共に鑛種及鑛量を増大しつつあるのである。

第二節 鑛區及鑛産狀況

鑛區に關しては未だ詳細なる調査行はれざるを以て正確なる數字を示すことを得ざるも鑛業法令發布前(康德二年九月一日迄)に許可されたる鑛業權に付ては統計欄第二十三表の如く奉天鑛業監督署管内鑛區數三四二、鑛區面積一、九一七、九五八

阿、新京鑛業監督署管内鑛區數一二〇、同面積二、三九四、六四五阿、承德鑛業監督署管内鑛區數一七〇、同面積一、二二〇、二七三阿、齊々哈爾鑛業監督署管内鑛區數四五、同面積一七八、五九二阿である。又之を鑛種別に觀るときは石炭鑛區數三三五、同面積三、九六一、五五〇阿、金鑛區數一二二、面積八一七、九六六阿、滑石鑛區四〇、面積六二、五二八阿、建築石鑛區三一、面積三二、二九九阿、石灰鑛區三〇、面積六三、四六一阿、苦土石鑛區二九、面積七三、九二四阿、鐵鑛區一三、面積二三九、六二二阿、粘土鑛區一三、面積三、三五〇阿、磁土鑛區一〇、面積二五、七三五阿、鉛鑛區一〇、面積三七、四三六阿、大理石鑛區八、面積一三、八二二阿、硫化鐵鑛區六、面積三八、三五四阿、銅鑛區五、面積二二八、四七四阿、滿俺鑛區四、面積二二、八一五阿等の如くである。而して鑛業法實施後の新出願件數は統計欄第二十四表の如く康德三年十二月現在に於て二、四五九件又特殊會社に對する申出件數に付ては康德三年末に於て滿洲鑛業開發會社の五、一〇二件、滿洲採金會社の四七七件と言ふ状態である。鑛産額に關しては統計欄第二十五表及第二十六表の如く最近の資料を缺く憾あるも各鑛産物共建國以後に於ては何れも躍進的數字を示して居る。

第三節 金 屬 鑛 業

(一) 金 鑛

砂金及山金共に全滿に亘つて甚だ多く就中北滿の砂金は各河流域の廣衍な地域に亘つて豊富な採金場を有し、尙熱河省、間島省、奉天省等の地域に於ては山金の鑛産地帯相當廣く分布し將來開發せられたる曉は我國に於ける産金の大半を占むるものと目せらる。

然し從來採金業は幼稚なる原始的土法に依り稼行せられたるに止まり加之交通の不便、匪賊の跳梁、科學的施設方法の缺除、經營の小規模且拙劣等の缺陷の爲萎靡不振の状態にあつた。特殊會社たる滿洲採金株式會社は斯る現状にある滿洲採金事業の統制的開發促進の任務を負つて設立されたものであり、舊吉黑兩省を其事業區域とし該區域に於ける産金業者に對する資

金供給、經營の委託並に受託、砂金及精金の賣買並に之等の附帶事業を營み即ち該地域に於ける直營以外の鑛區に付ては希望者又は金鑛發見者に對し租鑛權設定の形式に依て民間事業の進出を講じ又從來の既得權者の鑛業權は之を侵犯することなく寧ろ其の技術的並に資本的援助に當り且其の經營の委託にも應じ尙中央銀行の産金收買代行機關として該地域内の産金を公平に買上げ産金の迅速資金化に依つて事業者に間接的援助を與ふる等同社を統制の中心として民間との協力に依て産金事業の發展を促進せんとするものである。

産金地及其の産金額に付ては統計欄第二十六表に見る如く大同二年に於ける全滿産額一七、八一兩は大同元年度の六、四三四兩に比し倍額の増産を示し康徳元年は四六三、六三九瓦、康徳二年は一、八八六、八九五瓦と飛躍しつゝある。又該統計表中の主要金鑛所在地を列擧すれば間島省に於ては琿春縣柳條河子一帯、延吉縣八道溝勃鴿碯子、和龍縣夾皮溝(延和金鑛公司)、和龍縣三道溝一帯、三江省に於ては依蘭、樺川、勃利間一帯、蘿北太平溝、黑河省に於ては瑯琿縣法別拉河南岸一帯、龍江省に於ては嫩江縣呼瑪縣間嫩江流域及餘慶溝一帯(興安金廠)及熱河省興隆大小倒流水等である。

(二) 鐵 鑛

鐵鑛は奉天省の鞍山、弓張嶺の一帯及廟兒溝、安奉沿線其の他鴨綠江東北部沿岸等南滿洲に廣く分布し朝鮮北部にあるものと同様の所謂精狀鐵鑛とせらるる赤鐵鑛及磁鐵鑛である既調査區域の埋藏量は次の如くである。(單位噸)

鞍山	富鐵	一、三〇〇、〇〇〇(五〇・六%)貧鐵	四五六、四〇〇、〇〇〇(三五%)	計	四五七、七〇〇、〇〇〇	
廟兒溝	同	三、〇〇〇、〇〇〇(六〇・六八%)同	二二七、〇〇〇、〇〇〇(三三%)	同	二三〇、〇〇〇、〇〇〇	
弓張嶺	同	三、〇〇〇、〇〇〇(六〇・六八%)同	三七七、〇〇〇、〇〇〇(四〇%)	同	三八〇、〇〇〇、〇〇〇	
其他合計	同	一〇、〇〇〇、〇〇〇	同	二、四九〇、〇〇〇、〇〇〇	同	二、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇

右の中從來稼行せられたるものは鞍山と廟兒溝の二鑛山で弓張嶺鑛は永らく未著手の儘遺されて居たが大同二年滿日合辦として更新し採掘に著手して居る。

鞍山鐵鑛は舊日滿合辦振興公司の權利に屬する鑛區十一箇所、四百萬坪を有し鞍山市街を中心に五哩乃至十哩以内の距離に點列して居る。即ち櫻桃園、大孤山、自家堡子、一擔山、新關門山及關門山、東西兩鞍山、小嶺子及鐵石山等である。富鑛の量は貧鑛に比し甚だ少く各鑛區の内比較的密鑛部に富むものは櫻桃園で昭和四年迄の採掘額八十萬噸、殘存量百三十萬噸と言はれ最近の調査の結果は弓張嶺の富鐵二十萬噸とも言はれて居り、東邊道も亦相當の富鐵を埋藏して居る。

鞍山鐵鑛の採掘は大正四年日支交渉の結果設立されたる中日滿合辦振興公司に依りて開始され、大正五年は鑛區の試掘、翌六年採掘の許可を得、大正十年更に三箇所の増鑛區を許可され合計十一箇區を獲得した大正八年以來鞍山製鐵所(現昭和製鋼所)に對して鐵鑛の供給を爲し初期に於ては櫻桃園の富鐵部を採掘し、昭和初年以來は大孤山に於て愈大量の貧鐵採掘を開始し今日迄何等の障碍なく原鐵の供給を繼續しつゝある。昭和四年以來は液酸爆藥に因る大量發破に依り、更に選鑛技術の改善と相俟て益原價低下の好状態にある。

廟兒鑛鐵山は本溪湖煤鐵公司の所有にして即ち安奉線南攻驛の北東に位し輕便鐵道八料にて山麓に達する。南攻、本溪湖間は本線三〇、六料、鑛區面積は百九十萬坪、地勢急峻にして附近山頂は海拔八百料に及ぶ。

本溪湖は其の位置偏僻に位し、製品の運搬上稍不便なることを除いては、原鐵石、骸炭、石灰石、耐火材料、用水等凡ゆる原料を地元有して居る點に於て鞍山よりも恵まれた條件を具へて居るとも言はれて居る。清朝初期より本溪湖の骸炭を用ひ製鐵業興り咸豐、同治年間は土法採掘最も盛であつた。光緒三十年(明治三十七年)露國人試掘を計畫せしも日露戰爭の爲中止し、明治三十八年二月大倉組に於て本溪湖採炭に着手し、四十三年日支合辦本溪湖煤鐵公司を設立し更に製鐵業の有利なるに着目し四十四年製鐵部合辦となり本溪湖煤鐵公司と改稱せるが、我建國に伴ふ日滿兩國間の現狀に適應し原契約及附加條款を改定し康徳二年八月三十一日附を以て日滿兩國政府の承認を経て本溪湖煤鐵股份有限公司として新生した。而して廟兒溝鐵山は該公司經營の製鐵所に對する原料鐵鑛の供給に當つて居るものである。

弓張嶺鐵山は遼陽の南東約四十八料に在りて鐵道の便あり。大正四年滿鐵地質調査員に依て發見され、鞍山、廟兒溝と共に

滿洲の三大鐵山の一つであり前記の如く莫大なる貧鐵と相當多量の富鐵を有する。

探掘鐵は舊奉天省政府と飯田延太郎との日支官商合辦弓張嶺鐵礦有限公司（資本金百萬圓、三菱現物出資四十萬圓、支那側現物出資六十萬圓）が所有し未着手の儘放置されて居たが滿洲事變後昭和製鋼所が設立されることとなり其の舊奉天省政府の持分を滿洲國に於て繼承し飯田延太郎の持分全部を昭和製鋼所に於て買収し、其の内容を變更して日滿合辦弓張嶺鐵礦有限公司として鐵業權は昭和製鋼所が賃借經營することとなり昭和八年五月より採掘に着手し滿洲鐵業開發會社の成立と共に租鐵權として該所に於て經營することとなつた。

(三) 其他金屬鑛業

前記金鑛及鐵鑛を除く其の他の金屬鑛物としては銀、鉛、亞鉛、銅、硫化鐵、滿俺鑛等あり、舊政權時代安奉沿線及奉吉沿線に於ては銅及鉛鑛山に於て採掘事業稍見るべきものありしも、諸種の事情の爲中止し事變後に於ては奉山沿線楊家杖子鉛鑛山の經營を目的として資本金四百萬圓の滿洲鉛鑛株式會社設立せられしに過ぎざるも此の種鑛物の分布狀況相當有望性を有するを以て治安の恢復、調査の進行と相俟ち近く積極的開發の機至るものと思料せらる。

第四節 非金屬鑛業

(一) 石炭

石炭は鐵と共に我滿洲鑛業の大宗を爲すものであつて最も廣く開發せられ其の分布も亦廣く而も埋藏量大なるは夙に周知せらるる處であつて特に石炭鑛業が今日の隆盛を見るに至りたるは日本の努力に因ること至大なるものがある。

滿洲の石炭の生成を地質時代に依りて分類すれば二疊石炭紀、侏羅紀、第三紀に分つことを得、二疊石炭紀に屬するものは主として無煙炭質にして本溪湖、復州、煙臺等、侏羅紀に屬するものは亞無煙炭又は有煙炭質にして西安、八道濠、北票、阜新、鶴立崗等知られ、第三紀に屬する石炭は褐炭又は瀝青炭にして撫順、札賚諾爾等である而して全滿に亘り總數五十有餘の

炭鑛を數へ其の埋藏量は實に百億噸と推定されて居る。

而して從來之等の炭鑛より年々生産されたる全滿出炭量は統計欄第二十五表及第二十六表に示す如く約一千萬噸内外にして其の大部分は滿鐵撫順炭礦より供給されて居たものである即ち全滿石炭生産量に對する撫順炭礦の生産高は大同元年度に於て七五%強(五、三六四、二〇〇噸)大同二年度に於ては七三%弱(六、六一九、五〇〇噸)康徳元年度に於ては七〇%(七、五一、九四三噸)康徳二年度に於ては六五%(七、五五五、二九噸)にして絶對額に於て増大しつゝあるにも拘らず百分率を減じつゝあるのは其の他の炭礦、特に滿洲炭礦株式會社系炭礦の増産が飛躍を續けて居るが爲である。

(滿炭系の出炭量は康徳元年一、二八三、七三五噸、同二年度一、四七〇、一七五噸と増加しつゝあり)

滿洲國特殊會社たる滿洲炭礦株式會社は滿鐵系炭礦と相並んで斯の如き状態にある滿洲炭業の一元的統制開發を計る目的を以て康徳元年五月創設され阜新、八道濠、復州、尾明山の諸炭礦を直營し更に鶴立崗、西安、北票の如き主要炭礦を其の統制圈内に包含し開發五箇年計畫の下に炭業の統制發展を期し康徳三年度の出炭量は約二百萬噸にして五箇年計畫完了後に於ては約一千百萬噸に達すべく以て全滿炭業界の合理化を計畫且實行しつゝあり。

該會社に於て作成されたる滿洲石炭の消費概況を示せる統計に據れば建國後に於ける國內消費高は滿洲文化建設の躍進と共に累増の一途を辿り海外輸出量は三百萬乃至四百萬噸の間を維持し總生産高に於て漸次累深の傾向にあり而して斯る傾向は今後數年間は繼續されるものと豫想され且海外輸出に於ても今後漸次増加するものと觀るべく滿洲炭業界の進展を窺ふに足るものがある。

康徳元、二年度石灰の海外輸出に於ては對日輸出が主要部分を占め支那、香港、比律賓等の順位にある而して全滿輸出總量に對する比率は兩年共一割弱を占めて居る。

(二) 油母頁岩 (オイルシエール)

撫順大炭層の直上を蔽ふて居る層厚平均二二〇米乃至一七〇米の巨大なるものである。標準乾溜法に依り粗油平均五%を收

得し得る。埋藏量は四十四億噸と謂はれて居るが差當り企業の對象となつて居るのは古城子大露天掘計畫に依りて剝岩せられ部分だけである。收油量、油の品質等は世界各地のものに比し中等以上に位し、礦量の多きこと、特に採掘費として費用を要せざること、残滓は坑内充原料となる爲之が處分費を要せざること、燃料、勞銀等營業採算上大なる強味を有すること等が其の特徴である。最近に於ける撫順シエール工場の粗油生産量は年産十四萬噸（其の六五%は重油、三〇%は粗蠟他はアムモニヤ等である）であり、康徳五年六月よりは年産粗油三十六萬噸を目睹としオイルシエール精製工場の擴充を計畫されて居る。

其の外乾溜に不適當なオイルシエールと石灰石とより高級セメントが製造され、其の製品は耐寒性に富む特徴を有して居る。

(三) 石 油

興安省札賚諾爾の油微地が目下採礦中で其の試錐の結果が注目されて居る外油田は未だ發見されて居ない。

特殊會社滿洲石油株式會社は國內石油資源を確保し需給の調節を圖る爲設立され石油類專賣制度下に石油類の輸入、製精、販賣を委託されて居る。會社の石油資源開發事業として進捗中の札賚諾爾の試錐は九百米の深度に達し目下更に其の深度を進めつゝある。

(四) 輕金屬原礦

マグネサイト 奉天省營口縣大石橋、海城縣東方山地一帯に分布し轉山子、牛心臺、白虎山、官馬山、聖水寺、宋家堡子、大嶺等を主要産地とし推定埋藏量五十億噸とされ良質なるものはマグネシヤの含有率四五乃至四七%に及んで居る。

軟質耐火粘土口製鐵業の確立に伴ひ鐵、石炭に亞ぐ必要原料は耐火粘土である。其の産地は硬質耐火粘土と同様本溪湖、煙臺、五湖嘴等にして埋藏量は一億噸と推定されて居る。耐火度は通常ゼーゲル錐三四番—三五番なるも特殊の硬質耐火粘土三七番に達する良質ものあり、就中五湖嘴は最良質の粘土を産し然も位置海岸にして運搬の便良く八幡製鐵所其他日本各地へ

多量を轉送して居る。

硬質耐火粘土(礬土頁岩)本溪湖、煙臺、五湖嘴關東州大魏家屯に亘りて賦存し推定埋藏量一億五千萬噸と稱せらる。アルミナ含有率七〇%（普通四〇%と稱せらる）の優良礦あり。滿鐵撫順アルミニウム試驗工場に於て其の工業化を計畫されて居る。

(五) 其他非金屬礦物

滑石はマグネサイト産地より隨伴礦物として産出され奉天省海城、蓋平兩縣に分布し産地としては大嶺、蕨耳峪、聖水寺、賈家堡子、楊家甸、宋家堡子等が有名なものである。製紙、製絲工業用及び化粧品原料として日本に輸出されて居る。

其他の非金屬礦物として天然曹達、石綿、石灰石、矽石、長石、螢石、黒鉛等があるが未だ石灰石を除いては稼行されて居るものは稀である。石灰石は滿洲に於けるセメント工業の勃興に伴ひ其の産出を増しつゝあり。

第二章 鑛業關係施設

第一節 鑛業行政組織

實業部内鑛務司に鑛政、鑛業の二科を設け前者は鑛業政策の見地より後者は鑛業技術の方面より鑛務行政全般を處理し且本部直屬の地方行政機關として奉天、新京、齊々哈爾及承德の四箇所に康徳元年十一月一日より鑛業監督署設置せられ本部の監督の下に鑛業の監督及鑛業關係法令の施行に關する諸般の事務を處理しつゝある（齊々哈爾監督署は康徳三年十二月末を以て廢止せられたが北滿鑛産地の開發に伴ひ復活するものである）

第二節 鑛業法令關係

(一) 鑛業法の制定

鑛業行政の根本的準據法たる鑛業法及關係諸法令は康徳二年九月一日より一齊に施行せられた。

(二) 鑛業關係法規

法	規	公布日	施行日
1	鑛業法(勅令第八十五號)	康德二年八月一日	康德二年九月一日
2	鑛業法の施行期日に關する(勅令第百〇一號)	同 八月二十二日	同
3	鑛業法施行細則(實業部令第十號)	同 八月一日	同
4	鑛業法施行前の鑛業出願人の身分證明書の提出に關する件(實業部令第十三號)	同 三年五月八日	康德三年五月八日
5	鑛業地籍に關する件(實業部佈告第二號)	同 二年八月一日	
6	鑛業法施行細則第三十條の公示追加の件(實業部佈告第三號)	同 八月二十六日	
7	鑛業法施行細則第二十條に依る鑛業地籍中別表追加の件(實業部佈告第八號)	同 二月三十日	
8	鑛業に關する願書並に滿洲鑛業開發會社宛申出に關する件(實業部令第十六號)	同 八月三十一日	康德二年九月一日
9	康德二年實業部令第十六號第一條第一項の規定に依る願書又は申出書提出方法に關する佈告(實業部佈告第四號)	同	同
10	熱河省及錦州省内蒙旗地域に於ける鑛業法施行に關する件	康德二年八月三十一日	康德二年九月一日
11	引受時刻證明の取扱を爲す郵局名の件(交通部佈告第二二〇號)	康德二年八月二十三日	
12	鑛業に關する手数料の件(實業部令第十二號)	同 八月一日	康德二年九月一日
13	鑛業法第四條、百五條の規定に依る鑛區及鑛業出願區域訂正手数料の件(實業部令第一號)	康德三年一月十一日	
14	鑛業登録令(勅令第八十七號)	同 八月一日	康德二年九月一日
15	鑛業登録令施行細則(實業部令第二十二號)	康德二年十月二十二日	同

16	鑛業登録令第八條の規定に依る手数料の件(實業部令第二十號)	同 九月二十八日	同
17	鑛業税法(勅令第八十六號)	同 八月一日	同
18	鑛業登録税法(勅令第八十八號)	同	同
19	滿洲鑛業開發會社法(勅令第九十號)	同	同
20	鑛業法第九條の規定に依る國防上必要なる鑛物を目的とする鑛業の出願の制限に關する件(勅令第九十一號)	同	同
21	康德二年勅令第九十一號の鑛物を發見したる者に對する處置方に關する件(實業部令第十一號)	同	同
22	康德二年勅令第九十一號の鑛物を發見したる者に對する處置方に關する件第一條第一項の規定に依る申出に關する件(實業部令第十五號)	康德二年八月三十一日	同
23	滿洲採金株式會社法(勅令第三十八號)	康德元年五月三日	
24	鑛業法第九條の規定に依る資源保全上必要なる鑛物を目的とする鑛業の出願の制限に關する件(勅令第六號)	康德二年八月三十一日	康德二年九月一日
25	滿洲採金株式會社の事業區域に關する件(勅令第三十九號)	康德元年五月三日	
26	滿洲採金株式會社公告	康德二年九月五日	
27	鑛業監督署の名稱位置及管轄區域(實業部令第十一號、第十三號、第二十三號)	康德二年四月十八日 康德二年十月二十六日	

第三節 舊鑛業權の審定關係

(一) 舊鑛業權の審定

建國前舊法に依り設定せられたる鑛業權に關しては鑛業法附則の規定に則り諸般の證據資料を參考とし慎重審査の上其の內容滿洲國の國情及法令に反せざるものに限り之が存續を確認する方針を採つて居る。

(二) 三角點の設置

現地に於ける鑛區及鑛業出願區域の位置及其の境界の精確を期する爲十五箇年計畫の下に主要鑛產地帶奉天省海城縣外十縣

吉林省永吉縣外二縣、開島省延吉縣外二縣、濱江省東寧縣、熱河省凌源縣外四縣、錦州省阜新縣、總面積二萬七千方米に亘り三角點を設置する豫定で已に康徳元年度に於て奉天省海城縣及蓋平線の一部面積八百八千方米の地域内に三角點二、三等點以下二百七十八點、康徳二年度に於て奉天省本溪、遼陽、海城各縣の五千五百五十二平方米に亘り二、三等一六八點（但し此の分は關東軍設置）四等以下三百七十七點を設置し康徳三年度に於ては奉天省撫順、瀋陽、興京、鐵嶺の各縣の一部（面積一、二五〇平方米）に四等點以下二〇〇點（此の外一二二點の二、三等は關東軍設置）錦州省阜新、朝陽各縣の一部（面積一、二二平方米）に二、三等一九二點（此の分は關東軍設置）四等以下三百六十點を設置し鑛區現地審査上に支障なからしむることを期しつゝあり。

(三) 鑛區及鑛業出願區域の實地調査

舊鑛業權審査中の實地調査として舊政時代からの鑛區六八九件同鑛業出願一、六六二件都合二、三五一件の中先づ康徳二年度に於て奉天省海城縣外三縣に亘り鑛區一一九件の實地調査を了へ康徳三年度に於て鑛區及出願都合二六五件、尙今後五箇年間に於て約一、五〇〇件の實測を遂行し以て鑛區及出願區域の關係並に其の境界を明確にすると共に出願處理の迅速と精確とを期し他面鑛業に關する基礎調査に資せんとして居る。

第四節 鑛業統制關係

(一) 特殊鑛業會社の設立

石炭、金、石油及國防上必要なる二十三種の鑛物資源に付ては其事業の統制を圖る爲滿洲炭鑛株式會社法、滿洲採金株式會社法、滿洲石油株式會社及滿洲鑛業開發株式會社法を制定し鑛業上の國策遂行機關たる特殊會社を設立し其使命を遂行せしめて居る。各社の概要次の如し。

A 滿洲炭鑛株式會社—本會社は石炭の採掘並に販賣及石炭鑛業に對する投資等により滿鐵系炭鑛と相並んで全滿炭鑛の合理的開發、全滿炭業の一元的統制を計るを目的として康徳元年五月資本金壹千六百萬圓（全額拂込、現物出資一千三百萬

圓、現金三百萬圓）を以て設立せられ其の資本の内譯は滿洲國政府八百萬圓（現物）滿鐵八百萬圓（現物五百萬圓、現金三百萬圓）である。

設立以來事業は當社の樹立せる開發五箇年計畫に従ひ着々進捗し直營炭鑛たる阜新、八道壕、復州、尾明山の四炭鑛に付ては銳意整備發展を計ると共に他面鶴立崗、西安、北票の諸炭鑛に對しては既に株式の大部分を取得することに由り愈其の統制力を強大ならしめて居る。

康徳三年度に於ける出炭數量は約二百二十萬噸なるも五箇年計畫完成後に於ては年額約千百萬噸に達する豫定であり、其の資本金も本年二月勅令第十一號に依り八千萬圓に改められた。

B 滿洲採金株式會社—砂金及金鑛の採掘並に精鍊、産金業者に對する資金の供給、採金事業經營の委託及租鑛、砂金、精金の賣買等を其の事業の目的として康徳元年五月設立せられ舊吉黑兩省に亘る地域に關しては獨占的に鑛業權者たるの地位を有し該地域に於ける採金事業の合理的運用を計つて居る。資本金一千二百萬圓（四分の一）拂込、但し現物出資二百三十五萬圓は全額拂込）にして其の内譯は滿洲國政府五百萬圓（内現物出資二百三十五萬圓）滿鐵五百萬圓、東拓二百萬圓である。

本會社の事業區域は極めて廣行に亘り之が開發には尙相當の日子を要すべきも先づ事業の根柢をなす産金地の實地調査に主力を傾注し漸次成果の見るべきものがある（小石頭河子推定埋藏額二百三十萬圓、泥陂河流域推定埋藏額二百三十三萬圓、彈春老頭溝附近二千六百五十萬圓等である）。採掘に關しては直營、委託並に請負等の方法に依り之を爲し康徳二年度産金額は三百五十萬圓程度と豫想せらるるも調査の進捗に伴ひ採金船の設定等事業も愈本格的活動となり康徳三年度は豫定額よりも多く産金額一千萬圓を越へ今後産金量を益々増加すべく期待せられて居る。

C 滿洲鑛業開發株式會社—二十三種の國防鑛場に付き其鑛業權の取得及租鑛權の設定並に鑛業、製鍊事業に對する投資又は融資を目的とする。二十三種の鑛物とは勅令第九十一號に所定の國防上重要なる鑛物資源（白金鑛、鉛鑛、亞鉛鑛、錫

鐵、鐵礦、アンチモニー礦、ニッケル礦、硫化鐵礦、マンガン礦、重石礦、水鉛礦、水銀礦、黒鉛、石炭、石油、油母頁石、マグネサイト、螢石、耐火粘土、硝石、滑石及石棉にして該礦物の鑛業權は同會社の外は之を取得することを得ず、同社は以て該礦物を目的とする鑛業權の散逸を防止且確保し其の統制的開發を促進するを使命とし康徳二年八月設立せられたのである。其の資本金は五百萬圓（但し現物出資百二十萬圓は全額拂込株）にして其の内譯は滿洲國政府及滿鐵各二百五十萬圓とする。

即ち前記礦物を發見したる者は自ら出願し得ず本會社（又は政府の特に指定する會社）に礦物發見の申出をなし同會社は自らの名儀に於て出願し其の鑛業權設定の登録を受けたる後該會社より申出人に租鑛權の設定をするか又は補償金を交付するのである。然し同社は自ら鑛業を営むことは出来ない。それは敢くまで開發者の統制を目的とする。

D 滿洲石油株式會社—石油の採掘、精製、販賣をなし滿洲に於ける國防上重要な石油資源の組織的開發、採掘及精製の合理的統制を目的として大同三年二月設立せられた。其の資本金は五百萬圓（全額拂込）にして其の内譯は滿洲國政府百萬圓、滿鐵二百萬圓、小倉、日石各五十萬圓、三井、三菱各五十萬圓とする。

本會社は創立日尙淺きに拘らず業積大いに見るべきものあり、石油の販賣に付ても素よりであるが又石油資源の開發に關しても札賚諾爾油徵地の試掘に着手し現在九百米餘りの深度に達して居る。

(二) 國有鑛區の委任經營

逆産其の他の理由に依り國有に歸したる鑛業權即ち國有鑛區に於ける鑛業の經營に付ては從來之を委任經營せしむるを適切とする場合に於ては其の身分、資力及信用の十分なるものに限り之に國有の鑛業權を貸付し來りたるも康徳二年度に於て滿洲鑛業開發株式會社に大半を現物出資せるを以て現在國有鑛區たるものは金鑛區のみである。之に對しては從來の委任經營に代へ鑛業法に依る租鑛權を設置しつゝある。

(三) 鑛業の獎勵に關する助成金の交付

滿洲石油株式會社の札賚諾爾附近に於ける石油試錐に付ては其の事業獎勵の必要に基き康徳元年度二十五萬圓、康徳二年度十二萬五千圓、康徳三年度に於て十二萬五千圓を補助金として交付しつゝあり又滿洲採金株式會社に對しても同様趣旨に基き來年度より鑛區税に相當する金額の補助を爲す方針である。

第三章 鑛業關係調査實施事項

第一節 鑛産資源調査

産業國防上の見地より臨時産業調査局は鑛産資源開發の指針たらしめる爲康徳三年度に於て調査を實施したるもの次の如くである。

(1) 青龍縣下

金 曹杖子、大薄落、峪耳崖、壺蘆峪、王杖子、葦子溝

重石 影午山、流水溝、劉杖子、歪溝、石胡溝

水銀 周杖子

鉛 盤石崖

硯石 山神廟

(2) 東邊道（通化、臨江縣下）

鐵 七道溝、四道溝、大栗子溝

石炭 鐵廠子、耳朵眼、頭道溝、李方祿

冀東政府管内

第二節 鑛山現況調査

滿洲國產業概観

又同局は本邦に於て現に稼行せらるる鑛山に付採掘より販賣に至る全過程に付經濟的及技術的調査を爲さんとするものにして之に依り滿洲に於ける鑛山經營の實態を把握し將來に於ける鑛山開發上の參考に資すると共に鑛業行政上の基礎資料に資せんとするものである。本年度調査を實施せるもの左の如くである。

滴道炭坑、黃泥河子炭坑、東寧炭田、珠河炭坑、舒蘭炭坑、杉松街炭坑、火石嶺炭田、瑯春炭田、杉松背三道溝方面、延和炭坑、老頭溝炭坑、榆樹川太平溝、奶子山炭坑、西安炭坑、泰信、建元、建北炭坑、掏鹿炭田、蛇窩炭坑、瀋海線金山(狗甸甸子其他)牛心台炭田、尾明山炭坑、蓋平海城縣下滑石鑛山、弓長嶺鑛山、泥窪子及鉛洞子溝金山、西元寶山炭坑、東元寶山炭坑、五家炭坑、四龍頭溝炭坑、紅花溝金山、北馬圈子炭坑、火神廟炭坑、大小倒流水金鑛、寬城缸窰溝炭坑、水溝炭坑

鑛業監督署別稼行鑛山表

總計 二〇〇箇所

奉天鑛業監督署管内 九一箇所
 新京鑛業監督署管内 三二箇所
 齊齊哈爾鑛業監督署管内 二一箇所
 承德鑛業監督署管内 五七箇所

奉天鑛業監督署管内稼行鑛山調 (康徳三年二月二十四日現在判明の分)

鑛山名	鑛物名	鑛山所在地	鑛業權者	備考
煤	煤	本溪縣一區下牛心台村	白佩珩	地生公司
"	"	"	白玉堃	
"	"	"	白永貞	大乙公司
"	"	"	于瑞廷	存性公司
"	"	"	劉峻岡	大背山鑛業事務所

滿洲國產業概観

煤	煤	本溪縣一區太子河沿村	馬春霖	寶華粘土公司
"	"	二區李家堡子	肅俊三	阜民煤鑛事務所
"	"	四區田什付溝	孟凌雲	
"	"	"	王巨川	
"	"	賽馬集村	王巨川	
"	"	本溪湖	商辦本溪湖煤鑛股份有限公司	
"	"	東坡上	"	
"	"	廟兒溝	"	
滑石	滑石	海城縣二區侯家隈子村	叢學飛	福昌公司
"	"	下房身村	董百川	百川鑛業事務所
"	"	海城縣二區平二房村	"	
"	"	蘇耳峪	實業部大臣	滿洲鑛業開發會社に鑛業權の移轉登録申請中目下滿洲滑石股份有限公司にて經營

復州炭礦	火粘土	煤	石灰石	煤	硫化鐵	鐵	石灰石	煤	磁土											
二區丁家屯	五湖嘴村		炸窩村	復縣一區祥隆村	草甸子村	弟兄山村	鳳城縣五區通遠堡村	蛇窩屯	撫順縣一區小孤爾屯村								半截河村			
滿洲炭礦株式會社	滿洲炭礦株式會社	徐省三	于家相	張雨田	趙子榮	王巨川	韓明忠	胡作霖	孫慶隆	李鴻吉	金作武	傅承文	金作聲	曲紫淵	曲長仁	曲國卿				
復州黏土鑛業有限公司		復生煤礦事務所	復成石灰鑛業事務所	貴億煤礦公司			福順公司	吉豐公司	礦興磁具公司	潤興煤礦公司										

蒼石金山	火粘土	煤	鉛	鉛	煤	煤	鐵	鉛	鐵	煤	煤	鐵	磁土	石灰石	鐵						
清源縣王家大溝	瀋陽縣九區沙河子村	柳河縣半截河	輯安縣六區泉眼溝村	錦西縣二區楊家杖子村	輝南縣三區 杉松崗	黑山縣八道壕村	興城縣六區黑松嶺村	松樹卯村	大平村	通化縣三區缸窩溝村	弓長嶺	王家堡子	櫻桃園村	六區大孤山	遼陽縣二區半山子村						
于椿	趙福齡	李春陽	蔡永全	實業部大臣	劉建元	滿洲炭礦株式會社	丁麟德	張玉琛	陳尙寶	蕭大勳	實業部大臣			于靜遠	富煥開	伊熙庸					
鐵路總局經營	福成公司	大新煤礦事務所		滿洲鑛業開發株式會社に鑛業權を移轉申請中目下滿洲鉛鑛股份有限公司にて經營中	復煤鑛事務所			福井米次郎經營	復泰公司	福增鑛業事務所				振興無有限公司	強華公司	日滿合辦磁土鑛業無有限公司					

滿洲國產業概観

— 金 — 興京縣金廠溝

馮福林

以上合計稼行鐵山九十一個所

内譯	煤	石灰石	滑石	苦土	長石	金
鐵山	四〇箇所	六箇所	十六箇所	八箇所	一箇所	四箇所
粘土	鐵山	鐵	磁土	鉛	火粘土	硫化鐵
一箇所	七箇所	二箇所	三箇所	二箇所	一箇所	一箇所

註
一、木表所載の鐵山は鑛業法施行細則第四十八條第一項に依り提出せる鑛業事務所屆に依る
一、鑛山名なきものは鑛業權者より届出なき爲不明

承德鑛業監督署管内稼行鐵山調 (康德三年三月十八日現在)

鐵山名	鑛物名	鐵山所在地	鑛業權者	備	考
千溝子松樹溝	煤	承德縣白馬川千溝子第三區半截子溝西山	恒	恒振興煤鐵	
北馬圈子		同興隆辦事處第五區		興隆辦事處にて採掘中	
老亮子石子溝		平泉縣第二區寬城鎮老亮子石子溝	郭內豐		
廟兒梁		第二區廟兒梁三道溝	吳景毓		
大吉口圍場溝東山		第二區大吉口圍場溝村	郭金英	金聚興煤鐵	

田家溝		第二區寬城缸窰溝	高嘉	
大烈山		第一區大烈山	李筱岩	
松樹台		第二區松樹台	鄭瑞符	
西苔山		隆化縣第一區煤窰溝	楊文翰	崇德煤鐵
苔山		第一區河西小西溝	孫任軒	任和興煤
敖包山		寧城縣第一區四龍頭溝	趙煥齊	震興德記煤鐵公司
四龍頭溝北山		第一區四龍頭溝	倪藍田	致中公司
小牛群東溝北		第四區小牛群村	顧華亭	
鐵匠溝鄭家溝三家北		圍場縣第四區朝陽灣子	吳振庭	義興公
七家子		灤平縣第一區金廠溝七家子	尹錫三	利濟煤鐵
冰溝		凌南縣第三區冰溝	徐瀚如	凌南煤鐵公司
楊樹溝北山		凌源縣第四區楊樹溝	張蔭亭	三合煤鐵事務所
南哨南北山		第二區南哨	王佐臣	凌源縣南哨煤鐵事務所
龍鳳溝		第四區龍鳳溝密上村	王煥	三合煤鐵事務所
燒鍋杖子小密山		第四區燒鍋杖子	王煜亭	凌源縣燒鍋杖子煤鐵事務所
老虎溝山		凌源縣第五區五道嶺老虎溝	王雲獻	老虎溝煤鐵局
鐵杖子石灰窰山		第四區鐵杖子	王瑞	三合煤鐵事務所

滿洲國產業概観

滿洲國產業概觀

玻璃扣西北山	第四區玻璃扣	王時中	福記公司
小札蘭營子小荒上	朝陽縣第六區小札蘭營子村	董履文	
北票炭礦	第六區北票	北票炭礦股份有限公司代表	
羅鼓杖子	第一區羅鼓杖子	林寶璋	永慶煤礦股份有限公司
西興隆溝	第二區大興隆溝	張德三	
楊樹溝	第一區小楊樹溝	王致萃	同成煤密
黑山溝	第二區馬家營子	孫鴻文	德順密
孫家灣	阜新縣中區	河本大作	滿洲炭礦株式會社
米家窩舖		趙爾晉	
西元寶山	赤峰縣第二區建昌營子	李翰臣	錦元煤礦
東元寶山	第二區東元寶山	楊泮桂	廣興煤礦
"	"	尹翰章	東盛煤礦
"	"	劉光閣	增元煤礦
柳條子溝	第五區柳條子溝	毛貴卿	德元煤礦
老鷓子山	第五區五台圖川老煤密溝	張杼黃	大成煤礦
岔溝門南東山坡	灤平縣第一區金廠溝岔溝門	李殿文	泰吉公司との合辦
八道河子五道河子	第二區西宮村	劉新三	

滿洲國產業概觀

半鬍子北山坡	第三區北哈叭汽川內	張萬祥	東華公司との合辦
小營西山對面南溝	"	張星閣	
長嶺梁蘿葡地溝	"	王傑軒	
二道溝門頭道溝	"	"	
父母溝	"	"	
岔密北陰洞溝	"	"	
鳳凰咀	東北第一區金廠川內	趙之信	
哈叭汽東山坡	第三區北哈叭汽川內	王傑軒	
單塔子半截溝	東北第一區金廠川內	趙之信	
紅密梁南東坡	隆化縣第一區紅密梁南東坡	劉福山	
石灰梁溝	第一區石灰梁溝孤山	"	
平泉鎮山	平泉縣第一區八家鄉鉛洞子溝密雲鄉灣泥窪子	野田文一郎	
金廠溝梁	建平縣第二區金廠溝梁村	德色賴托布	
黑城子南梁	朝陽縣第五區黑城子南梁	蘇百鈺	
對面溝	朝陽縣第六區駱駝溝川二道溝及大密溝	齊煥章	東華公司との合辦
楊樹溝	承德縣第一區獅子溝西楊樹溝	劉福山	
大小倒流水	興隆第五區大小倒流水	吉川寬治	熱河礦業股份有限公司

滿洲國產業概観

鐘鼓樓溝砂金 第一區鐘鼓樓溝

傳寶立 東華公司との合辦

以上合計稼行鑛山五十七箇所

內 譯 煤 鑛 山 三十七箇所
 金 鑛 山 二十箇所

新京鑛業監督署管内稼行鑛山調 (康德二年八月現在)

鑛山名	鑛物名	鑛山所在地	鑛業權者	備考
火石嶺炭礦	煤	九合縣前火石嶺子楊木林子長嶺子	秦鳳岐	裕東煤礦公司 鑛區二ヶ所
"	"	尙禮社二甲火石嶺子	朱堯佐	裕吉煤礦公司 鑛區二ヶ所
"	"	舒蘭縣樺樺溝西頭南	劉文田	廣泰煤礦公司
"	"	樺樺溝地方	謝靄霖	樺樺溝煤礦公司
奶子山炭礦	"	額穆縣奶子山地方	尹熙庸	滿鐵奶子山鑛
"	"	樺甸縣蘇密溝地方	袁喜成 (王知方)	源興煤礦公司
"	"	延吉縣老頭溝東北溝	趙辰五	多生煤礦公司
"	"	四道溝裡小麥階溝	金麗堂	東興煤礦公司
老頭溝炭礦	"	老頭溝地方	老頭溝煤礦公司	老頭溝煤礦公司 (滿日合辦)
"	金	延吉縣鴉鴉子地方	延和金鑛公司	延和金鑛公司 (官商合辦)
"	煤	鞍山溝四人班地方	屠煥章	屠煥章

管内稼行準備中ノ各鑛山

鑛山名	鑛物名	鑛山所在地	鑛業權者	備考
密山炭礦	"	密山縣小黃泥河地方	王連功	"
穆稜炭礦	"	穆稜縣城場溝地方	徐鵬志	裕邊煤礦公司
"	"	富錦縣馬蹄河南頭道二道溝	景祥	穆稜煤礦公司 (滿蘇合辦)
"	"	富錦縣小安邦河土頂子山太平溝	段有銀	富安煤礦公司
"	"	臨江縣老房溝	解起雲	裕大煤礦公司
"	"	四道溝裡礦子溝	崔伯愚	富錦煤礦公司
"	"	黑松溝三姓溝小溝子	胡秀珊	元興煤礦公司 鑛區二ヶ所
和龍縣五英洞地方	"	和龍縣五英洞地方	董鼎三	五英煤礦公司
方 方	金	琿春縣柳樹河子缸窰三道溝河邦地	王志超	柳樹河子金鑛公司
"	煤	琿春縣二道溝裡	李秀昇	衡鑑煤礦公司 鑛區二ヶ所
"	"	河口南山地方	劉魁山	大興煤礦
"	"	東寧縣西南鄉大佛爺溝地方	郝泰昇	東寧煤礦公司
"	"	大佛爺溝西山	王鴻鈞	"
"	"	大局蛇溝地方	王連功	"
大同洋灰公司	石灰石	磐石縣駱駝磧子七個頂子椅子山	大同洋灰公司	大同洋灰公司 鑛區三ヶ所

滿洲國產業概觀

林口炭礦	勃利縣林口	伊通縣文台子地方	高丕漢	小野田洋灰公司
雙陽縣楊家溝	和龍縣西約八十里三道溝地方	阿城縣趙家崙子地方	王永厚	哈爾濱セメント公司
石		勃利縣林口	李叔平	炭礦會社 鐵區四ヶ所
金		和龍縣西約八十里三道溝地方	吳榮森	實業部大臣 鐵區七ヶ所

以上合計三十一箇所
 內譯
 煤 二十四箇所
 金 三箇所
 石 三箇所
 灰石 一箇所

齊齊哈爾鑛業監督署管內稼行鑛山調

鑛山名	鑛物名	鑛山所在地	鑛業權者	備	考
達源金廠	砂金	瑛琿縣三道博爾格力溝 三道博爾格力溝 四道博爾格力溝 五道博爾格力溝 六道博爾格力溝 七道博爾格力溝 中與博爾格力溝 西與博爾格力溝 駱駝脖子溝	周維泰		
德源金廠	砂金	瑛琿縣五里雅溝卡馬卡氣溝	藏啓明		

振興金廠	砂金	瑛琿縣千金溝	曾雪堂	
源利金廠	砂金	瑛琿縣茶路八奇溝	鮑學義	
至誠金廠	煤	瑛琿縣石灰窰圓二道河子	王明	
洪源金廠	砂金	湯原縣鶴立崗石頭河東岸鶴立崗 鴨浦縣富拉罕溝	探金會社	
		呼瑪達拉罕溝		
		漠河德利罕溝		
興安金廠		嫩江呼瑪巴彥旗北接庫華金廠南至 門龍河西至多布爾河分水嶺東至寬 河黑龍江	實業部大臣 張燕卿	
觀都金鑛局		都魯河西岸東至黑龍江 北至觀音山南至羅北縣西至	實業部大臣 張燕卿	
大吉金廠		瑛琿縣 草溝	王紫屏	
裕邊金廠		瑛琿縣司巫里罕溝 瑛琿縣二得別列罕溝	顧德禮	
古溪金廠		瑛琿縣古爾河第三岔溝	韓永利	
啓源金廠		瑛琿縣縮爾機千溝	姚勝亭	
永興顏料石鑛公司	顏料	訥河縣青山咀子	張泰永	
志遠顏料石鑛公司		訥河縣青山咀子	徐鵬志	
鶴崗煤鑛有限公司	煤	湯原縣鶴立崗石頭河	鶴崗煤鑛	
裕利金廠	砂金	呼瑪境內	實業部大臣 張燕卿	

滿洲國產業概觀

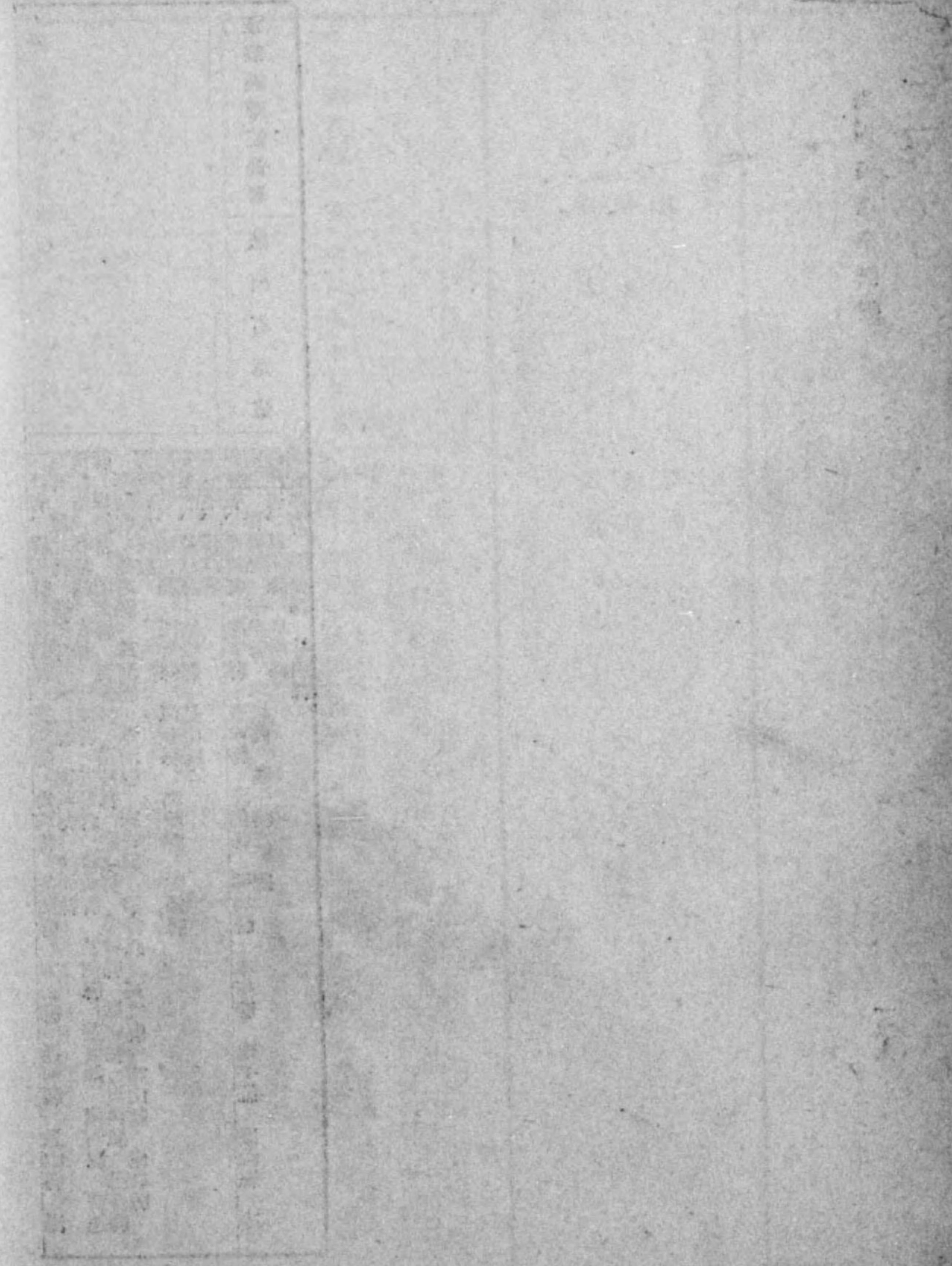
工業篇



廣田津 理代長司商工



(天奉) 部内場工績紡



第八篇 工業

目次

第一章 概況

第一節 大豆工業(油坊工業)

第二節 紡織工業

(一) 柞蠶工業

(二) 綿絲布工業

(三) 製麻工業

(四) 毛織業

第三節 食料品工業

(一) 製粉工業(磨坊)

(二) 製糖業

(三) 高粱酒釀造業(燒鍋)及酒精釀造業

造業

(四) 日本酒、麥酒、醬油釀造業

(五) 精米業

第四節 化學工業

(一) 油母頁岩工業

(二) 石油工業

(三) 硫安工業

滿洲國産業概観

(四) 製鹽及曹達工業

第五節 金屬工業

(一) 輕金屬工業

(二) 製鐵製鋼業

第六節 機械器具工業

(一) 車輛工業

(二) 機械工業

第七節 窯業

(一) セメント工業

(二) 煉瓦工業

(三) 陶磁器工業

(四) 硝子工業

(五) 石灰石工業

第八節 木材工業

(一) 製材及家具製造業

(二) パルプ工業

第九節 印刷及製本業

第十節 雜工業

(一) 煙草工業

(二) 畜産加工業

(三) 土木建築業

第十一節 電氣及瓦斯事業

(一) 電氣事業

(二) 瓦斯事業

第二章 工業關係施設事項

第一節 工業經營の許可

第二節 工業の指導獎勵

第三節 工業品検査及取締

第四節 工業上諸般の調査

第五節 電氣事業の統制

第六節 電氣事業法令の制定

第七節 水力發電計畫

第三章 工業關係調査實施事項

第一節 全國主要工場調査

第二節 重要工業特殊調査

第三節 發電水力資源調査

第一章 概況

本邦の工業は其の當初農業生産物を原料とする工業に依つて出發し漸次時代の波と共に近代工業の進出を見るに至つた。然し乍ら滿人側の工業は未だ微々たるもので建國以前は商業資本を主とし關東州及滿鐵附屬地に於ける日本側の資本以外は殆ど見るべきものがなかつた。

滿洲工業の發達過程に最大なる力を投じたものは日露戰役前に於ける露西亞の進出と其の後に於ける日本の石炭採掘及世界大戰である。

更に滿洲建國に依る外國資本の衰退、日滿兩國の密接關係及其後の國際狀勢は日本の重工業を躍進せしめると同時に滿洲に於ける滿日資本提携に依る諸種の工業の勃興を醸成したのである。

滿洲工業の最近に於ける概狀は工場數七、八七〇職工數一七一、〇四六にして生産額は三億五千萬圓を超へ資本金は二億一千八百九十七萬圓以上に達する。之を滿洲國と關東州及滿鐵附屬地との所管別に二分して觀るときは滿洲國管内に於ては工場數六、四九七職工數一〇七、九九七人生産額は一六〇、一九四、二七一圓、資本金七一、九一八、三五四圓にして關東州及滿鐵附屬地管内に於ては工場數一、三三三職工數六三、〇四九人、生産額一九〇、五三九、二四〇圓資本金一四七、〇五七、七七五圓と云ふ數字を示してゐる。即ち工場數及職工數にありては滿洲國管内に於て後者に比し尨大な數字を示し資本金及生産額にありては其の反對の傾向を見ることは滿洲に於ける近代工業の重點が關東州及滿鐵附屬地内に在るものと觀察すべきである。

即ち地域的に滿洲工業の發達を見ると南は大連北は新京迄の間に帶狀をなして發達し哈爾濱を中心とする區域内に於ても近代的工業の集團がある。其の他は國內全般に亘つて舊來の工業即ち燒鍋（燒酎釀造）磨坊（製粉）小油房等が散在して居る。

農産物に關する工業

A、大豆工業—豆油、豆粕（同附屬工業—硬化油、石鹼、塗料）、B、製粉業—澱粉、C、釀造業、D、製糖業、E、製

麻、紡績、榨蠶

林産物に關する工業

A、製紙及バルブ工業、B、燐寸工業、C、製材業

畜産物に關する工業

A、皮革工業、B、骨粉工業、C、毛織工業

礦産物に關する工業

A、石炭加工業—硫安、骸炭、コークライト、粗油、B、油母頁岩工業、C、製鐵工業及其の加工業、D、輕金屬工業—アルミニウム、マグネシウム、E、窯業—普通煉瓦、耐火煉瓦、硝子、セメント、陶磁器

更に滿洲工業の特色は滿人特有の在來工業が其の低賃銀、其他を武器として今尙根強く残つて居ることと之を企業形態別に見るときは左の如くである。

手工業—鞋舖（靴屋）成衣局（仕立屋）蹄鐵舖、鐵匠、木局（製材）家内工業—土布（手織）製造、染房、紙房
在來式工場工業—燒鍋、油房（楔式、螺旋式）絲房、磚房（煉瓦）

第一節 大豆工業（油坊工場）

滿洲に於ける大豆搾油工業は約六十年に亘る歴史を有し其の間驚異的な發達を遂げたものである。此の原因は

- (1) 原料大豆の豊富なること
 - (2) 製油原料として大豆の品質が優良なること
 - (3) 副産物である豆粕の利用範圍が廣大であること
- 等を挙げ得る。

當初油房の目的は單に豆油を得ることにあつて豆粕は副産物として僅かに國內家畜飼料に供せられるのみであつたが窒素肥

料としての對日豆粕輸出の激増支那及歐洲市場に於ける豆油、豆粕の需要及滿洲國內消費の増加は滿洲油坊の長足の進歩を促し爲に大豆加工工程に於ける豆油と豆粕との取得率の位置も累年變轉を示し最近に於ては豆粕七〇%に對し豆油三〇%と云ふ關係を現し滿洲油坊經營の本體は豆粕にありと迄云はれた。

近年日本に於ける農業恐慌及窒素肥料保安工業の勃興等に依る對日豆粕輸出の激減支那に於ける日滿貨排斥及歐洲油坊の大

豆抽油作業の發達等に依る大豆製品の對支對歐輸出の漸減は滿洲大豆工業特に奧地油坊に恐慌を齎らして居る。
然し滿洲民間工業の大宗たる油房に於て生産さる、豆粕の輸出額は累年原料大豆の輸出額に次いで第二位を維持し康徳元年度五千五百一十一萬圓、康徳二年度五千三百七萬圓、康徳三年度五千三百三十三萬圓、豆油輸出に於ては石炭に次ぐ第四位を維持し康徳元年度千六百二十六萬圓、康徳二年度二千十三萬圓、康徳三年度二千一百三十八萬圓の巨額を示し兩者を合計して滿洲總輸出額の一四・四%を占めて居る。

今全滿油房の概狀を示せば次表の如くである。

地域	油房數	一晝夜生産能力	
		基本資金千圓	豆粕(千枚) 豆油(千甔)
大連	五九	二〇、五〇〇	二二八
營口	二二	一、〇一〇	三九
安東	二六	五二〇	五四
其他	二九七	八、〇〇〇	一三〇
計	四〇四	三〇、〇三〇	四四一
哈爾濱	四〇	二、九〇〇	八三
其他	二八	九五〇	四六
總計	六八	三、八五〇	一二九
計	四七二	三三、八八〇	五七〇

註 一九三三年度(大同二年)全滿豆粕生産高は三八、二九三、〇〇〇枚即ち一、〇五八、〇〇〇噸である。
即ち右表の如く全滿油房の中樞は大連に在り、之に次ぐものは哈爾濱にして兩者共其の規模生産量大にして國際工業としての特徴を發揮せるものと云ひ得る。

製油法は楔式が最も舊式で螺旋式、水壓式と進歩し特に大連油房に於てはベンジン抽油工程に依るもの數箇所を數へ最近新設されたる滿洲大豆工業株式會社に於ては鈴木博士の指導による獨特のアルコール抽出法完成し大豆油の完全抽出、副産物レシチン、グイタミンの製造及豆粕(豆精)の食料化に於て大豆工業の新紀元を畫せるものと謂はれて居る。

哈爾濱油坊の逐年の不振は前述の豆粕對日輸出の激減大豆製品の對外輸出の減少に加へソ聯の油坊保護政策の廢減に因る輸出採算上の不利等に依るも北鮮經由輸出の開通と本年二月實施されたる全滿鐵道運賃改正及特定運賃の實施等に依り其の復活を期待されて居る。

安東油坊は主として朝鮮方面に營口油坊は主として支那市場(南支方面)に地歩を有し全滿各地に散在する小油坊の製品(豆油)は地方消費に充當されて居る。

第二節 紡織工業

(一) 柞蠶工業
滿洲の柞蠶業は南滿特に安東を中心としたる東邊道一帶を主産地となし奉天省西豊縣及吉林省の一部丘陵地帯に約四〇萬町歩に亘る蠶場を有し年産六〇乃至七〇億粒の產繭額を有する。而して柞蠶製絲業は績機數(操絲機械)及産額に於て安東を其の主位となし海城、蓋平、西豊、岫巖、復、鳳城、莊河之に次ぎ全滿に約二四〇の工場と約二〇、〇〇〇臺の繰絲機を有し年輸出額柞蠶絲約一千萬圓屑絲約一百萬圓、本邦特産品として大豆石炭に次ぐものにして柞蠶絲は内八〇%を日本の輸出絹綹の

材料として消化せられ残餘は芝罘、上海方面に輸出せられ屑絲は紡績原料として使用せらるるものである。然るに近來輸出柞蠶絲に不正増量の目的を以て油脂、鹽等を混するもの多く爲に絲質を害し製品に及ぼす影響大なるを以て之が防止を爲さしめんとし康徳元年十一月全滿柞蠶製絲業者を以て組織したる全國柞蠶絲業公會聯合會を結成せしめ斯業の統制、品質其の他諸般の改善を爲すを目的とし輸出柞蠶絲検査所を安東に、海城、蓋平に検査出張所を設置し康徳二年六月より輸出検査を實施し開始以來既に三八、五六九捆（康徳四年二月末日現在、一捆は百斤入とす）の検査を受理した。

柞蠶絲は本邦独自の産物にして絲質の強靱なること獨特の風味色澤を有すること、價格低廉なる等の特質を有する。日本に於ける輸出絹紬は米國及印度南洋に年々二千萬圓内外の輸出額を有する世界的商品である。其の他從來日本丹後地方に於て高貴織に交織せられたる天蠶絲の代用品として近來頗る需要増加し其の他飛行機翼、電線コード、包装用及洋服地羊毛との混織等廣汎に亘る消費分野が逐年開拓せられつゝある現状である。然るに之が原料たる原料繭は戸外に放養せらるゝ爲天候の影響を蒙り鳥獸害、飼育地帯の匪害等飼育に極めて不利なる條件を有し加ふるに飼育方法原始的にして從來何等科學的検討と指導の行はれざるとに依り近來微粒子病蔓延甚しく逐年減産の過程を辿り來れるを以て政府は病害驅除の對策として今次奉天省西豐に國立柞蠶種繭場を設置し無毒種繭の配布を爲し原料繭の増産を企圖することゝなつた。

(二) 綿絲布工業

綿絲布工業が近代工業として勃興したのは歐洲大戰に依つて資本技術共に充實した日本紡績が上海、青島から進出したこと因る。其の原因は滿洲自體が綿絲布の大消費地なること、勞動力豊富且低賃銀なること、關東州内は機械材料に輸入税無きこと、公課租税の低きこと等があつたが現實に事業に着手して見ると意外に支障多く爲に滿洲の紡績業は從來甚だ不振であつた。然し建國後に於ては舊軍閥の壓迫なく棉花の自給等に於て滿洲紡績は特に有利な地位に置かれ大同元年には營口紡績會社が新設され康徳二年に於ては各工場の増産設備を見るに至つた。又滿洲在來の織業は全滿に亘り約一萬臺の織機があり土布を製出し年々十五萬捆の綿絲を消化して居る。之等の土布は割安な原絲低廉な生産費により製作され品質粗惡なれども強靱なる

爲滿人間に歡迎されて居る。

現在滿洲に於ける綿絲紡績會社は左の五社である。

會社名	所在地	資本金	精紡錠數	織機臺數
奉天紡紗廠	奉天	四百五十萬圓	三〇、〇〇〇	二五〇
滿洲紡績會社	遼陽	五百萬圓	七八、〇〇〇	一、〇四〇
内外棉金州工場	金州	一千三百二十五萬圓	九二、〇〇〇	一、〇〇八
滿洲福紡會社	周水子	百五十萬圓	三〇、〇〇〇	一
營口紡織股份有限公司	營口	三百萬圓	二〇、〇〇〇	四〇四(外に二二〇)
尙滿洲福紡會社	二二〇、〇〇〇	錘及營口紡織股份有限公司	二二三五、〇〇〇	錘織機八〇〇臺を増設中である。

(三) 製麻工業

滿洲は東洋に於ける麻袋（大豆其の他穀物石炭等の包装）の最大消費地であり又麻の産地である。其の一年の需要數量は五千萬枚（輸入麻袋康徳元年度九三萬擔、康徳二年度九〇萬擔）と算せられて居る。滿洲は氣候風土に於て麻類の栽培に適し風に製麻工業は有望視され大正六年大連に滿洲製麻會社、同八年奉天に滿蒙纖維工業會社設立され一時は兩社生産高を合して四百萬枚なりしが建國後は兩者製造能力千百萬枚を産する盛況を呈して居る。

尙一箇年六百萬枚生産の計畫を以て遼陽麻紡股份有限公司が遼陽に工場新設中である。

殊に康徳元年十一月の滿洲國輸入關稅改正により奉天製麻事業は著しく有利となつた。且北滿地方は亞麻栽培の好適地なる爲康徳元年四月滿日亞麻紡織股份有限公司が設立され北滿農民に亞麻の請負耕作を爲さしめ製線を爲しつゝあり。

尙最近本邦産ケナフを原料として麻袋を製造する爲奉天省遼陽に遼陽紡麻股份有限公司が設立中である之が完成の曉は六百萬枚の麻袋を生産する豫定である。

(四) 毛織業

滿洲の羊毛年産額は三十萬斤と稱せられて居るが羊毛の品質極めて粗悪で毛布、毛絲及カーペットヤンの原料とするに足るのみで羅紗類の原料には適さない。現在は原毛の儘米國其他へ輸出されて居る状態で滿洲に於ては毛織工業の見るべきもの少く僅かに奉天の滿蒙毛織株式會社及哈爾濱裕慶德股份有限公司の二社あるのみ。

尙滿蒙毛織は最近奉天に第二工場、天津に分工場を設立計畫中である。

第三節 食料品工業

(一) 製粉工業

製粉業は油坊及燒鍋と共に滿洲に於ける三大工業の一であつて日露戰爭前露軍の需要に應ずる爲一九三〇年哈爾濱に設立されたる滿洲製粉會社(現廣源盛火磨)を其の濫觴として勃興を見、露軍撤退に因る需要激減、歐洲大戰に因る需要増加及其後の浮沈を経て現在滿洲に於ける斯業は哈爾濱を中心として北滿に限られ、南滿洲に於ては殆ど見るべきものなく、新京五工場の外哈爾濱及舊北鐵沿線の工場数は五十五を算し此等の全生産高は年額千五百萬袋乃至千八百萬袋と推算されて居る。尙此の外に滿洲各地には磨坊と稱して家内工業式のものが無數に散在して地方消費に充てて居る。其消費狀況は建國前に於ては國內生産品と輸入品を合算して約二千四百萬袋であつたが建國後著しく増加し大同二年度は輸入粉のみにて約二千三百萬袋に達し其内一千七百萬袋は日本粉、殘餘は滾、米、加、支より輸入され之に國內生産高を千五百萬袋と概算するときは全滿一箇年消費高は三千八百萬袋人口一人當り消費量は一袋強に相當する。康德元年度小麥粉輸入額は二三、三五一、五一七袋、康德二年度は二〇、七六七、一七一袋、康德三年度は約九、三九八、四二二袋なるも政府に於て樹立せる北滿小麥増産計畫に依る原料小麥の増産及麥粉の輸入統制に依つて日滿製粉股份有限公司(資本金二百萬圓全額拂込)の設備擴張及昨三年七月日東製粉股份有限公司(資本金二百萬圓半額拂込)、同年十二月康德製粉股份有限公司(資本金二百萬圓半額拂込)、四年一月)東洋製粉股份有限公司(資本金二百萬圓半額拂込)等の設立は本邦斯業今後の發展性を窺ふに足るものである。

(二) 製糖業

本邦に於ける製糖業は氣候の關係上國產品としては甘蔗糖は全然望みなく甜菜を原料として居る。製糖事業は北鐵東部線阿什河の日米合辦北滿製糖會社及休業中の奉天南滿製糖、呼蘭製糖を買収せる滿洲製糖股份有限公司の新設等が主たるものである。

本邦の砂糖消費は主として日本糖、支那産赤砂糖、香港糖、爪哇糖、獨逸糖等の輸入に據るものでその輸入量は年々増加の傾向を示し康德元年度輸入額千五百六十六萬圓餘、康德二年度は千二百九十七萬圓なるも原料甜菜の増産可能性に鑑み將來滿洲製糖業の有望性が多分に含まれて居る。

(三) 高粱酒釀造業(燒鍋)及酒精釀造業

滿洲の在來工業に於て高粱酒を主とする釀造業燒鍋は油房、磨房と共に三大工業の一であり滿洲邊陲の地と雖も必ず發見せらるる工業で工場數約三百企業資本約三千六百萬圓に上つて居る。

高粱は高粱酒の原料たるのみならずアルコール原料として豊富な供給力を有す、アルコールは大豆油抽出用として相當の需要があり又其他工業用として或は燃料として將來を約束されて居る。北滿に於ける酒精釀造業は從來小酒廠が對立して居たが大同二年日滿合辦の大同酒精股份有限公司が創立せらるゝに及んで殆ど完全に近い統制が實現するに至つた。

(四) 日本酒、麥酒、醬油釀造業

滿洲に於ける日本酒、麥酒、醬油の需要は建國以來日本人の増加に伴つて逐年増大し其の釀造業も異常な發達を示して居る。即ち日本酒釀造工場の主なるものは康德元年度調査に依れば新京三、奉天二、朝陽川一、牡丹江一、哈爾濱二、龍井四、圖們一、延吉二等で釀造高は四九、六九〇石(内一五、〇〇〇石は關東州及滿鐵附屬地)を示して居る。麥酒會社の主なるものは大滿洲忽布麥酒會社、大興製酒廠、滿洲麥酒會社があり、康德三年に於てアジヤ麥酒會社及哈爾濱麥酒會社の二社が設立せられた。醬油釀造に於ては建國前皆無と云はれた國內釀造高は最近に至り關東州釀造高の三割を生産する状態である。

(五) 精米業

康徳二年度生産稻米は概三百萬石（白米として百二十萬石）と推算され前年對比約二倍弱と云ふ増加で滿洲精米業も一段の發展を見た譯である。

滿洲に於ける米穀集散市場は北滿は牡丹江、一面坡、哈爾濱、齊齊哈爾、南滿は吉林、新京、開原、鐵嶺、奉天、山城子、撫順、營口、安東、松樹大連等である、康徳二年十月現在の調査による主要精米工場數は大連四、撫順六、安東一〇、開原三、鐵嶺五、奉天四、新京五等である。

第四節 化學工業

(一) 油母頁岩工業（オイルシエール）

油母頁岩工業に付ては鑛業編に於て略述せる如く滿鐵撫順炭礦に於て昭和三年以來第一次、第二次計畫に依る一千五百萬圓の投資に依りて世界無比のオイルシエール工場が完成され、年々二百七十七萬六千噸の頁岩より原油十二萬八千噸、硫安二萬二千噸を採取し更に原油より重油六萬五千餘噸、粗蠟二萬噸、揮發油一萬六千餘噸の生産あり第三次擴大計畫に依りて近く三十六萬噸の原油増産が豫想されて居る。

(二) 石油工業

康徳二年四月滿洲石油類專賣制實施の結果、石油販賣の自由市場は關東州内を餘すのみとなり、之と關聯して特殊會社たる滿洲石油株式會社の本格的操業に入り、滿洲石油工業の確立を見るに至つた。該會社甘井子工場の一箇月原油處理能力は五千噸にして製品の大部分を專賣總署に納入する。

原油の買付は大連買付業者に入札せしめ米國加州より購入する。

(三) 硫安工業

現在滿洲に於ては撫順炭礦、昭和製鋼所、南滿瓦斯會社に於て副産物として生産して居る。大同二年資本金二千五百萬圓を以て大連に設立されたる滿洲化學工業會社は能力十八萬噸の硫安工場を設立し之を基礎として製造品目の範圍を擴張し、滿洲

に於ける化學工業體系の中心たるべく期待されて居る。

(四) 製鹽及曹達工業

既説水産編に於て述べたるが如く滿洲國の豊富なる資源を利用し國民經濟上並に國防上重大なる地位を占むる製鹽工業の確立を企劃され遂に康徳三年四月二十七日政府の指導統制の下に日滿合辦の特殊會社滿洲鹽業株式會社が設立された。同會社の事業目的は滿洲に於ける鹽田を開發し鹽の増産を圖り日滿兩國に對し主として工業鹽の供給を圓滑ならしむるにありて、鹽の製造加工並に販賣、副産物加工並に販賣を行ひ八箇年計畫を以て年額十七萬噸の工業鹽を生産し右計畫實現後は更に増産に努め年額二十六萬噸の工業鹽を日本に輸出すべく計畫されて居る。

鹽田開發計畫は復縣第一期千四百萬町歩、第二期二千三百萬町歩、製産額は年産十五萬噸の見込で社外買上額は十一萬六千噸の豫定である。資本金は國幣五百萬圓（四分一拂込）にて其の内譯は滿洲國政府百二十五萬圓、滿鐵百萬圓、日本鹽業百六十萬圓、旭硝子三十萬圓、徳山曹達三十萬圓、滿洲化學工業二十五萬圓、東拓十萬圓曹達標白粉同業會加盟五社二十萬圓である。

製鹽工業の確立に伴つて滿洲に於ける唯一の曹達工業（曹達灰の製造販賣）の獨占會社として本年（康徳三年）五月二十二日政府監督の下に滿洲曹達株式會社が設立された。其の事業計畫概要は

- 一、生産能力——曹達灰日産百噸、年産三萬六千噸
 - 一、製造方法——アムモニア曹達法
 - 一、工場位置——大連市外甘井子（滿洲化學隣接豫定地）
 - 一、主要原料——滿洲國鹽及關東州並に自家鹽田による鹹水、石灰石（大連附近産）
- （コークス及アムモニア（滿洲化學工業會社より供給））

で工場は直に着工の豫定にて、操業開始の上は關東州を含む全滿曹達需要一萬八千噸を充足し殘餘の一萬八千噸は日本及南北支那市場へ進出の豫定である。同會社資本金は八百萬圓（半額拂込）で其の内譯は滿鐵二百萬圓、滿洲化學工業二百萬圓、旭

硝子二百六十萬圓、見光硝子百六十萬圓である。

第五節 金屬工業

(一) 輕金屬工業

近來輕金屬マグネシウム、アルミニウムの需要は激増し特に日本に於てはアルミニウムの製産少なく其の輸入額は年年増加の傾向にある。然るに南滿一帶には此等輕金屬原礦石たる礬土頁岩豊富に賦存し其の工業化は近く異常なる進展を見るべく期待されて居る。

滿鐵撫順アルミニウム試験工場に於ては滿洲に於けるアルミニウム工業の重要性に鑑み撫順に年産一萬二千噸を目標とする工場建設計畫に依り先づ其の試験準備として大同二年より五百キロワット及三千キロワット等の試験用電氣爐を設け康徳元年十一月工業試験の完了を見、特殊會社滿洲輕金屬製造株式會社の設立を了し現在工場建築中である。日滿アルミニウム株式會社は本社を東京に置き昭和八年十月資本金五百萬圓(四分一拂込)を以て設立、滿洲及朝鮮のアルミナ原礦礬土頁岩に理研の鈴木博士發明に係る乾式法を應用して、金屬アルミニウムを製造するもので、富山縣に工場を有する。

(二) 製鐵製鋼業

製鐵製鋼工業は鞍山の昭和製鋼所及本溪湖煤鐵公司の兩者にて其の鑛區は鞍山附近に十九箇所本溪湖附近に十二箇所及弓張嶺鐵山の豊富な鑛山があり、其の外製鐵業に必要な原料も滿鐵鑛以外は石灰石、耐火、石炭材料共に豊富で製鐵事業經營上極めて重要な位置を占めて居る。

副産物としての瓦斯は熱用或は發電用として供せられ、その他鑛滓煉瓦、鑛滓バラスト、鑛滓セメントを始め硫酸、コークス、クレオソート、ベンゾール、ナフタリン、石灰等の一般工業の根幹も此の大鐵工業の建設に附隨して形成されんとし居る。

昭和製鋼所は鋼材を原料として鑄鋼、輕便軌條鋼管、ロール瓦斯管鉛板等の製造工業を製鋼所構内に興し日本及滿洲の鐵工

業者中より希望者を選定して之に當らしめ康徳元、二年に於て滿洲亞鉛鑛會社、鞍山鋼材會社、滿洲住友鋼管會社、滿洲ローレル製作所、日滿鋼管會社、滿洲鑄鋼所、井口洋行、久保田鐵工所分工場の八工場が竣成し昭和製鋼所を中心として鞍山に一大鐵鋼業プロックを形成せんとして居る。

本溪湖煤鐵公司の採掘能力は年二十一萬噸、選鑛能力三萬噸、所屬鑛區十二箇所を有して居る。

第六節 機械器具工業

滿洲に於ける機械工業は勿論未だ幼稚なものであるが機械工場の主なるものは滿鐵鐵道工場、大連汽船會社船渠工場及大連機械製作所等で其の他大連に約十工場(資本金十萬圓以上のもの)を有して居る。然し建國後の情勢變轉は特に機械及金物界に於て顯著にして外國商業資本の衰頹に因る日本資本の進出目覺しく奉天に於ける滿洲工廠、日滿鋼材工業、鞍山に於ける鞍山鋼材、滿洲住友鋼管及その他前記の鞍山製鋼所を中心とする八工場の設立を見るに至つた。

(一) 車輛工業

A 滿鐵鐵道工場——滿鐵會社は明治四十一年大連に隣接する北沙河口に滿鐵會社にて使用する鐵道用機關車並に車輛の製作、組立、修繕を目的とする大工場を設立し同四十四年作業を開始した。

該工場は獨立の水道を敷設し工場地面積約六十萬坪、建物七十三棟約一萬九千坪、機關車二十七輛、客車三十六輛、貨車百三十輛を同時に收容する能力を有して居る。

B 同和自動車工業株式會社——本會社は日滿合辦滿洲法人たる特殊會社にして滿洲國政府二十萬圓(現物出資)、滿鐵二百九十萬圓、日本に於ける自動車製造業七社(自動車工業日本車輛、三菱造船、川崎車輛、東京瓦斯電氣、戶畑鑄物介四十六萬圓、日本自動車三十四萬圓)の出資にて資本金六百二十萬圓(現物四分の一拂込、現物出資二十萬圓)を以て康徳元年三月三十一日設立せられ五月より開業したるものである。

其の事業は日本に於ける自動車製造會社より共販組合の手を経て乗合及貨物自動車の部分品を購入して組立を行ひ、車體の